

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第5回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成27年9月15日(火) 午前10時～12時
開 催 場 所	市役所 4階 中部地区会館 401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、吉富委員、栗原委員、高橋委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、小川委員、大平委員、堀越委員、藤崎委員 欠席者：野崎委員、小谷委員、木下委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、地域福祉課主任(地域福祉グループ)、コンサルタント(2名)
報 告 事 項	(1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第4回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 地域福祉計画の素案(第1章～第5章)の検討について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 地域と地区の使い分けについて、検討し、両者が対象としている内容を明確にする。 10ページ「(3) 民生・児童委員の活動」の「保健所」という文言を実態に即した機関名へと修正する。 11ページ「(4) 市民活動への支援」について、NPO法人数の増減が見える内容にするとともに、ボランティア団体のメンバーの人数と個人ボランティアの登録人数は別であるということを分かりやすく記載するよう内容を修正する。 19ページ「【コラム】 発達障害、高次脳機能障害、難病について」における内容について、誤解を生まないよう表現を修正する。 25ページ「② 地域医療の充実」について、武蔵村山病院における認知症医療について確認し、実態に即した内容に修正する。 45ページ「基本目標2」を「みんなが連携・協働できるまちづくり」、「基本目標4」を「自立を支援するまちづくり」に変更するか検討する。 61ページ「主な事業目標」の「内容」に「羽村特別支援学校」を併記する。 78ページ「市民・活動団体にできること」の「○宿泊防災訓練などに参加した若い世代が」という表現について再度検討し、必要に応じて修正する。 92ページ社会福祉協議会をどこに位置付けるか検討する。 指摘事項の文言修正を事務局に一任する。 (2) 次回の開催日は、10月22日(木)午後2時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、	※ 議事進行前に事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について【説明要旨】(参考「資料1 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」) ● 「第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」に

●=事務局)

については、資料1のとおりである。修正などがあれば、本日から一週間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。

(2) 第4回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について

【説明要旨】

- 前回の委員会において委員の皆様から指摘があった箇所については、文言の修正等を除くと、第4章の記載内容修正となっている。こちらについては、次の議題で皆様に審議いただきたいと考えている。

【主な意見等】

- (座長) ただいま、事務局から報告があったが、何か意見等はあるか。
- 特になし。

(3) その他

- 特になし。

【主な意見等】

- 特になし。

議題

(1) 地域福祉計画の素案（第1章～第5章）の検討について

【説明要旨】（参考「別紙 地域福祉計画の素案（第1章～第5章）へのご意見」、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状（修正）（差し替え用）」「資料2 武蔵村山市第四次地域福祉計画（素案）【平成27年9月9日現在】」）

- 素案の第1章から第4章までの内容については、これまでの会議で説明させていただき、時間の関係で第4章の審議が途中となっていたため、委員の皆様には引き続き第4節から審議をお願いしたいと考えている。

審議に入る前に、委員の皆様から連絡票によりいただいたご意見を本日の配布資料「地域福祉計画の素案第1章から第5章へのご意見」としてまとめさせていただいたので、こちらから説明する。

まず、14ページ「(1) 高齢者の推移」について、高齢者人口と高齢化率の比較の部分は平成27年度が空欄となっているが、今後差し替えるにしても直近のデータを記載してはどうかとの意見をいただいたため、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状（修正）（差し替え用）」では、平成27年1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口の数値を反映している。なお、記載してあるように、今後この数値の取扱いについては変更となる可能性があることをご理解いただきたい。

次に、19ページをご覧ください。こちらのコラム欄の内容について、発達障害・高次脳機能障害・難病について、障害者総合支援法による福祉サービスを利用できる旨の記載を追加してはどうか、障害者総合支援法で対象となる難病は平成27年7月1日現在332疾病あるため記載内容を検討してはどうか、最近では、自閉症スペクト

ラム障害という定義のもと、自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障害をひとくくりの障害単位として考える傾向にあるようなので、表現の仕方について懇談会で諮ってはいかがか、という3点の意見をいただいた。障害者総合支援法による福祉サービスを利用できる旨の記載及び難病数については、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状（修正）」の4ページのとおり修正している。また、「自閉症スペクトラム障害」という表現の仕方については、障害福祉課等とも検討しているところであるが、委員の皆様からも意見があればいただきたい。

次に、21ページをご覧いただきたい。年齢3区分別人口及び構成比の推移の部分は平成27年度が空欄となっているが、今後差し替えるにしても直近のデータを記載してはどうかとの意見をいただいたため、「別紙 第2章 武蔵村山市の現状（修正）（差し替え用）」では、平成27年1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口の数値を反映している。

最後に、74ページについて、「さらに、交通不便の地域への対応として、市内循環バスを補完する新たな公共交通である乗り合いタクシー「むらタク」の更なる活用を図っていきます」という文の「更なる」は公用文の表記としては相応しくないため、「一層の」に表記を修正すべき旨の意見をいただき、表記を変更している。

以上が、「地域福祉計画の素案（第1章～第5章）へのご意見」の説明となり、続いて計画素案の資料について説明する。

本日お示しする「地域福祉計画の素案」は、ページ数も多いことから、これまでの策定懇談会でお示しした素案と比較し、変更した箇所を中心に、委員の皆様と市の策定委員から指摘のあった箇所も含めて説明する。

まず、「第1章 計画の基本的事項」から説明させていただく。

第1章については、3ページ「第1節 計画の基本的事項」、4ページ「第2節 計画の性格と位置付け」及び5ページ「第3節 計画の期間」で構成されているが、変更箇所はないので、説明を割愛させていただく。

なお、5ページ「2 他の福祉計画等の計画期間」について、印刷の関係から介護保険事業計画の「画」の字が抜け落ちてしまっているので、加筆いただきたい。

続いて、「第2章 武蔵村山市の現状」について、説明させていただく。

第2章については、9ページ「第1節 地域福祉の現状」における「1 地域福祉の取組状況」の「(1) 相談体制の充実」における生活保護世帯数の推移について、これまで平成12年度を基準に直近の5年間を掲載してきたが、基準となる年を平成17年度に変更している。

なお、先日開催された市の策定委員会において、生活保護世帯数の推移という表が、いきなり出てきてしまうので、上の本文との整合性を考慮して修正すべき旨の指摘があり、今後文言が修正される可能性があることを申し添える。

次に、11ページ「(4) 市民活動への支援」について、委員から提案いただいた文章を事務局で精査し、文章のつながり等の関係から一部変更を加える形で内容を修正している。

また、市内に拠点を置くNPO法人数の推移についても、先ほどと同様に基準となる年を平成17年度に変更している。

次に、13ページ「(8) 防災や安全・安心への取組」の内容については、防災安全課と地域福祉課内の避難行動要支援担当と調整し、記載内容を変更している。

次に、18ページ「3 障害者福祉」における「(1) 障害者（児）の状況」の「③ 精神障害者等」においては、委員から第三次地域福祉計画に引き続き自立支援医療者数について記載すべき旨の指摘があり、新たに掲載している。

次に、19ページ「【コラム】 発達障害、高次脳機能障害、難病について」においても、委員から第三次計画に掲載したコラムの内容である発達障害及び高次脳機能障害に加えて難病について記載すべき旨の指摘があり、新たに掲載している。

次に、22ページ「4 子育て支援」における「(1) 子どもと子育て家庭の状況」の「② 児童・生徒数の推移」及び「③ 幼稚園入園児童数の推移」については、平成27年の5月1日現在の数値を新たに掲載している。

次に、25ページ「5 保健医療」について、内部の委員より保健分野の施設の状況についても記載すべき旨の指摘があり、26ページに「(3) 保健医療施設の取組状況」として新たに記載している。

最後に、27ページ「第2節 市民意識調査結果（三者比較表）」について、昨年度実施した市民意識調査の内容を新たに記載し、併せて比較表のグラフの文言等の修正を行っている。

また、一点補足であるが、26ページの地図上の番号に誤りがあったため、「⑤→④」、「⑥→⑤」に変更していただきたい。

続いて、「第3章 計画の基本的な考え方」を説明させていただく。

第3章については、45ページ「第2節 計画の基本目標と施策の体系」における「1 計画の基本目標」の「基本目標1」について、座長より意気込みを表す意味でも「みんなが参加しているまちづくり」から「みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」へ変更すべき旨の指摘があり、そのように変更している。

次に、「基本目標2」については、第4章本編の内容と連動する形で第2段落の「また、福祉サービスの受給者とサービス提供者を結びつける地域福祉コーディネーター等の機能の充実を図ります。」という一文を追加している。

次に、「基本目標3」についても、第4章本編との連動から、第2段落目の「また、防災面から避難行動要支援者登録等を推進することで、個人情報に配慮しながら地域コミュニティを強固にした福祉との連携に努めるとともに」という一文を追加している。

なお、先日開催された内部の委員会において、基本目標1は「～してつくる福祉のまちづくり」であるのに対し、基本目標2は「～しているまちづくり」となっており、果たしてこの表現のままで良いのか、また、基本目標2については、連携・協働というよりは、「ニーズに応えるまちづくり」という内容の方が良いのではないかとの指摘もあり、現在事務局で検討しており、本日委員の皆様からも意見をいただければと思っている。

最後に、48ページ「第3節 エリア設定の考え方と将来人口推計」の「2 将来人口推計」については、第四次長期総合計画後期基本計画と整合を図り将来人口を約76,000人に設定し直している。

続いて、「第4章 基本計画」について、説明させていただく。

第4章については、51ページ「第1節 みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」における「現況」の内容について、座長より、表現がわかりづらいため修正すべき旨の指摘があり、修正している。

また、「○ 目指す地域のすがた」の2つ目の表現について、委員より「活動環境が整い」という表現の後に、具体的な活動環境である、活動の場や機会、活動のための情報といった表現が続く記載がわかりづらい旨の指摘があり、表現を修正している。

なお、本来であれば、51ページ等、節の初めには、「現況」という黒塗りの表題があるが、印刷の関係から本日の素案では抜け落ちてしまっている。次回お示しする際には、修正することをご理解いただきたい。

次に、54ページ「【コラム】自助・共助・公助について」について、内部の委員より「自助・共助・公助」の順番について、地域防災計画等を確認し、列挙する順番の修正を検討すべき旨の指摘、また、座長より内容をわかりやすくするように修正すべき旨の指摘があり、内容を修正している。

なお、修正の際に、委員よりご提案のあった「近助」という表現については、市の防災安全課と調整を行った結果、地域防災計画との整合性を考慮し、本計画には掲載しないこととなったので、ご理解いただきたい。

次に、56ページ「市民・活動団体にできることの検討」及び「市内の事業者（所）にできることの検討」について、座長より、シルバー世代と団塊の世代にだけでなく、もっと多様な市民参加の記載にすべき旨の指摘があり、文言を修正している。

次に、57ページ「3 活動団体間のネットワークづくりの推進」における【主な事業目標】の「市民活動見本市（仮称）の開催」について、座長より内容をわかりやすくするように修正すべき旨の指摘があり、協働推進課と調整し、内容を修正している。

次に、64ページ「第2節 連携・協働しているまちづくり」における「2 福祉サービス充実の基盤づくり」の【主な事業目標】について、市の策定委員会から指摘があり、「医療・介護連携推進協議会（仮称）の設置」へと文言を修正し、また、「福祉サービス第三者評価への助成」についても、所管課及び取組を確認すべき旨の指摘から、高齢福祉課だけでなく、障害福祉課及び子ども育成課における取組内容を記載し、現状と目標の値及び所管課を修正している。

次に、以前の懇談会において、委員より、市のコーディネート機能について記載を検討すべき旨の指摘があり、65ページに新しく「【コラム】 地域のコーディネーターについて」を記載している。ご確認いただきたい。

次に、66ページ「3 相談体制・情報提供の充実」における「(2) 利用相談・苦情相談窓口の充実」について、内部委員より市が行うサービスに対する苦情の相談窓口のように読めてしまうので、取組内容を確認して修正すべき旨の指摘と座長より当初「(2) 苦情相談窓口」としていたことに対して、利用相談を行っているのであれば、取組名にも記載し、内容も修正すべき旨の指摘があり、修正している。

また、委員より障害者差別解消法の施行に伴う取組について記載すべき旨の指摘があり、障害福祉課と調整し「(4) 相談員の資質向上のための支援」の内容を修正し、連動する形で68ページに新しく「【コラム】 障害者差別解消法に係る職員対応要領の制定について」

を記載している。ご確認いただきたい。

次に、74ページ「第3節 安全・安心なまちづくり」における「1 福祉のまちづくりの推進」の「(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進」について、委員より「むらタク」の本格実施についての文言を追加することを検討すべき旨の指摘をいただいたが、都市計画課と調整し記載しないこととしたので、結果のみ報告させていただく。

また、「(4) 外出を支援する仕組みの充実」について、委員より外出支援ボランティアの受け入れ体制等外出を支援する取組について、確認して内容の修正を検討すべき旨の指摘があり、関係各課に確認し、ボランティアセンターにおけるボランティアのコーディネート、高齢福祉課及び障害福祉課におけるサービスとしての仕組みを考慮して、文言の修正及び所管課を修正している。

なお、75ページに外出支援ボランティアに関する注釈が入っているが、こちらは次の策定懇談会に素案を提示した後に、資料編へと移動することを想定しているので、ご理解いただきたい。

次に、78ページ「2 安全・安心のまちづくり推進」における「市民・活動団体にできることの検討」について、委員より、高校生の宿泊防災訓練の知識や経験を生かすことを盛り込むべきとの指摘を受けて、新たに四つ目の○（シロマル）の内容を記載しているが、先日開催された市の策定委員会において、参加できる対象者が都立高校生に限定されており、一般の方が参加できるかのような誤解を生む可能性もあるため、内容の削除を検討すべき旨の指摘があった。こちらの取扱いについては、再度事務局で検討させていただきたい。

次に、80ページ「3 支援のための制度の周知等」における「(1) 成年後見制度の周知・運用」については、長期総合計画との整合を図り、新しく申立て費用や報酬の助成について記載している。

最後に、87ページ「第4節 自立を促進するまちづくり」における「3 生活困窮者の自立支援」の「(1) 自立に向けた相談支援」の内容については、所管課で内容を再検討して修正している。

また、88ページ「【コラム】生活困窮者自立支援制度について」を新しく記載している。

なお、委員より、市民にできること及び事業者にできることについて、例えば、NPO法人等の主体はどちらに分類されるのか、事業者とはどのようなものを想定しているのかといった観点から、内容について整理すべき旨の指摘があり、事務局としては、事業者とは、主に企業を指し、事業活動を行うものと捉え、それ以外の活動団体については、市民にできることに分類すると考え、標記を「市民・活動団体にできることの検討」に変更し、内容の精査を行い、委員の意見を反映する形で文言を修正している。

続いて、「第5章 計画の推進と進行管理」について説明させていただく。

第5章については、委員の皆様にお示しするのは今回が初めてであるため、91ページ「第1節 計画推進の体制」の「1 推進体制の考え方ー適切な役割分担による計画の推進ー」から説明する。

ここでは、「市民」、「事業者」と「市」の三者が、地域において主体的・積極的に役割を果たし、地域社会が協働の視点で取り組みを行っていくという理念的なことを述べている。

なお、イメージ図は、三者というよりは、すべての関係者が全ての

人の地域生活への支援を行うという図になっている。

前回計画からの変更点としては、イメージ図の修正を行っている。

次に、92ページ「2 期待される役割」につきましては、先ほどの三者の役割が述べられている。

基本的な考え方については、第三次地域福祉計画から大きく変更となるものではないため、社会福祉協議会の役割について内容を修正したこと以外は前回計画を踏襲している。

次に、93ページ「第2節 計画の進行管理」についても、前回計画を踏襲する形となっているが、計画の評価と公表について、市の策定委員より評価の取扱いについて検討すべき旨の指摘があり、所管課では、今後は中間報告を行いたいと考えており、その内容を記載している。

以上、雑駁ではあるが、地域福祉計画の素案（第1章から第5章）の説明とさせていただきます。

【主な意見等】

- （座長） 審議していないのは第4章の第4節からとなるが、とりあえず順番を追って皆さんから意見をいただきたいと思う。

私の方からは3ページの「プライバシーに関する意識の高まりが伺えます」の「伺う」は「窺う」が正しい表記であるので修正された方が良い。通常は平仮名でもここは良いことになっている。

新たに今気が付いたということでも結構だが、第1章のところは何か意見等はあるか。

- 特になし。

- （座長） 無いようなので、第2章に進みたいと思う。何か意見等はあるか。

- 30ページ「(4) 地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動」における「地区組織等」の内容がよく分からない。この言葉は第4章、73ページにも引用されているのだが、例えば、消防団とか交通安全協会とか、そういうことを指しているのか、もう少しここは内容をはっきりさせたらいかかが。

- 30ページについては、昨年度実施した市民意識調査というアンケートの集計結果となっている。

この指摘のあった「地区組織等」の考え方については、事務局としては自治会、自主防災組織等を想定してアンケートに回答いただいたものだとして認識している。アンケートでは、「あなたが住んでいる地区の中で安心して暮らしていくために自治会やボランティア団体等の地区にある組織や団体に対してどのような活動を期待していますか。」というように表現していた。

- 「地区」と「地域」の使い分けが気になる場所である。全体に関わってしまうが、「目指す地域のすがた」とか「地域」という言葉も頻繁に出てくる、「地区」という言葉も出てくる。「地区」と「地域」、「地区」という表現についてももう少し整理した方が良いのではないかという気がする。

- 「地区」では「自治会とかボランティア団体等」というような狭い範囲の部分を、地域福祉計画上でいうところの「地域」ではもっと広い範囲の部分を指している。

- （座長） なかなかここは難しい。ボランティア団体が狭い地域とは限らない。例えば、東京都で最初に先行してつくったときの「地域」は大体1中学校区という考え方である。当時の在宅介護支援センター

あたりが人口2万人で1中学校区であった。この辺なら歩いて通える距離だろうということでその辺りを「地域」というイメージで捉えていた。

当時は、日本社会事業大学の学長とか日本社会福祉学会の会長を務められた故三浦文夫先生という方が地域福祉とかコミュニティケアをずっと推進してこられたリーダーだったが、大体三浦先生を中心として、就学校区というイメージで計画づくりのときには使っていた表現であったと思う。

ただ、はっきりとした定義は特に法律上はないと思う。だから大体そういうイメージできたというのが今までの経過だと思う。いろいろな法律の中にはあれこれ使われているかもしれないが、「地区」という言葉はあまり定義がなくて、多分「地区」の方はもう少し狭いのかもかもしれない。このところは難しいところだと思うが、いかがか。

○ 「地区」というと、これは物理的な意味合いを含むと思う。ということはもう物理的に、例えば村山であれば岸地区、三ツ木地区、中藤地区とか、そういうイメージに結びついてしまう。そういう考え方はしないということか。

● 事務局として、想定しているものとしては、「地域」というのは47ページでもお示しさせていただいたように、エリアを引き続き設定したという経緯もあるので、ある程度これくらいの広さを持ったものというのが「地域」、また場合によっては市全域に及ぶものも「地域」として捉えるものと考えている。

市民意識調査における「地区」というのはより身近な自治会レベルで地区を想定してお示しさせていただいたというところがあるので、そういった区分けとして現時点では考えてはいるが、御意見等があれば検討させていただければと思う。

○ (座長) 歴史の経過では、何かサービスを必要とする人を施設に入れて、そこでワンパッケージであらゆるサービスを提供する施設福祉に対して、在宅の、家庭にいながらサービスを受けられるような地域福祉という考え方がある。このときに単なる在宅サービスと地域福祉がどう違うかという、地域福祉の方は地域住民が協力してということが入ってくる。在宅サービスはあくまでも家庭にいて公的なサービスを受けられるという感じなので、そこを地域に変えたということはやはり皆で協力してという、もう1回昔のコミュニティづくりの再生みたいなものを含めながら、皆で汗をかきながら税金も払ってやっていこうという意味合いが含められてくるので、理念の上での地域という、皆の協力ということが入ってくるという部分がある。

従来のコミュニティだと、機能的コミュニティとなると地域が外れてしまって、いろんなグループがあるが、今はネットも一つのコミュニティかもしれないが、いろんな形で人と人が集まって繋ぎ合っていくという。今のキーワードの一つは「繋ぐ」ということだ。そういうときは物理的な地域を越えて繋がっていくところもあるので、非常に多様な使われ方をする。

また、今度はあまり地域を限定してしまうと、サービスによっては、高齢者の場合は非常に狭い地域で可能だが、子どもになるともう少し広げないと数が集まらないといったように、子どもや障害者や高齢者という対象の違いによって地域の規模は違ってくる。そういう意味でも、定義はいいと思うが、厳密に定義しても逆に動きづらいということになって、そういう課題を抱えているということだと思う。

その辺はやはりどうでしょうか。何らかの定義をしてきちんとしな

と何となく座りが悪いということになるか。

○ 「地区」と「地域」、どういうことで使い分けているのかと気になるところではある。厳密にこの言葉の意味はこうだということは別に書かなくてもいいが、もう少し整理する必要はあるかと。これでよいということであれば、それでよいが。

○ (座長) 市の方でも使っているときにその辺は何となく無意識に使い分けている部分があるかもしれないし、少し意識的に使い分けるとするとどうするかはまた御検討いただくということでしょうか。今日の段階ではっきり明確にこうだという意見は事務局も出せないと思う。検討していただいて、市としてはこういう使い方をしようと、今後こういうふうに使分けようということが整理されるならば、そのようにしていただければいいのではないか。

○ (座長) 他に意見等はあるか。

○ 11ページ、「市内に活動拠点を置くNPO法人数の推移」とあるが、この表では年度末の数だけを示しており、例えば、昨年だと2団体が解散して2団体が設立したといった増減が見えないため、新規がどの程度増えたかという部分が見えない。

もう1点は25ページ、「地域医療の充実」というところで、武蔵村山病院が認知症の相談を受け付けようと手を上げている。今までは立川の共済病院だけだったのが、こちらの方で2か所目になる。それが決定したのであれば、認知症に対する相談ということも入れた方がいいと思われる。

● まず、武蔵村山病院については、認知症疾患治療の医療機関として指定されているため、記載を検討する。

次に、NPO法人については、増減があったのかということは把握できていないため、事務局内で状況を確認して、可能であれば修正する。また、結果としてこのままで行く場合には御了承いただきたい。

○ (座長) 推移については全体的に統一した表になるので、ここだけ変えるというのは難しいかと思う。ただ文章の表現の中で何か工夫できるかどうか。

また、11ページを見たときに、ボランティア団体が141団体であり、実際のボランティアが316人としたら、1団体何人なのだろうというのが非常に不思議な感じがする。

○ 団体と個人の登録は別である。団体の方は団体として登録をしていて、それぞれに出すので、個人は個人の方で登録している。

○ 団体の構成人数を加えたほうが良い気がする。

○ 「ボランティア団体は141団体」の後に例えば、構成員の人数を記載してはいかがか。

● こちらの表記は、ボランティア団体数が141に対して、ボランティアの総数が316人ということではなくて、団体141の構成員の総数は何千という数字になるかと思うが、個人ボランティアの登録者も316人いますよという意味である。これについては分かりやすい表記を検討する。

○ (座長) 解散した団体もあれば新たに設立する団体もあるとか、そういった現象が分かるような、中身としては活発に動いているということが分かれば一番嬉しいということにはなると思うが。特にここは地域福祉計画の中では市民活動として大事な部分である。

他に意見等はあるか。

○ 先ほどこちらの別紙で質疑した部分で、1ページの「3 障害者福祉【コラム】発達障害、高次脳機能障害、難病について」の「自閉症

スペクトラム障害」はこちらのページと19ページにも載っているが、一応そういう最近の流れとして、表記の方法が変わってきているので、その辺りを地域福祉計画で対応していくかについて意見をお伺いした次第である。とはいえ、個別の名称をそのまま使ってしまうと通じることは通じる。

- (座長) 通常我々も大学で教えているときにも、アメリカのDSM-5という診断及び統計マニュアルでは自閉症スペクトラムに変わっているし、どうもWHOのICD10というのもそれに合わせているとのことである。ただ、日本の発達障害者支援法は変わっていないので、法律の方に合わせるならほぼこれと同じ説明である。アスペルガーは、法律上高機能自閉症という表現になっているため、若干、高次脳機能とアスペルガーの定義が違うが、ほぼこういう定義であり、日本の法律が変わらない限りは良いと思うが、いかがか。
- 今、自閉症スペクトラムという障害ということで、その中にここにあるようなアスペルガー症候群とか発達障害とか学習障害も含めた表記をしつつあるが、座長が言われたように法的には何も変わっていないので、表現というのはこのままで良いかと思う。
- (座長) 医者診断では今まで広汎性発達障害という診断がいっぱい出てきていて、これだけ言われても現場では皆、困っていたが、多分その広汎性発達障害という診断名が2013年から自閉症スペクトラムへと変わっている。とはいえ、発達障害者支援法は、全然変わっていないので、一般的に教育とか行政とかで使うときは従来の法律表現が生きているということで良いと思う。
- スペクトラムは連続体という意味なので、その連続体の中にそれぞれここに書いてあるような発達障害、アスペルガー等が入ってくるということが示されればよいのでは。
- 今の関係で、本日この会を迎える前に市の障害福祉課の職員に確認したが、やはりこういった発達障害者支援法に基づいた記載になっているとのことであった。こちらについてはこのまま理解していただきたいということであった。
- 今出たコラムのところだが、自閉症のところの説明のところでも聞きたいが、「主な症状」のところでも「言葉の意味を理解できなかったり」というところがあるが、これは知的な発達の遅れがあるとかということを抑えがちだが、自閉症の方でも全く知的な発達の障害のない方もいらっしゃるのでは、この表現は誤解を招くかと思う。
- (座長) 自閉症という括りだと、高機能自閉症も知的障害のある自閉症も全部まとめて言うてしまうから、そうするとアスペルガーの場合は社会性とか想像力の欠如とかこだわりということはあるとしても、言語のコミュニケーションはできているはずだから、この表現は正確ではないというふうになる。
- 今のところはこちらでも確認をして、なるべく誤解を招かないような表現にしたい。
- (座長) 学習障害のところも、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する、全部が遅れているような印象を与えてしまう恐れがあるのは心配だ。全般的な知的能力は変わらないけれども、大体どれか一つが非常に苦手であるということだ。これは発達障害者支援法や文科省が実態調査のときも表現している。この定義で正しいのか。
- 正しいと思われる。バランスは特に、アンバランスさを強く文章で表記したい。これだと同じような条件で表れると読めてしまう。もう少し詳しくしていただいた方が良い。

- (座長) 文科省が実態調査を既に過去に2回やっている、普通学級に在籍する児童生徒の調査をやっているときに、学習障害についても定義をしているが、それも委員からもう1度聞いていただいて、若干表現が危ないところは直していただいた方が良いと思う。
他に意見等はあるか。
- 確認だが、10ページの「民生・児童委員の活動」の部分の下から2行目に「学校やスクールソーシャルワーカー、保健所等と連携しながら」とあるが、この「保健所」というのは記述に間違いはないか。「主任児童委員の仕事として」ということになっているが、これは間違いはないか。
- (座長) これは多分表現が間違っている。保健相談センターの間違いだろう。平成6年に保健所と保健センターはそれまでの保健所法を止めて地域保健法を作り切り分けたのである。地域保健法の中で権力行政は都道府県の保健所だから、食中毒の取り締まりとか犬猫とか、お墓の問題とか環境の問題とか、様々なものは東京都の保健所がやる。ところがサービス行政は市町村に下りているから、多分主任児童委員がやるのは子どものことだから母子保健の領域なのか、あるいは思春期の子どもの相談などであるとしても、そこには権力行政の保健所はあまり出てこない。だから私の解釈でいけば「保健相談センター等」という表現が正しい。
- あとは子ども家庭支援センターの方との調整も、相談などもやっている。
- (座長) 子ども家庭支援センターは島以外の東京都全部に今展開しているのだから、そこは児童虐待の面で欠かせない。主任児童委員もかなり児童虐待のところで相当大変な思いをしながら活動されているので、代表で入れるならば子ども家庭支援センターの方が良いと思う。
- 修正する。
- 25ページの保健医療の「① 成人対象の保健事業」の一番下で、「健康教室においては、従来から実施のヘルシーリズム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入するなど、市民のニーズに合わせて取り組んでいます」となっているが、「市民のニーズ」という言葉に違和感を覚える。というのは、「ニーズ」というのはマーケティング用語というか、要はニーズがあって提供する側があってという、そういう仕組みが頭に浮かんでしまって、そこには何があるかと言うと、ニーズと提供する側の分断みたいなものが感じられる。
私のイメージかもしれないが。「市民のニーズがあるからやるよ」というふうに取り上げられる。そうすると、サービスを提供するというのも嫌な言い方だが、福祉サービスを提供する側と受ける側という線引きがあること自体に違和感がある。そういう意味で言うと、ニーズという言葉自体が「皆で参加しよう」とか「皆でやろう」とか、そういう理念と合わないような気がする。だから「ヨガ体操等導入する等取り組んでいきます」だけで良いのではないか。
- (座長) 「ニーズ」という言葉が社会福祉ではずっと使われてきている。これは大体1975年ぐらいからは社会福祉用語としてというか、日本で使っているというよりも恐らくイギリス、アメリカで使われているので、そのまま日本にも導入されてきている。一般の商取引とかビジネスの問題とは別に福祉関係でも行政需要とか福祉需要という、漢字で直せばそういうことになるが、「ニーズ」という言葉、そのまま使われる機会もある。ただしこの文脈の中で使うかどうかという部分については、今のご意見のように、市民のニーズとして「それだ

け大きなニーズがある」と考えるのか、「こういう方もいらっしゃるけれども」で受け止めるのかによって表現は多少違ってくるかもしれない。

○ 「市民のニーズに合わせて取り組んでいきます」というのが、言われたからやるよというイメージにも取れる。それは先ほど言ったように行政側と住民側の間に1本線引きがあつて、言われたからやるよという行政側の一步引いた立ち位置を見ているようで、私には違和感がある。

○ (座長) この辺は感覚の問題になる。福祉関係でもダイヤモンドとかウォンツという言葉とニーズを使い分けていて、ニーズの方は逆にソーシャルワーカーが感じ取るようなクライアントニーズみたいな言い方もあるが、福祉的な業界では必ずしも要求ということではなくて、専門職がそれこそそうかがい知つてと言うか、感じ取ったものも「ニーズ」と呼ぶことになっている。普通の一般市民の感覚に馴染むかどうかというのはまた別の問題だとは思ふ。

その点は事務局の方でまたどう表現するか、「ニーズ」という言葉自体は決して削除しなければいけないというものではないが、ただ一般の市民感覚でこのところをどう表現するかということについては、今の意見を取り入れて、あえてニーズと言わなくてもいいのではないかということもあるかもしれないので、その点は事務局にお任せしたい。

○ 行政に市民のニーズがないのにこれが良いだろうと勝手に推測してやられてしまうというのも困る。だから市民が、「ニーズ」という言葉を使うかはともかくとして、やはり市民のある一定層がこういうことをやってほしいとか希望があれば、その希望に沿ってやるというのが良いのではないか。あとはそれぞれ市民が自主的な活動の中で行政と相談するところは相談していくとか。個人的にはこの文言で、そのまま良いのではないかというふうにする。

○ (座長) いずれにしても、このところは健康寿命をいかに延ばすかということである。いかに健康に長生きできるかということで、逆の立場から言えば医療費の抑制に繋がることになるのだろうが、嫌々やるものではない。やりたいという人がいて事業が成り立っているということだから悪い表現ではないと思う。個々に受け取る感じ方は、いろいろあるかとは思ふが。ニーズに合わないものを入れてやっても逆に困るのだからと発言した委員がいらっしゃるが、他の委員はいかがか。

○ 私も同じ意見で、「市民のニーズに取り組んでいます」ではなくあえてここで「ニーズに合わせて」という表現を使っており、そこで表現を和らげているのではないかと感じ取れる。需要によって対応していくのだというふうな感じに取れて、私はこの表現に特に疑問を感じない。

○ (座長) よろしいか。多分健康の問題だが、同時に心の健康も含めていろいろ体を動かしたいという人たちはたくさんいると思う。そこは薬を飲んだり、カウンセリングに行ったりするよりも、体を動かしながら健康を維持していく、もっと元気になっていくという意味では悪いことではないと思う。

○ 13ページだが、「(9) 福祉教育・学習」というところの文章で上から4行目の後ろの方、平成25年度から平成27年度の3か年計画で「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」を策定していると記載があるが、地域福祉計画は28年度から32年度までであるので少し

表現を変えた方が良くと思う。

- 第2章は武蔵村山市の現状であり、現状、25年度から27年度についての3か年こういう形で取り組んでいると表記をさせていただいた。
- (座長) 現状は、27年度の現状という感じか。それとも27年度までの現状か。
- 考え方としては現状とは第三次地域福祉計画の計画期間というところがキーポイントになっており、前回計画の計画期間が平成23年度から平成27年度までなので、原則的に、平成27年度までの取組状況をこの2章で展開しているという形になる。
- (座長) では、第2章の残り、40ページまでのところは大体これはアンケートであるから、あまり意見することもないだろう。30ページの「地区」のところは先ほど委員から意見があった部分である。その他に何か意見等はあるか。
- 特になし。
- (座長) 無いようであるので、次は第3章に入る。3章のところは先ほど事務局から45ページの宿題を投げかけられている。基本目標2が、内部の委員会からは「連携・協働しているまちづくり」で良いのかどうか、また「市民のニーズに応えるまちづくり」という方が良いのではないかということについて。やはり「ニーズ」というカタカナの言葉がぴんとくるかどうかということもあるかもしれない。それから「ニーズに応える」というと「みんなが参加する」ということもニーズだし「安全・安心」もニーズだろうから、逆に「連携・協働する」ということと大分違った表現になる。

基本目標1の「福祉のまちづくり」も改めて見ると、バリアフリーにするための福祉のまちづくり計画とだぶってしまっている。これについて意見はあるか。「自立を促進する」というのも、何となく自立しろと言われているような、あまり叱咤激励されるのも嬉しくないという感じがすると思うが。基本目標1については「福祉のまちづくり条例」というバリアフリーに関連した条例と同じ言葉を使用しているので若干気になる。その条例ではもっと広い福祉のまちづくりを指しているからである。基本目標2はどうか。「連携・協働」ということと「ニーズに応える」というのはどちらが良いか。
- これも私の個人的な受け取り方になってしまって恐縮だが、またニーズの話に立ち返ると、ニーズというのは「求めるもの」だ。福祉におけるニーズというのは求めるものというよりは、必要不可欠なものになるのではないかと思う。だからニーズという言葉にすると、欲求とか要望とかという個人的な、利己的な意味合いが含まれてしまうが、でも福祉における絶対的な必要性というのはニーズとかを超えたものだと思う。つまり生存に関わる部分だと思う。私はそういう意味で、ニーズという言葉に積然としない部分がまだ残っている。
- (座長) 福祉関係では不可欠なものという意味で「ニーズ」と使っているが、一般の人がそういうふうに取り受けるかというのはまた違うものもあるだろう。基本目標1、2、3、4とあるが、今事務局から宿題が出ているのは基本目標2を変えるかどうかである。ここについての意見はどうか。
- どの目標も理念としては非常に共感しているのだが、では具体的にどうするのかということについては、日々問いかけてられている状況である。例えば、私の住んでいる地域では、認知症を発症して徘徊されている方もいれば、抑圧的な御主人から逃げてきて家出てきたと

泣きながらお話をされる女性もいる。あるいは、ついこの間の話であるが、おろした預金を紛失したそうで、誰かに取られたと周りの方々に大声で話している女性の方がいた。本人に110番をさせたのだが、結果的には単なる被害妄想であった。

このように具体的な事例に出会ったとき、どうしたら良いのだろうか。一つは西部地域包括支援センターに電話して相談したが、いわゆる靴の上から痒いところを搔くようなもどかしさ。実際にそのときどうしたら良いのか、皆でその地域で安心して助け合って生活できる地域づくりというのは具体的にどうしたら良いのかというところ、この部分は福祉の計画には上手く表現できないことではあるだろう。今現在、ここの第3章に関わっている中では、こういうふうにしたらとりあえずの解決策としてはこうだよとか、そういうのができると良いなと思っている。

- (座長) それこそ“近くの者が助け合う”「近助」である。それも含めると、「みんなが連携・協働できるまちづくり」みたいな表現をしたらどうだろうと考えて、一つ、私の頭に浮かんだのはそういうことだが、どうしても行政計画だから、人材の確保を行ったり、福祉教育とか情報提供をやっていきますというふうに行政の視点で中身が語られてしまう。もう少し市民の方に視線を置いてくると、「みんなが連携・協働できるまちづくり」というような言葉、もう少し具体的に本当に動けるようにしていこうという意味合いが出てくるのではないか。

先ほどの「市民のニーズに応える」というのはやはり行政が応えるという関係なので、行政計画ではあるけれども、どこに視点を置くかということについては、行政というのはそもそも市民のためにあるわけだから、やはり基盤は市民に置くのがよい、ということが本来の筋である。市民ニーズというのも、私も何となくぴんときない部分がある。

- 今のお話に関連した話だが、実はうちも母が認知症になったかと思われる状況で、つい先日お金を盗まれたと騒いでいた。結局見つかったのだが、これがもし一人暮らしの高齢者だったら、もっと周りを巻き込んで大騒ぎになっていたかもしれない。となると、地域の問題もあるが、家庭の問題、家族の問題というのも大きいと思う。

- (座長) 特に日本では個人も家族も孤立しているということが問題点として指摘されている。世間を気にしている民族でありながら、逆に今は非常に孤立しているというのが問題であると。それから高齢者は東京都の23区だと500メートル四方の中に1,000人から1,500人高齢者が現に今いて、推定で15~20パーセントは認知症と言われている。認知症の高齢者がごく当たり前に存在しているという時代に入っているわけだ。しかも2025年には団塊の世代が、つまり戦後の第一次ベビーブームの世代が全員75歳を超えるわけだ。しかも首都圏に皆、お年寄りが圧倒的に集まってくるということだから、武蔵村山市も例外ではないので、現に今ある問題がもっと大きな問題になってくると思う。そういう意味でも、行政だけで頑張っても頑張りが足りない。全体の仕組みづくりは行政がやらなければならないが、やはり市民の参加や連携は不可欠である。

基本目標2のところ課題としてあるが、私の提案では「みんなが連携・協働できるまちづくり」でどうかという、一つの案なので、事務局で、内部で検討していただきたい。「自立を促進するまちづくり」も下手をすると誤解を招きそうな表現でもあるので、ここも何か

一言付け加わるとよいだろう。自ら自立したいという人を助けるのは良いことだ。しかし無理矢理尻を叩くような印象になると良くないと思う。

次に、第4章だが、前回までのところの文言の修正に関連したところをまず処理して進みたいと思う。81ページまでは前回審議しているわけなので、審議したところをどう直したという話があった。81ページまでのところで何かお気づきの点やご意見があればお願いしたい。

私の方からは、54ページの「近助」は取るということだが、もとの「近助」を提案された委員の趣旨は、もっと顔がお互い分かる中でもっと助け合いというのが必要なのではないかとということであったため、防災計画と整合性が取れないということだけで外してしまうのか。個人的にはそこまでする必要はないように思う。

- 61ページ「主な事業目標」ということで「特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒が様々な体験活動を通して交流を進めます」とあるが、村山特別支援学校は肢体不自由の子どもたちだが、武蔵村山市内の知的障害の小・中・高の子どもたちは羽村特別支援学校に在籍している。特に小・中の知的障害のある羽村支援学校に在籍しているお子さんも武蔵村山市在住のお子さんは同じように交流していると思うので、村山特別支援学校だけではなくて、羽村の支援学校も併記をしていただいた方が良いと思う。

- (座長) そこは正確にどういう表現をするかだが、村山特別支援学校だけでないということなので、よろしくお願ひしたい。

それから、78ページは先ほどのところで「宿泊防災訓練などに参加した若い世代が」と、これは削除するということだった。都立高校だけではなくて新たに市としてこういう事業をやるという気になれば入れても良いだろうが、今のところそういう予定がない。ただこれは「宿泊防災訓練など」と書いてあるから、これに参加した都立高校の生徒が市内にいることも確かだということは、ここは嘘ではないわけだ。

- これについては市の防災安全課の職員に確認し、現状、市内は私立高校もあるが、私立高校ではそういうことは実施してなくて、都立高校だけでこういうことを実施している。

こういう形で記載をすると誤解を招くこともあるのではないかとしようようなことから、今回申し訳ないが削除とさせていただいた。

- (座長) しかし、なにも都立高校でやっていると書いているわけではないし、現にここに参加している高校生が市内にいたのであれば、そういう若者にも活躍してもらおうということは決して悪いことではないと思うが、あえて削除するまで気を遣わなければいけないことなのかということに違和感があるが、そこはどうなのか。

- 「訓練“など”」ということではいろいろな活動があることが想定されるが、“そのうちの一つに参加した高校生ぐらいの若い人たちが”という意味合いでは削除する必要がないと思う。

- (座長) 都立高校に限定はしていないし、高校と言っているわけではない。その上「など」も入っている。そういう意味ではあえて削ることはないのではないかとと思うが、もう一度ここも検討していただきたい。

- 83ページの下「主な事業目標」だが、「就労移行支援事業利用者数」のところでは32年度の目標が18人以上とある。下の「内容」の部分には障害者就労支援センターの内容が書いてある。厳密に言う

と就労移行支援と就労支援センターとは、やっていることは似ているが、別の事業である。就労移行支援事業が16人、18人というのをみると、人数が少なすぎて何か別の目標設定なのかと思う。就労支援センター事業はうちでやっているが、実際は200人ぐらいの方が登録されて就職のそういった訓練だとか活動をやっているの、この辺の表現に違和感を覚える。

○ (座長) 障害者総合支援法の中の就労移行支援事業ということに該当してやっているのは、親の会等を含めると、いろいろなことをやっているのだろうと思う。ジョブコーチを付けたりしながらどんどん移行しているというのは、年16人、18人というのは市の障害者就労支援センターでの数なのか。

○ これはおそらく、障害者総合支援法の就労移行支援という事業、施設の利用者数のことだと思われる。A型とかB型とか、就労移行支援という事業がある。

● 就労移行支援事業とその内容が一致していないのではないかということなので、これは障害福祉課の方に確認して調整したい。

○ (座長) あとは88ページの方に関連して、事務局の説明では、企業などは「市内の事業者」の方に入れて、NPOは「市民・活動団体」の方に分けたという整理だった。いわゆる利益を目的として、あるいは利益を分配できる事業者と、利益を上げることが目的ではないNPOという分け方で整理は多分良いのだろうと思う。

第5章まで含めて結構なので、何か意見等はあるか。

○ 今回87ページの「生活困窮者の自立支援」という記述が新たに加わるということだが、生活困窮者自立支援という言葉があるのだから、基本計画の4節、「自立を促進するまちづくり」ではなくて「自立を支援するまちづくり」で良いのではないか。そのものだと思う。

○ (座長) 先ほどの目標のところ「自立支援」というのが入れれば良いということか。

○ 87ページに生活保護受給者の日常生活自立支援という内容が追加され、自立支援という「支援」という言葉が使われているわけだから、82ページの「自立を促進するまちづくり」というのは、気分よく感じない方もいるかもしれないという話だったが、「自立を支援」というふうにすればぴったり収まるのではないかと思う。

○ (座長) 事務局はいかがか。

● 委員の皆様の意見を反映できるよう修正を検討する。

○ (座長) 国の法律の方は「促進」と書いてあるかもしれないが、地方分権の時代なので、市の方「支援」と変えても可能だろうとは思う。あとは最終的には市長の判断になるかもしれないが、市としての計画であるので、どうするかという最終判断は市の方になると思うが、懇談会としての意見は「促進」よりは「支援」の方が良いと思う。

92ページは、社会福祉協議会をどこに位置付けるかというのも難しい部分があるが。市民活動計画をつくっているのが社会福祉協議会だから、本来は社会福祉協議会は市民団体が集まってやるということになると思うので、そういう意味では市民の役割の方に社会福祉協議会が入っていた方が良いという考えた方もあると思う。ただ現在では社会福祉協議会も事業型ということで、高齢者の福祉サービスなど協議会自体が事業を行っている側面もあるが、先ほどの「儲けて良い」という企業とは一線を画しているのが社会福祉協議会である。社会福祉法の中にはっきり規定されているわけだから、そうするとここで社

会福祉協議会の説明を入れるのは良いが、どこに位置付けるかというのは難しいという気がする。場合によっては(1)、(2)、(3)の外側にアスタリスクか何かで社会福祉協議会の役割を入れて、はっきり(1)とか(2)とか言わないで表現するという方法もあるかと思う。あと93ページに進行管理が出ていて、この絵は前回と変わらないか。

- 第三次地域福祉計画と同じになっている。
- (座長) 今回は3年目で中間報告を出すというのは、現在の計画にはなかった部分か。

- 前回のところに、市に定期的に公表するという文言が記載されているが、実態について委員の皆様から意見があったため、会議資料でこちらにお示しした部分があるが、その部分について今後は公表することで今準備を進めている。また、3年後には中間報告という形で公表したいということを考えている。

- (座長) 文言でも「市民に中間報告を公表し」と書いてある。委員の皆さん、よろしいか。91ページの「連携・協働のイメージ」は前回入っていなかった部分である。特に児童相談所、子ども家庭支援センターを入れていただいたのは良いと思うし、シルバー人材センター、ボランティア・市民活動センター、それから保健所も記載してある。

全体を通してお気づきの点があれば意見等をお願いしたい。

10月に最終確認をして、それからパブリック・コメントにかけるのか。

- そうである。
- (座長) それで最終的な成案になるのは何月ぐらいになるのか。
- 今後の予定は、あと1回、10月に懇談会を予定している。そこで最終的な素案決定をいただき、それについて今度は市長に報告をし、また市の内部の調整会議等に諮り、それをパブリック・コメントにかける予定である。

パブリック・コメントは、今のところ12月の初めに予定している。1か月間パブリック・コメントの期間をいただき、その後若干の修正箇所があれば修正をし、2月ごろの市議会全員協議会にて最終的に内容が決定するというスケジュールになるかと思う。

- (座長) 我々の委員の任期はいつまでであるか。
- 10月にもう一度懇談会を開催させていただき素案の検討をしていただいて、市長に素案を報告していただき解散という形になる。

- (座長) 市長への報告まで会議はなくても任期は続くということか。では、そういうことも含めて、私以外、皆さん、市内で活動されている方であり、委員ではなくてもそれぞれの事業所とか団体の中の活動は変わらない。当然関心を持ってこのあともフォローされると思うが、とりあえずパブリック・コメントが終わって市長に報告されたあとでも結構なので、こういうふうにとまとめたということについて、委員の方には仮に任期が切れたとしても連絡して差し上げてほしい。

(2) その他

【説明要旨】（「資料3 第6回地域福祉計画等策定懇談会の日程について」）

- 次回の懇談会の日程については、10月22日（木）午後2時からを予定している。
- (座長) 市の方の御都合もあるようで、今までは午前中だったが午

	<p>後ということをお願いしたい。それでは、10月22日（木）を次回の懇談会の開催日とする。これで議事を終了する。</p> <p style="text-align: right;">－ 以上 －</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課（内線：154）</p>

（日本工業規格A列4番）

武蔵村山市第四次地域福祉計画

平成 28 年度～平成 32 年度

(素案)

平成〇〇年〇〇月

武 蔵 村 山 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的事項（計画策定の趣旨等）	3
第2節 計画の性格と位置付け	4
1 計画の性格	4
2 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	5
1 地域福祉計画の計画期間	5
2 他の福祉計画等の計画期間	5

第2章 武蔵村山市の現状

第1節 地域福祉の現状	9
1 地域福祉の取組状況	9
(1) 相談体制の充実	9
(2) 情報提供と広報、啓発の推進	9
(3) 民生・児童委員の活動	10
(4) 市民活動への支援	11
(5) 権利擁護の推進	11
(6) 福祉のまちづくりの促進	12
(7) 防災や安全・安心への取組	13
(8) 福祉教育・学習	13
2 高齢者福祉及び介護保険事業等	14
(1) 高齢者の推移	14
(2) 認定者数の推移	15
(3) 高齢者福祉施策の取組状況	16
3 障害者福祉	17
(1) 障害者（児）の状況	17
【コラム】発達障害、高次脳機能障害、難病について	19
(2) 障害者福祉施策の取組状況	20
4 子育て支援	21
(1) 子どもと子育て家庭の状況	21
(2) 子育て支援施策の取組状況	24

5	保健医療	25
(1)	地域の保健医療体制	25
(2)	保健医療施策の取組状況	26
第2節	「市民意識調査結果」(三者比較表)	27
1	隣近所との関わりについて	27
2	日常生活の課題について	29
3	福祉に関する制度や事業等について	32
4	福祉サービスの利用状況について	38
5	地域福祉施策の推進に当たり取り組むべきこと	40

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	計画の基本理念と基本視点	43
1	基本理念	43
2	基本視点	44
第2節	計画の基本目標と施策の体系	45
1	計画の基本目標	45
2	施策の体系	46
第3節	エリア設定の考え方と将来人口推計	47
1	地域福祉エリアの新設定	47
2	将来人口推計	48

第4章 基本計画

第1節	みんなが参加してつくる福祉のまちづくり	51
1	様々な地域福祉活動や交流の推進	52
	【コラム】 自助・共助・公助について	54
2	地域福祉活動の基盤の強化	55
3	活動団体間のネットワークづくりの推進	56
第2節	みんなが連携・協働できるまちづくり	58
1	福祉教育の推進と担い手の育成	59
	【コラム】 副籍制度について	60
2	福祉サービス充実の基盤づくり	62
	【コラム】 地域のコーディネーターについて	64
3	相談体制・情報提供の充実	65
	【コラム】 障害者差別解消法に係る職員対応要領の制定について	67
4	保健・医療等の推進	68

第3節 安全・安心なまちづくり	72
1 福祉のまちづくりの推進	73
2 安全・安心のまちづくりの推進	75
【コラム】避難行動要支援者対策について	78
3 支援のための制度の周知等	79
第4節 自立を支援するまちづくり	81
1 就労の場の確保	82
2 生活保護受給者への日常生活等支援	84
3 生活困窮者への自立支援	86
【コラム】生活困窮者自立支援制度について	87

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画推進の体制	91
1 推進体制の考え方 — 適切な役割分担による計画の推進 —	91
2 期待される役割 — 具体的な推進内容 —	92
第2節 計画の進行管理	93
1 計画の進行管理と評価	93

資料編

1 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会	97
(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱	97
(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿	98
2 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会	99
(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱	99
(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会委員名簿	100
3 計画策定までの経過	101
4 用語の説明（50音順）	105

・本計画で「*」が付いている文言などは、資料編の「用語の説明」（105 頁）に内容を記載しています。

第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的事項（計画策定の趣旨等）

我が国における地域福祉計画策定の背景には、経済社会の変化による地域社会の変容と人々の意識が変化してきたことが大きく、少子高齢社会の到来、右肩上がりと言われた成長型社会の終焉から先行き不透明な経済状況となり、近年の深刻な経済不況から多くの一般生活に影響を与える状況が続いており、その他にも様々な社会的要因による人々の課題が複雑化し、公的な福祉サービスで対応することが困難な問題が浮かび上がってきました。

こうした中、国は『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』（平成20年3月）で、地域福祉の意義と役割について改めて位置付けるとともに、地域福祉を推進するための必要な条件と整備方策などを明らかにしました。

近年、社会や制度においても新たな変化が見られ、ニート、ひきこもり、孤立死等、課題が多様化し、特に長引く不況の影響や複雑な家庭環境の増加等、様々な立場から生活困窮者となった人に対する自立支援が大きな課題となっています。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は東日本をはじめとして全国に大きな衝撃を与え、津波災害の大きな犠牲をとめない、更に原発事故の被災による影響から現在も避難生活を強いられている状況があり、地域における支え合い・助け合いの大切さが改めて認識されるとともに、避難行動要支援者*に対する支援の確立が求められています。

その一方で、第一次産業の農家や商店等の自営業者の減少とともに非正規雇用労働者の増加にみられる産業の空洞化、都心部への人口集中等による過疎地域の増加とともに、少子高齢化や核家族化の一層の進行による社会構造の変化や個人の価値観が多様化し、集合住宅の匿名性や子ども世帯に支援はするが同居を希望しない親世帯等、プライバシーに関する意識の高まりなどがうかがえます。この社会状況の変化は、家庭や地域との相互のつながりの希薄化や自治会加入率の低下として表れ、支え合い・助け合いの担い手が減少していることへの対策が必要となっています。

地域福祉の推進は、地域の課題を地域住民の参画によって解決するだけでなく、次世代を育む場としての可能性をも秘めており、住民の地域での暮らしを支えるためには、公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組みづくりが大切な課題となっています。

本市においては、平成8年に「武蔵村山市地域福祉計画（障害者・児童）（平成8年度～平成17年度）」を策定後、平成18年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」、平成23年に「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」を策定し、市民参加と協働のもと、市民・事業者・市が一体となって福祉施策の推進に努めてきました。

平成27年度は「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状及び社会情勢を踏まえて、引き続き、市民・事業者・市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第四次地域福祉計画」を策定いたしました。

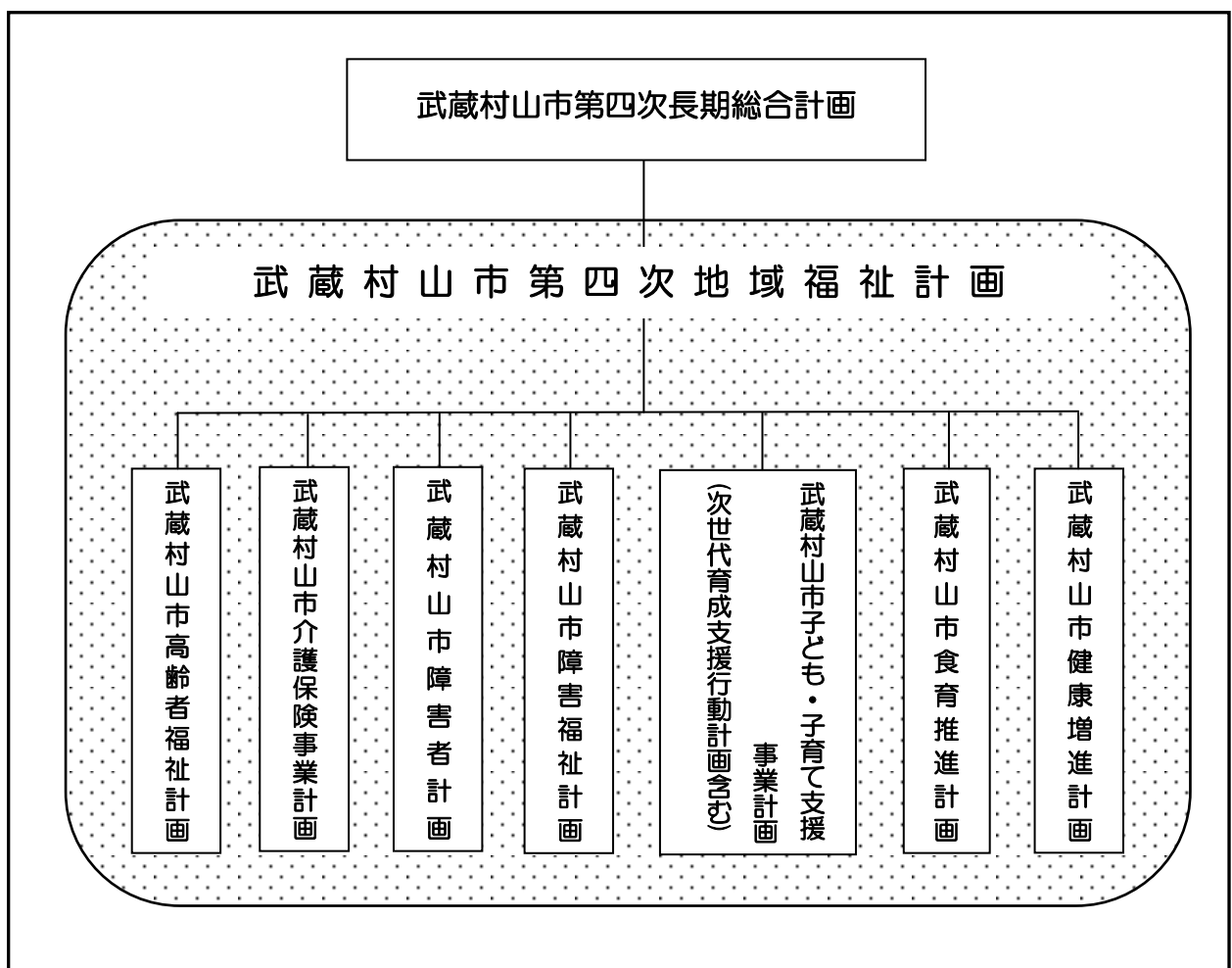
第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の性格

- ◇ 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。
- ◇ 「武蔵村山市第四次長期総合計画」を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標などを踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画などや、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

2 計画の位置付け

- ◇ 本計画は、既存の各種保健福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画、健康増進計画）を包括し、横断的に連携を図る役割を担う計画として策定します。



第3節 計画の期間

1 地域福祉計画の計画期間

◇ 本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
武蔵村山市第三次地域福祉計画					武蔵村山市第四次地域福祉計画				

2 他の福祉計画等の計画期間

◇ 他の総合計画及び福祉計画の計画期間は、それぞれ次のとおりです。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第四次長期総合計画									
第二次高齢者福祉計画 第5期介護保険事業計画					第三次高齢者福祉計画 第六期介護保険事業計画			第四次高齢者福祉計画 第七期介護保険事業計画	
第二次障害者計画					第三次障害者計画 第四期障害福祉計画			第四次障害者計画 第五期障害福祉計画	
第3期障害福祉計画									
次世代育成支援行動計画 (後期計画)					子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)				
食育推進計画							第二次食育推進計画		
健康増進計画							第二次健康増進計画		

第2章 武蔵村山市の現状

第1節 地域福祉の現状

1 地域福祉の取組状況

(1) 相談体制の充実

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護世帯への支援だけでなく生活困窮者*に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、包括的な支援等を行うことが必要となります。

このような生活困窮者への支援を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制の構築として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

また、なやみごとを抱えた方や生活困窮の方に対する支援を、包括的に、早期に、創造的に進めていくために庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

■生活保護世帯数の推移

(単位：世帯)

平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
771	1,140	1,195	1,215	1,192	1,188

備考 各年度末現在

(2) 情報提供と広報、啓発の推進

市民に必要な情報や相談窓口について、利用者のニーズに配慮するとともに、高齢者や障害者等の全ての利用者が、使いやすくわかりやすい市のホームページを目指し情報発信に努めています。

また、市報「むさしむらやま」において、「福祉の窓」コーナーでは福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供に努めています。

その他、市民との情報共有を推進するため、公式ツイッター及び公式フェイスブックページを活用し、市政情報、イベント情報、災害情報及び不審者情報等を随時発信しています。

(3) 民生・児童委員*の活動

武蔵村山市民生・児童委員協議会は、市内を東部地区と西部地区の2地区に分けており、それぞれで民生・児童委員が29人、主任児童委員が2人の合計62人体制で様々な活動を行っています。

民生・児童委員の任期は3年ですが、引き続き更新して民生・児童委員の活動をされる方も多く、社会福祉の精神を持って、地域の安全・安心の確保のために取り組んでいます。

民生・児童委員の活動としては、それぞれの地域で生活に困っている方や障害のある方、一人暮らしの高齢者などが安心して生活を送れるよう相談に応じ、市や関係機関による適切な福祉サービスへつなぐサポートをしています。

また、主任児童委員は、各地域の児童委員（民生委員が兼ねている）に助言や協力をし、学校やスクールソーシャルワーカー*、子ども家庭支援センター*等と連携をしながら、青少年の健全育成を推進するための活動を行っています。

◆民生・児童委員が活動する主な事業等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例協議会を実施（8月を除く毎月1回） ○ 民生委員・児童委員の日（5月12日）の活動週間におけるパネル展示を実施 ○ 二市連絡協議会を実施（東大和市民生委員・児童委員協議会との交流） ○ 社会福祉関連施設への視察研修を実施 ○ 敬老会出席者の付き添い及び敬老金の配布を実施 ○ 地区連絡協議会を実施（地域の児童問題についての情報交換等） ○ デェダラまつりで相談コーナーを実施 ○ 社会福祉協議会との懇談会を実施 ○ 民生・児童委員向けの講演会を実施 	
◆事項別部会の活動	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援部会 【乳幼児を持つ親の子育て支援の実践に関する事項】 ○ 児童福祉部会 【学齢児童の福祉に関する事項】 ○ 障害福祉部会 【障害者（児）の福祉に関する事項】 ○ 生活福祉部会 【低所得者の福祉に関する事項】 ○ 高齢福祉部会 【高齢者の福祉に関する事項】 ○ 主任児童委員部会 【児童福祉（専門的に）に関する事項】 	

(4) 市民活動への支援

近年市民によるボランティア（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に欠かせないものとなってきています。

そのような背景から、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しており、平成27年度現在、ボランティア・市民活動センター*に登録しているボランティア団体は141団体あり、構成員が述べ8,421人となっています。また、個人活動として登録しているボランティアは、316人となっています。

ボランティア活動や市民活動は、課題解決に向け、市民による多様な活動が展開され、市民一人一人の自己実現やよりよい「まちづくり」を目指して行われるものであり、近年は、市民活動への関心が高まっていることから、NPO法人*の設立に向けた動きに対し、本市における法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。また、活動の場を拡充するため、公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を実施する等の支援をしています。

■市内に活動拠点を置くNPO法人数の推移

(単位：法人)

平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
15 (2)	19 (2)	20 (3)	22 (3)	23 (1)	23 (2)

備考1 ()内の法人数は、各年度の新設法人数(内数)

2 各年度末現在

(5) 権利擁護の推進

高齢者、障害のある人、子どもや子育て家庭に関する様々な相談に対して、福祉サービスを分かりやすく、そして利用しやすくなるように案内するため、福祉サービスの利用方法に関する相談や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口として、「福祉サービス総合支援事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続支援や日常的な金銭管理サービス等を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が「福祉サービス総合支援事業」の中で実施しています。

平成25年6月1日からは「地域福祉権利擁護事業」の対象者を拡大し、従来の利用者に加えて、要支援・要介護認定を受けている方や身体障害者の方で日常生活の支援が必要な方も利用できるように事業の拡大を図っています。

判断能力の不十分な方の権利を法律的に保護し、支援するための制度である「成年後見制度^{*}」については、積極的な活用を支援する取組として「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会に委託して実施しており、制度の周知に加えて、利用手続に関する相談、成年後見審判申立てに必要な書類作成の説明や支援を行っています。

(6) 福祉のまちづくりの促進

平成25年10月に策定した「武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）」（都市計画マスタープラン）の中では、市民・事業者・市が協働して高齢者、障害のある人だけでなく全ての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

既存の道路では、主要幹線道路における歩行空間の確保や主要生活道路の道路拡幅を行い、全ての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めています。

また、バリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*については、歩道などの段差改良や整備に際して視覚障害者用誘導ブロックの設置などを進めています。公園の整備に際しても、車椅子などに配慮した出入口の改修やトイレなどのバリアフリー化を図り、人にやさしい施設づくりに努めています。

「都営村山団地」では、バリアフリー化された車椅子使用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、将来の地域を担う子育て支援施設の整備も進め、高齢社会に対応した環境整備を促進しています。

(7) 利用しやすい公共交通機関の整備

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。また、全ての市民が快適に利用できるようにとの観点から、市内循環バスの半数以上にノンステップバスを導入しており、今後も順次導入を進めていきます。

さらには、市内循環バスによる移動が困難な市南西地域にお住いの市民の足とするため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の実証実験運行を平成28年3月31日までの期間で行っていますが、今後も市内循環バスの運行の見直しと合わせ、障害のある人を含む全ての市民にとってよりよい公共交通とするべく努めていきます。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸については、平成4年に東京都が次期整備路線の事業化すべき路線として決定し、平成12年の国の運輸政策審議会の答申で「平成27年までに整備着手することが適当である」路線として位置づけられるなど、これまでに着実に延伸に向けた歩みが進んでいます。

(8) 防災や安全・安心への取組

災害時における住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要です。このため、自主防災組織*の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域の住民と相互に協力して連携活動できる体制を整備してきました。

これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害者等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、平成13年度からは希望する方を対象に災害時要援護者名簿を作成し、警察署、消防署及び民生・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。

その後、平成25年6月には災害対策基本法が改正され、これら支援を必要とする方の呼称を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市町村の義務とされました。

これに基づき、本市では避難行動要支援者名簿*を整備するとともに、平成27年3月に避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）を作成し、支援の充実に努めています。

(9) 福祉教育・学習

将来、地域を担う子ども達の人材育成において、福祉の教育や学習は大変重要な課題といえます。本市では、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

また、全ての子どもが公平に教育を受けられるよう平成25年度から平成27年度の3か年計画の「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」を策定しており、一人一人の障害の特性に応じた教育の充実と共生社会の実現を目指しています。

さらに、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒の相互理解を促進させるため、交流及び共同学習を実施しています。

2 高齢者福祉及び介護保険事業等

(1) 高齢者の推移

本市の高齢者人口は、昭和45年以降増加を続け、平成27年1月1日現在 17,226 人で、高齢化率は 23.9% です。高齢化率は、東京都と比べやや高くなっています。

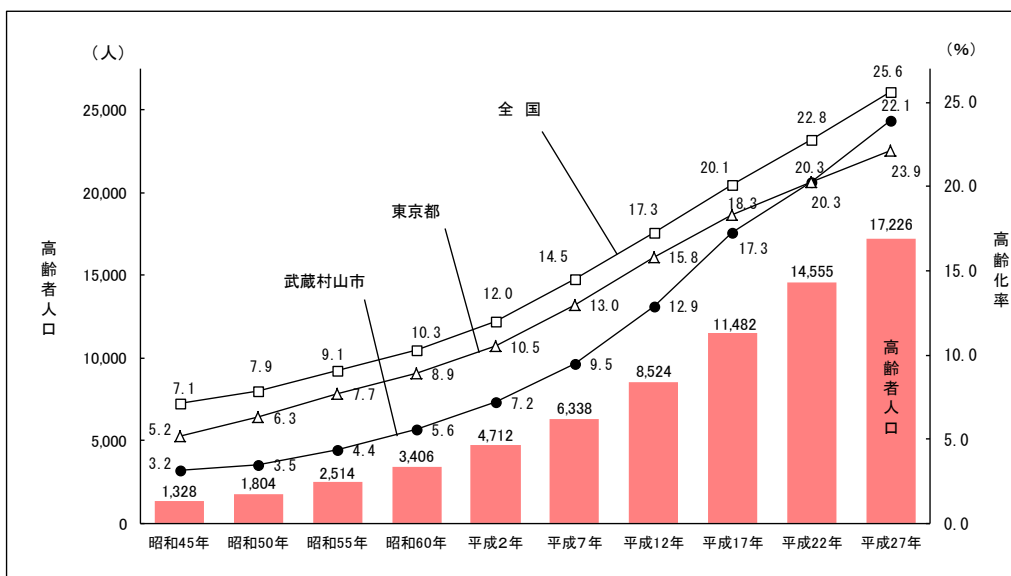
■高齢者人口と高齢化率の比較

	武蔵村山市		東京都		全 国	
	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	高齢者人口 (千人)	高齢化率 (%)	高齢者人口 (千人)	高齢化率 (%)
昭和45年	1,328	3.2	591	5.2	7,393	7.1
昭和50年	1,804	3.5	732	6.3	8,865	7.9
昭和55年	2,514	4.4	895	7.7	10,647	9.1
昭和60年	3,406	5.6	1,056	8.9	12,468	10.3
平成2年	4,712	7.2	1,244	10.5	14,895	12.0
平成7年	6,338	9.5	1,531	13.0	18,261	14.5
平成12年	8,524	12.9	1,910	15.8	22,005	17.3
平成17年	11,482	17.3	2,295	18.3	25,672	20.1
平成22年	14,555	20.3	2,557	20.3	29,113	22.8
平成27年	17,226	23.9	2,936	22.1	32,824	25.6

備考 1 昭和45年から平成22年までは国勢調査人口

2 平成27年の数値は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳

■市の高齢者人口と高齢化率の推移



備考 1 昭和45年から平成22年までは国勢調査人口

2 平成27年の数値は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳

(2) 認定者数の推移

要支援又は要介護と認定された方は、介護保険制度導入初年度の平成17年度には〇〇〇人でしたが、平成27年度は〇,〇〇〇人と、〇.〇〇倍に増加しています。

介護度別に見ると、重度（要介護4・5）より軽度（要支援1・2、要介護1～3）の方が認定者数が増加しています。

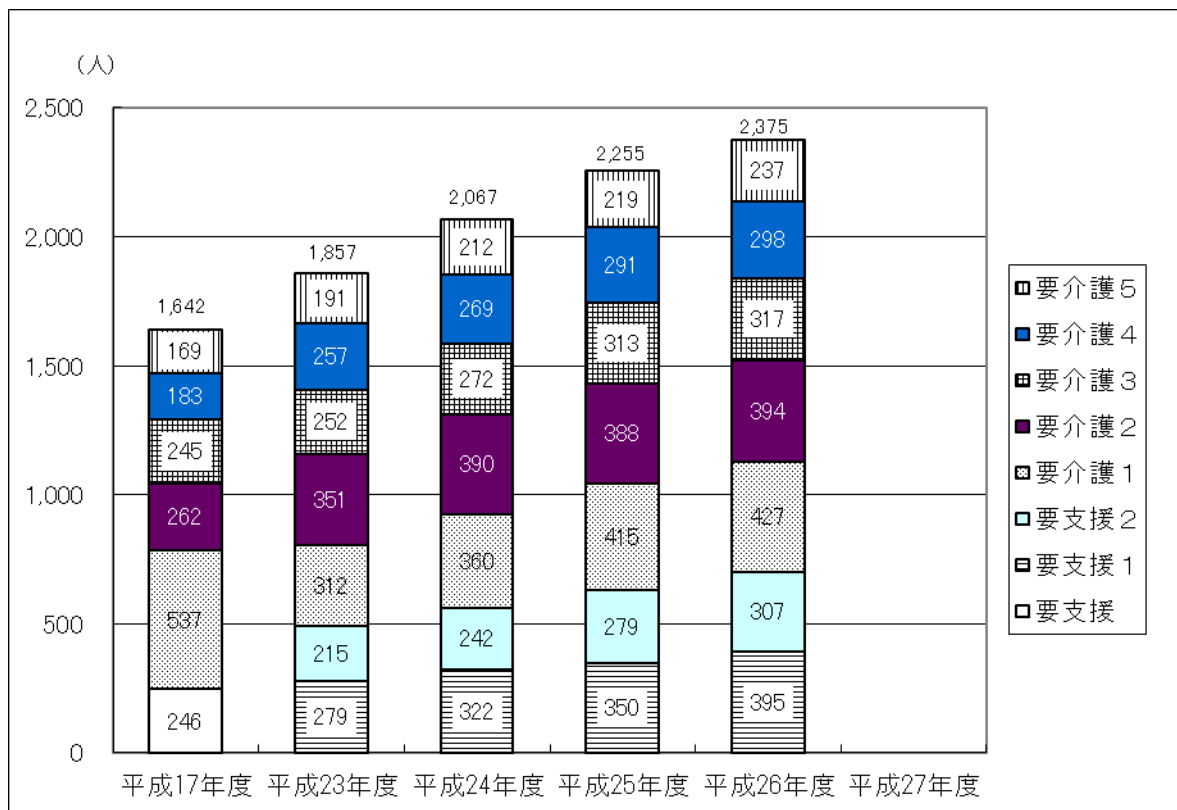
■ 認定者数の推移

(単位：人)

区分	平成17年度	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援	246	要支援1	279	322	350	395	
		要支援2	215	242	279	307	
要介護1	537	要介護1	312	360	415	427	
要介護2	262	要介護2	351	390	388	394	
要介護3	245	要介護3	252	272	313	317	
要介護4	183	要介護4	257	269	291	298	
要介護5	169	要介護5	191	212	219	237	
合計	1,642	合計	1,857	2,067	2,255	2,375	

(各年度10月1日現在)

■ 要支援・要介護認定者数の推移

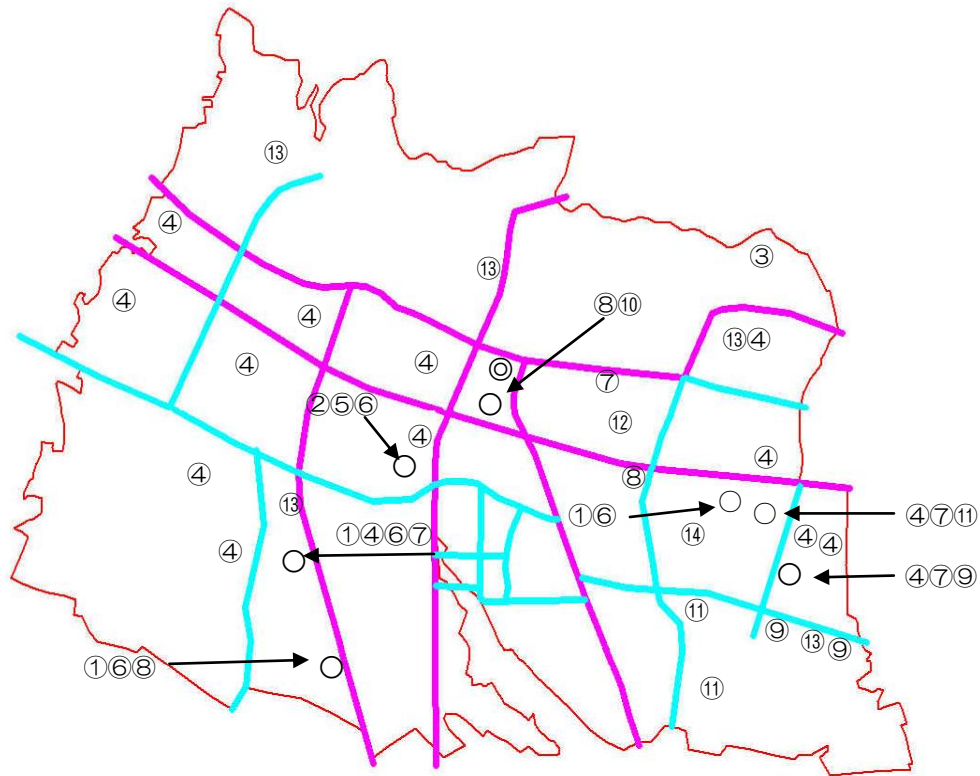


備考 各年度10月現在の認定者数

(3) 高齢者福祉施策の取組状況

【サービスを提供する施設の状況】

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。介護保険施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。



高齢者関連施設の種類の			
①	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	⑧	認知症対応型共同生活介護施設 (グループホーム)
②	介護老人保健施設	⑨	シルバーハウジング (シルバーピア)
③	介護療養型医療施設	⑩	小規模多機能型居宅介護施設
④	デイサービスセンター	⑪	訪問看護ステーション
⑤	通所リハビリテーション	⑫	福祉会館
⑥	短期入所施設	⑬	老人福祉館
⑦	地域包括支援センター*	⑭	シルバーワークプラザ

備考 平成27年4月1日現在

3 障害者福祉

(1) 障害者（児）の状況

障害者においては、市が把握可能な障害者手帳の所持者数について、状況を示しています。

① 身体障害

身体に障害のある人の数（身体障害者手帳所持者）は、近年、増加傾向を示していて、平成 27 年度現在、身体障害者（児）が〇〇〇人で、総人口〇〇〇人（平成 27 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ〇〇〇%となっています。

平成 23 年度から平成 27 年度にかけてみると、およそ〇〇〇倍と若干の伸びとなっています。

■等級別の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 級	846	826	811	863	
2 級	412	394	399	400	
3 級	413	422	396	405	
4 級	586	577	585	614	
5 級	113	111	114	119	
6 級	149	140	134	146	
合計	2, 519	2, 470	2, 439	2, 547	

（各年度 10 月 1 日現在）

■障害別の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
肢体不自由	1, 438	1, 387	1, 371	1, 397	
視覚	160	157	150	160	
音声・言語	28	29	27	33	
聴覚	210	214	219	235	
内部障害	683	683	672	722	
合計	2, 519	2, 470	2, 439	2, 547	

（各年度 10 月 1 日現在）

② 知的障害

知的障害のある人の数（愛の手帳所持者数）は、全体的に増加傾向を示しており、平成 27 年度現在〇〇〇人で、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて〇〇〇倍の伸びとなっています。

また、手帳の程度では、4度が〇〇〇人と最も多く、次いで3度の〇〇〇人となっています。

■知的障害者手帳所持者の等級別推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 度	37	29	27	28	
2 度	128	121	114	118	
3 度	136	123	124	130	
4 度	241	245	252	265	
合計	542	518	517	541	

(各年度 10 月 1 日現在)

③ 精神障害等

精神障害のある人の数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は、増加傾向にあり、平成 27 年 10 月 1 日現在〇〇〇人で、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて〇〇〇倍の伸びとなっています。手帳の程度では、2級が〇〇〇人と、最も多くなっています。

また、自立支援医療者数においては、平成 23 年〇〇〇人から平成 27 年〇〇〇人までに〇〇〇人の増減となっている。

■精神障害者手帳所持者の等級別推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 級	36	48	50	44	
2 級	257	318	311	322	
3 級	120	173	194	213	
合計	413	539	555	579	

(各年度 10 月 1 日現在)

■自立支援医療者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
精神障害	951	1,005	1,024	1,088	1,209

※ 平成 27 年度のみ 9 月 1 日現在で記入

(各年度 10 月 1 日現在)

【コラム】 発達障害、高次脳機能障害、難病について

発達障害と高次脳機能障害、難病は、いまだに社会的認知度が低く、今後、障害の特性に応じた適切な支援が求められています。(いずれも障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスの対象となっています。)

「発達障害」は、「自閉症」(主な症状：相手の感情に共感できず人とのコミュニケーションがうまくとれなかったりする。)、**「アスペルガー症候群」**(主な症状：相手の感情や雰囲気を察することができず、人や社会とのコミュニケーションに支障を来しやすい。)、**「学習障害(LD)」**(主な症状：全般的な知的発達の遅れはないが、例えば聞くことや、話す、読む、書く、計算のいずれかなど、又は推論する能力の習得と使用に困難を示す。)、**「注意欠陥多動性障害(ADHD)」**(主な症状：日常生活に著しく支障を来すほど多動、注意集中困難、衝動性が目立つ。)などの総称です。通常、症状は低年齢時において発現しますが、発現後は、心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、できるだけ早期に発達障害の特性に応じた医療的・福祉的・教育的支援を行うことが重要とされています。

障害の特性やライフステージに応じた支援を国・地方公共団体・国民の責務として定めた「発達障害者支援法」が平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日から施行されています。

東京都では、自閉症などの発達障害の人とその家族が、安心した暮らしを営むことができるよう、その総合的支援を行う地域の拠点として、東京都発達障害者支援センター(TOSCA)を設置しています。

高次脳機能障害

「高次脳機能障害」は、外傷性脳損傷、脳血管障害等によって脳が損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等を指します。会話がうまくかみ合わない、段取りをつけて物事を行うことができないなどの症状がみられ、日常生活において支障を来す場合があります。これまで障害者支援の枠組みでは対応されてきませんでした。国は、実態を把握し支援策を模索すべく平成13年度からモデル事業を立ち上げ、その後、平成18年に「高次脳機能障害支援普及事業」に引き継がれています。

武蔵村山市では、高次脳機能障害について、市民・医療機関等関係機関に対し理解の促進を図るため、講演会を開催し、普及啓発を図るとともに、高次脳機能障害者の家族の交流会を開催するなど、支援を図っています。

難病

難病は、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的には治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病などを「難病」と呼んでいます。

一方、昭和47年の難病対策要綱における難病とは、「①原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病」、「②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と、定義されています。

平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害者(児)の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービスの対象となりました。その対象疾病数は、平成27年7月1日現在332です。

平成26年には、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が成立し、医療費の自己負担の軽減(公費負担)を受けられる疾患は、特定疾患から指定難病に移行しました。

また、平成27年1月から実施されている新たな難病医療費助成制度における対象疾病として、国の指定難病(306疾病)と東京都単独の対象疾病(15疾病)があります。(平成27年7月1日現在)

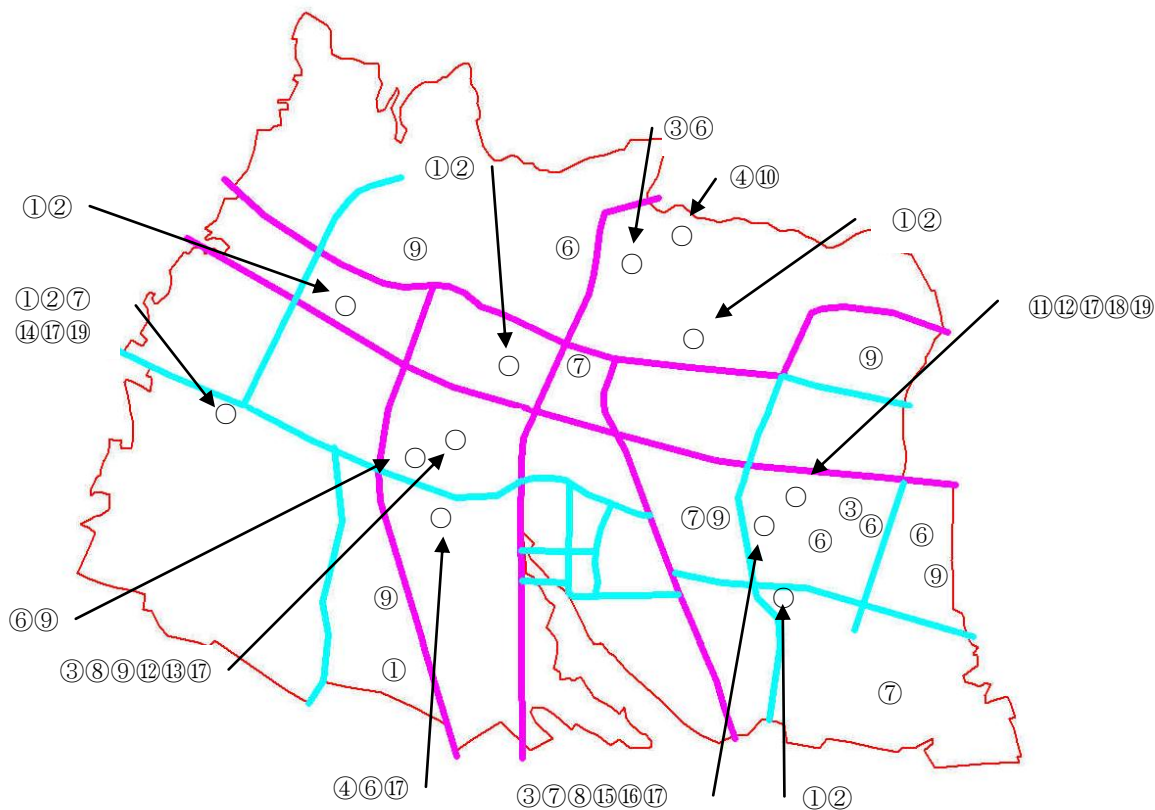
[参照：厚生労働省HP、公益財団法人 難病情報センター(難病対策の概要)]

(2) 障害者福祉施策の取組状況

【サービスを提供する施設の状況】

障害のある人のためのサービスを提供する市内の施設は、下記のとおりです。

介護や自立支援、就労支援、相談支援等の施設が、障害のある人への幅広いサービス拠点となっています。



障害者福祉施設の種類の			
①	居宅介護事業所	⑪	相談支援事業所
②	重度訪問介護事業所	⑫	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）
③	生活介護事業所	⑬	施設入所支援事業所
④	就労移行支援事業所	⑭	行動援護事業所
⑤	就労継続支援（A型）事業所	⑮	児童発達支援事業所
⑥	就労継続支援（B型）事業所	⑯	医療型障害児入所支援事業所
⑦	放課後等デイサービス事業所	⑰	指定特定相談支援事業所
⑧	短期入所事業所	⑱	地域定着支援事業所
⑨	共同生活援助（グループホーム）事業所		地域移行支援事業所
⑩	自立(生活)訓練・宿泊自立訓練事業所		

備考 平成27年4月1日現在

4 子育て支援

(1) 子どもと子育て家庭の状況

① 年齢3区分別人口の推移

平成27年において、本市の0～14歳の子どもの数は、10,769人と総人口（72,092人）の14.9%を占めており、昭和55年から比較するとその割合は14.3ポイントの減少となっていますが、平成7年（11,028人）15.3%からは増減を繰り返しながらほぼ横ばい傾向を示しています。

人口は、平成17年以降増加傾向にあります。65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少しています。

■年齢3区分別人口及び構成比の推移

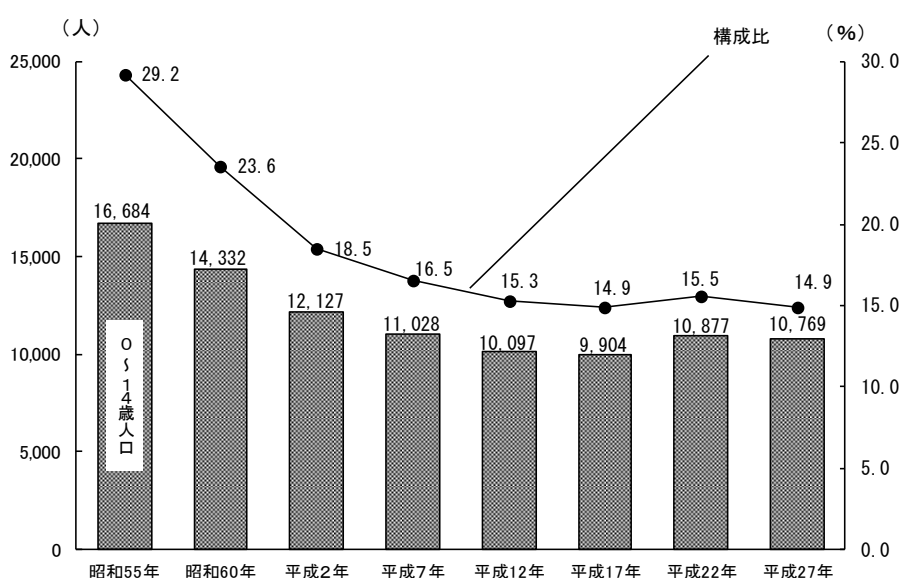
（単位：人）

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	57,198	60,930	65,562	67,015	66,052	66,553	70,053	72,092
0～14歳人口 構成比(%)	16,684 29.2	14,332 23.5	12,127 18.5	11,028 15.3	10,097 15.3	9,904 14.9	10,877 15.5	10,769 14.9
15～64歳人口 構成比(%)	37,904 66.3	43,096 70.7	48,362 73.8	49,600 74.0	47,394 71.8	44,982 67.6	44,578 63.6	44,097 61.2
65歳以上人口 構成比(%)	2,514 4.4	3,406 5.6	4,712 7.2	6,338 9.5	8,524 12.9	11,482 17.3	14,593 20.8	17,226 23.9

備考 1 昭和45年から平成22年までは国勢調査人口

2 平成27年の武蔵村山市の数値は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳

■年少（0～14歳）人口及び構成比の推移



資料：国勢調査

② 児童・生徒数の推移

市内の市立小学校9校、市立中学校5校における児童・生徒数の推移は、近年において増減を繰り返しながら横ばい傾向となっています。

■児童・生徒数の推移

(単位：人)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学校	4,421 (45)	4,503 (43)	4,629 (50)	4,571 (55)	4,596 (56)	4,612 (62)
中学校	1,950 (21)	1,996 (27)	1,999 (29)	2,044 (29)	2,109 (33)	2,147 (34)
計	6,371 (66)	6,499 (70)	6,628 (79)	6,615 (84)	6,705 (89)	6,759 (96)

備考 1 () 内の人数は、特別支援学級の児童・生徒数で内数

2 各年度5月1日現在

③ 幼稚園入園児童数の推移(3～5歳)

市内における幼稚園4園の入園児童数は、この5年間は減少傾向となっており、平成27年度では定員1,280人に対し938人と、約73.3%の入園率となっています。

■幼稚園入園児童数の推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
施設数(か所)	4	4	4	4	4	4
定員合計(人)	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
入園児童数(人)	1,131 (375)	1,109 (354)	1,083 (331)	1,078 (328)	987 (295)	938 (308)

備考 1 () 内の人数は、管外受託児童数で内数

2 各年度5月1日現在

④ 保育所入所児童数の推移（認可定員：0～5歳）

市内保育所の入所児童数は、平成23年度をピークに減少傾向にはありますが、各年度とも定員を上回っています。

■保育所入所児童数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置数(か所)	13	13	13	13	13
定員合計(人)	1,926	1,983	2,009	2,009	2,002
入所児童数(人)	1,995 (93)	2,083 (81)	2,075 (82)	2,063 (83)	2,035 (76)

備考 1 ()内の人数は、管外受託児童数で内数

2 各年度末現在

⑤ 保育所入所待機児童数の推移（0～5歳）

保育所の入所待機児童数は、平成22年度からおおむね減少傾向にあり、平成26年度では、平成22年度の約半数まで減少しています。

■保育所入所待機児童数の推移

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所待機児童数	262	211	165	173	147

備考 各年度末現在

⑥ ひとり親家庭医療証交付世帯数の推移

ひとり親家庭医療証交付世帯数の推移は、平成23年までは増加傾向を示していましたが、ここ数年は減少傾向が伺えます。

■ひとり親家庭医療証交付世帯数の推移

(単位：世帯)

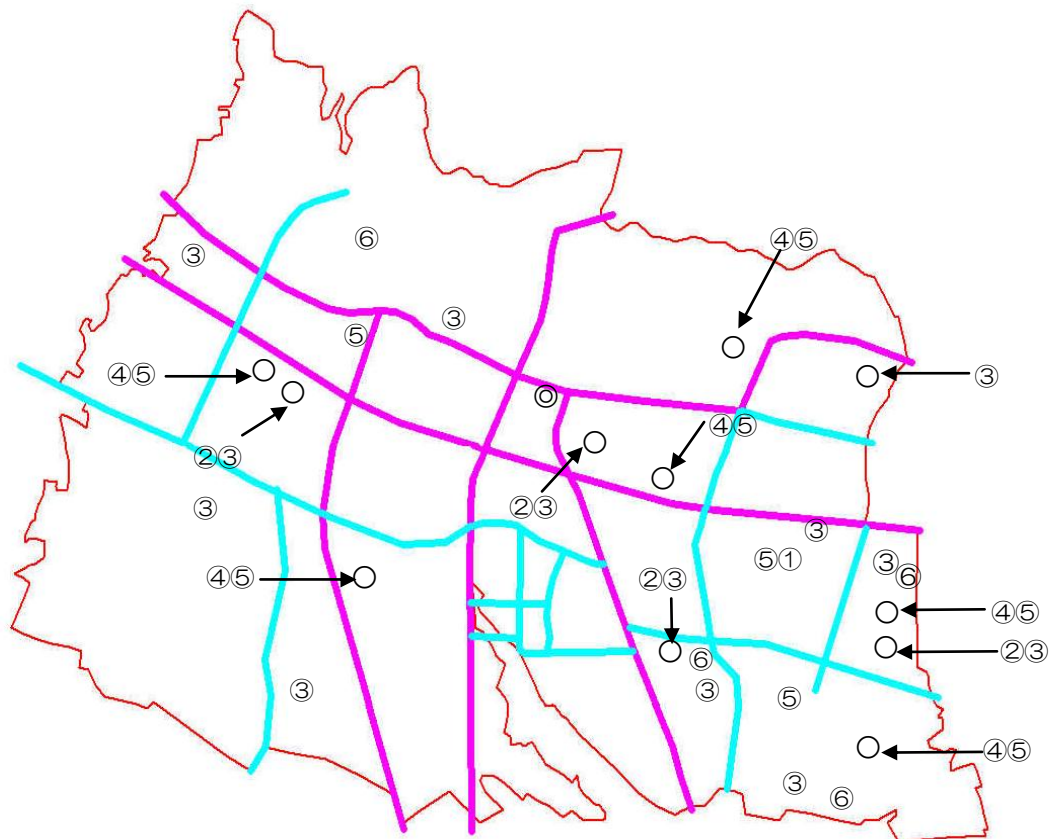
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
世帯数	748	769	751	738	716	
内訳	母子家庭	708	725	713	701	684
	父子家庭	38	43	33	32	26
	養育者家庭	2	1	5	5	6

備考 各年度末現在

(2) 子育て支援施策の取組状況

【サービスを提供する施設の状況】

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人一人の子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近に必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を以下のとおり整備しています。



児童関連施設の種類	
①	子ども家庭支援センター
②	子育てセンター*
③	保育所
④	児童館
⑤	学童クラブ
⑥	幼稚園

備考 平成 27 年 4 月 1 日現在

5 保健医療

(1) 地域の保健医療体制

① 保健関連施設の状況

本市の保健関連施設は、保健相談センターと保健相談センターお伊勢の森分室を拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

② 地域医療の充実

武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性のPRや病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。

また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。

(2) 保健事業等の取組状況

① 成人対象の保健事業

成人を対象とした保健事業については、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施しています。健診結果からは、生活習慣改善の必要レベルを3段階に分けて判定し、特定保健指導へつなげることで市民の健康増進に努めています。

また、特定健康診査受診時に大腸がん検診を同時に実施するなど、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を図っています。

その他には、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、眼科検診を行っています。

健康教室においては、従来から実施のヘルシースリム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入するなど、市民のニーズに合わせて取り組んでいます。

② 母子対象の保健事業

子どもと子育てをする親を対象とした事業については、乳幼児等の健康診査や子どもの栄養と歯科相談、離乳食教室などを行っています。また、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、助産師や保健師等が訪問し、専門的な支援を行っています。さらに、関係部署による連携を強化し、電話による訪問勧奨など、訪問実施率を上げる取組を進めています。

妊婦及びその家族を支援する教室としては、「パパとママのためのマタニティクラス」を実施しており、妊娠・出産・育児を学んだり、妊婦さん同士の友達づくりにも役立っています。

また、夫婦で子育てについて学ぶ「両親学級（土曜日コース）」を年に数回実施しています。

③ 自殺対策の取組

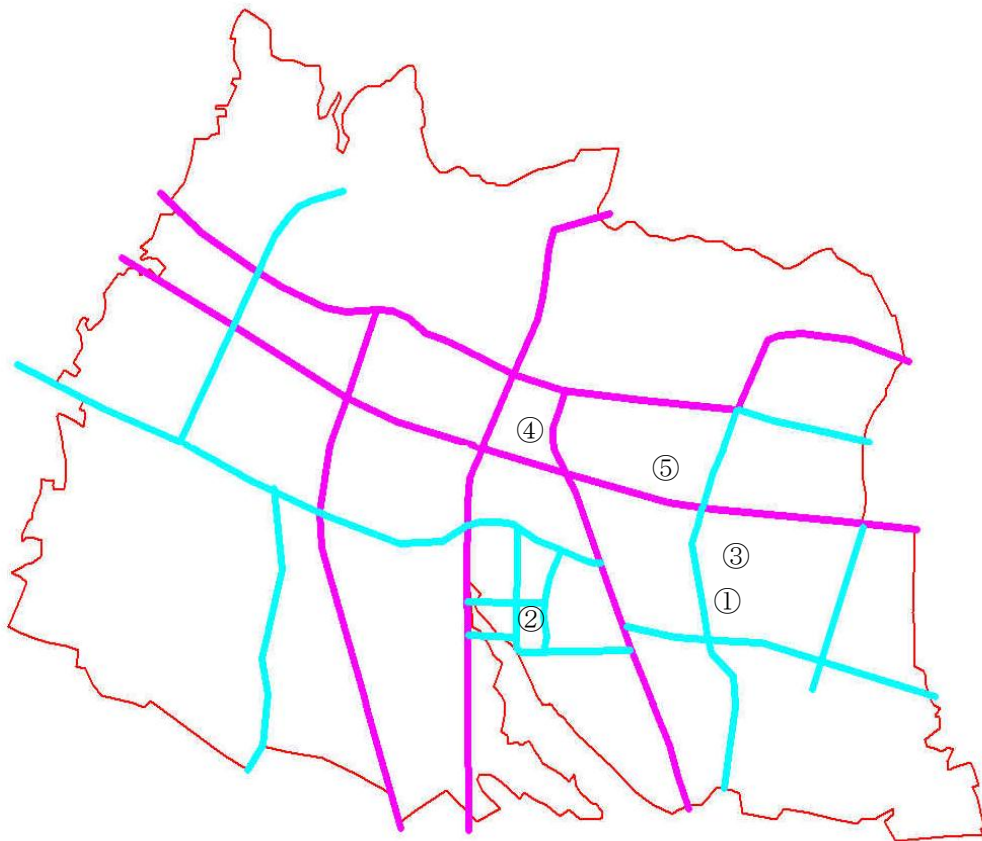
武蔵村山市では、年間15人前後の方が自殺によって命を落とされており、特に壮年期から中年期（30～64歳）の男性に多い傾向があります。そのため、市では、「誰もが生き心地のよい社会」を目指すため、市民向けの講演会を実施したり、ゲートキーパー研修（市職員向け）を行うなど、いのちの大切さを訴え、自殺総合対策に取り組んでいます。

(3) 保健医療施策の取組状況

【サービスを提供する施設の状況】

保健医療に関わる主な施設として、武蔵村山市医師会加入の医療機関より、診療所の後方支援（二次医療）としての役割を担っている病院があります。

また、保健相談センターは、地域における保健・医療・福祉に関わる様々な施設が効果的に機能できるように、各施設との連携の拠点となっています。



主な保健医療施設	
①	東京小児療育病院
②	武蔵村山病院
③	村山医療センター
④	保健相談センター
⑤	保健相談センターお伊勢の森分室

備考 平成 27 年 4 月 1 日現在

第2節 「市民意識調査結果」(三者比較表)

平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とする『武蔵村山市第四次地域福祉計画』の策定に向けた取組の一環として、平成26年12月1日から平成26年12月24日までの期間に、市民意識調査を実施しました。

本節では、地域に暮らす住民の地域福祉に関する考え方や課題、福祉サービス利用意向や今後の希望意見等について把握し、計画策定の基礎資料とするため、「18歳以上の市民」、「要支援・要介護認定を受けている市民」及び「障害のある市民」を対象として実施した各調査結果の三者比較表を掲載しています。

■対象者別調査の詳細

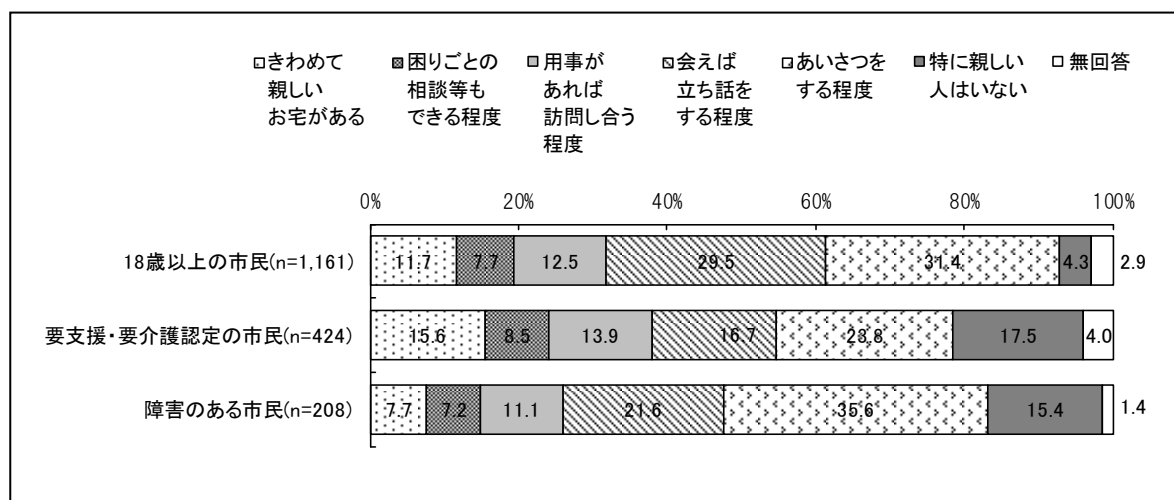
対象者		対象数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の市民		3,000件	1,161件	38.7%
要支援・要介護認定を受けている市民		1,000件	424件	42.4%
障害のある市民 (手帳所持者)	身体障害者手帳所持者	300件	208件	41.6%
	療育手帳(愛の手帳)所持者	100件		
	精神障害者保健福祉手帳所持者	100件		
合計		4,500件	1,793件	39.8%

1 隣近所との関わりについて

(1) 隣近所とのつきあいの程度

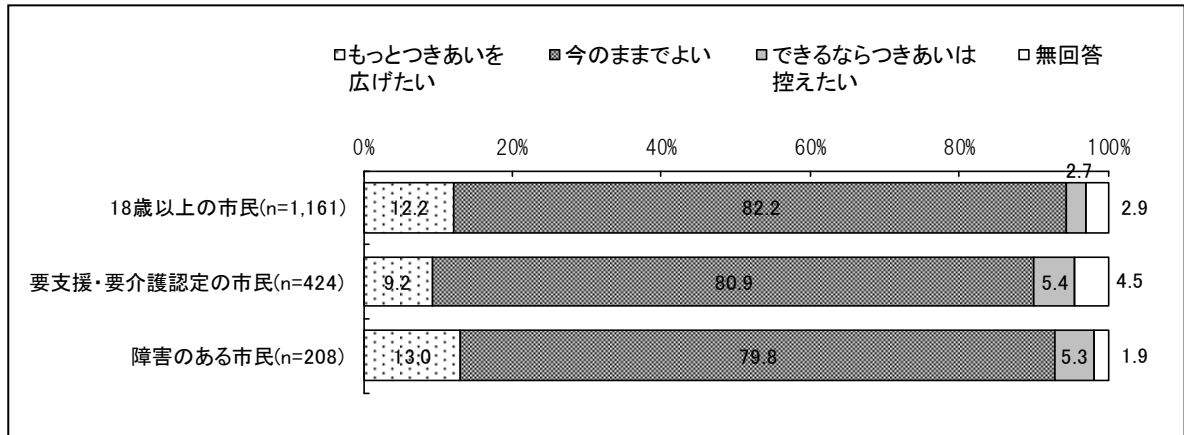
「あいさつをする程度」が、障害のある市民、要支援・要介護認定を受けている市民、18歳以上の市民と共通して最も多く、次いで障害のある市民、18歳以上の市民が「会えば立ち話をする程度」となり、要支援・要介護認定を受けている市民では「特に親しい人はいない」(17.5%)と続いています。

また、三者を比較すると、要支援・要介護認定を受けている市民における「極めて親しいお宅がある」(15.6%)の割合が高く、「特に親しい人はいない」との対照的な傾向が伺えます。



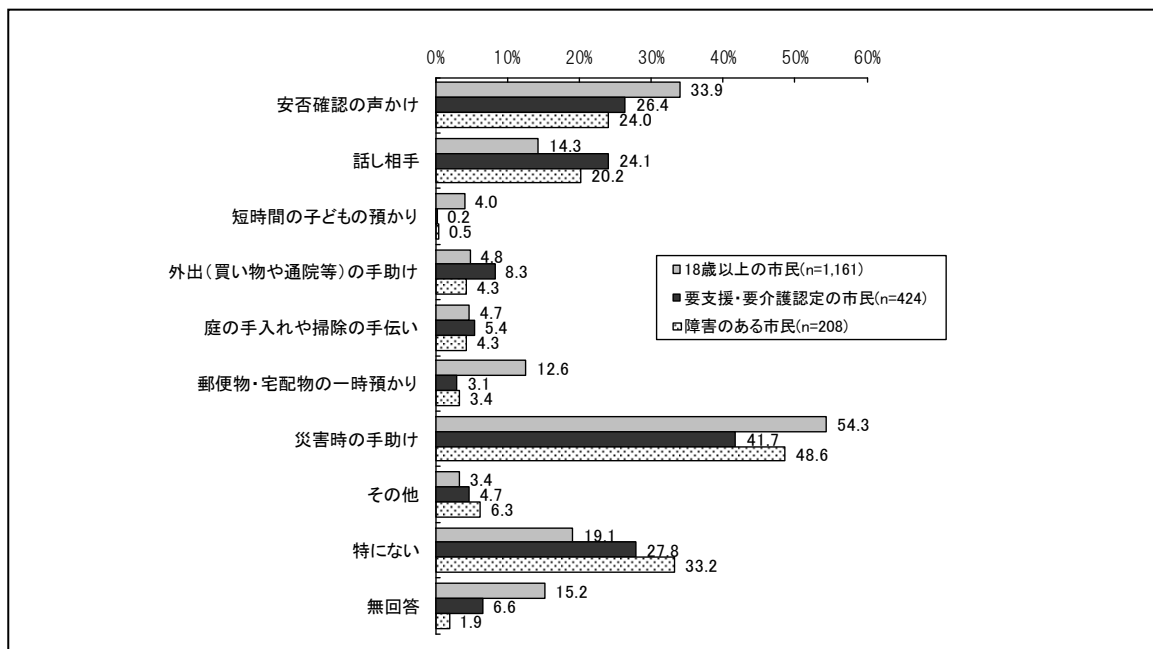
(2) 今後の近所付き合いの意向

「今のままでよい」が障害のある市民、要支援・要介護認定を受けている市民、18歳以上の市民と共通して8割前後の大勢を占め最も多く、次いで「もっとつきあいを広げたい」と続いています。



(3) あなたがしてもらいたいこと

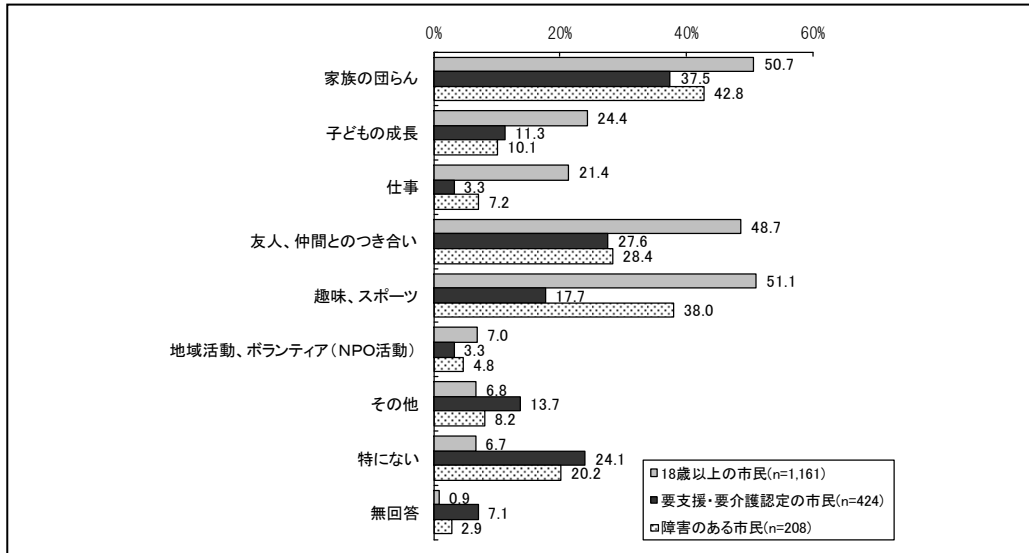
「災害時の手助け」が三者共通で最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が18歳以上の市民(33.9%)となり、「特にない」が要支援・要介護認定を受けている市民(27.8%)及び障害のある市民(33.2%)となっています。



2 日常生活の課題について

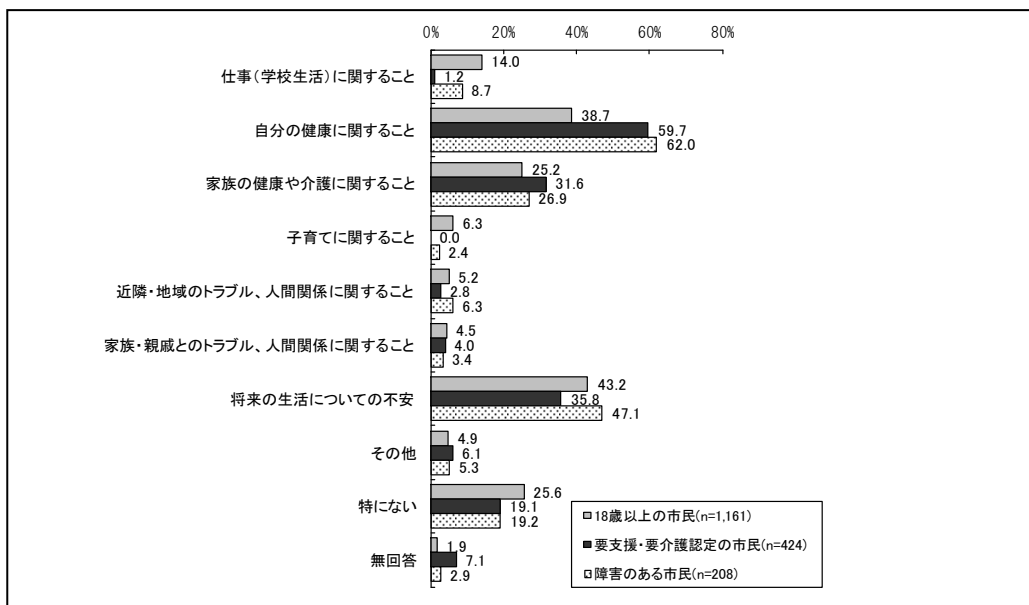
(1) 生きがいに感じること

「趣味、スポーツ」が18歳以上の市民（51.1%）において、「家族の団らん」が要支援・要介護認定を受けている市民（37.5%）及び障害のある市民（42.8%）で最も多く、次いで「家族の団らん」が18歳以上の市民（50.7%）、「友人、仲間とのつき合い」要支援・要介護認定を受けている市民（27.6%）、「趣味、スポーツ」障害のある市民（38.0%）となっています。



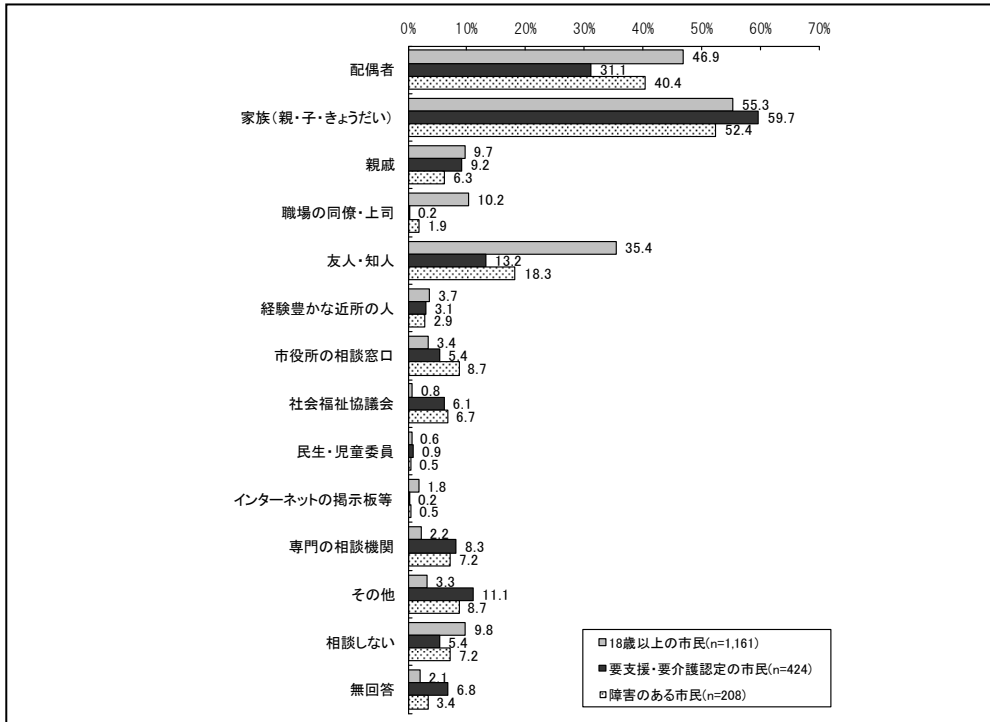
(2) 困っていることや悩み

「将来の生活についての不安」が一般で、「自分の健康に関すること」が要支援・要介護認定を受けている市民（59.7%）及び障害のある市民（62.0%）で最も多く、次いで「自分の健康に関すること」18歳以上の市民（38.7%）、「将来の生活についての不安」要支援・要介護認定を受けている市民（35.8%）及び障害のある市民（47.1%）となっています。



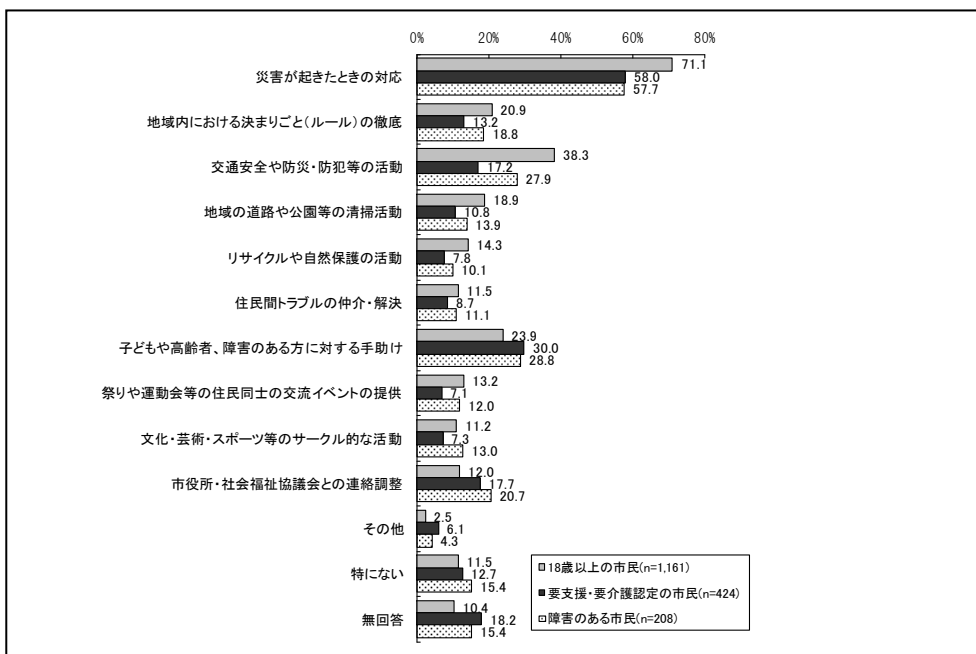
(3) 困りごとや悩みの相談相手

「家族（親・子ども・きょうだい）」が三者共通で最も多く、次いで「配偶者」も三者共通となっています。



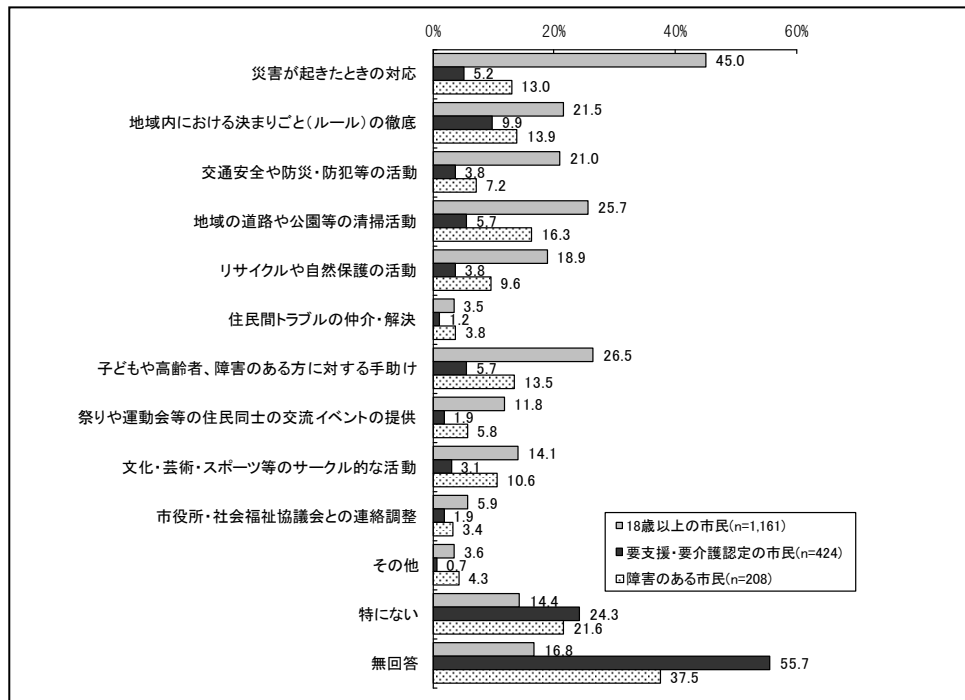
(4) 地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動

「災害が起きたときの対応」が三者共通で最も多く、次いで「交通安全や防災・防犯等の活動」が18歳以上の市民（38.3%）、「子どもや高齢者、障害のある方に対する手助け」が要支援・要介護認定を受けている市民（30.0%）及び障害のある市民（28.8%）となっています。



(5) 自分ができると思うこと

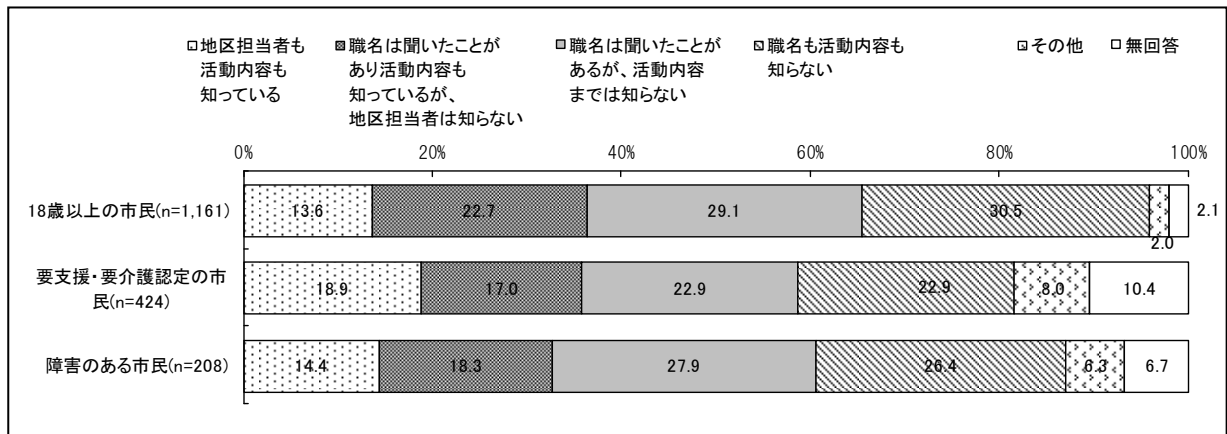
「災害が起きたときの対応」が18歳以上の市民(45.0%)で、「特にない」が要支援・要介護認定を受けている市民(24.3%)及び障害のある市民(21.6%)で最も多く、次いで「子どもや高齢者、障害のある方に対する手助け」18歳以上の市民(26.5%)、「地域内における決まりごと(ルール)の徹底」要支援・要介護認定を受けている市民(9.9%)、「地域の道路や公園等の清掃活動」障害のある市民(16.3%)となっています。



3 福祉に関する制度や事業等について

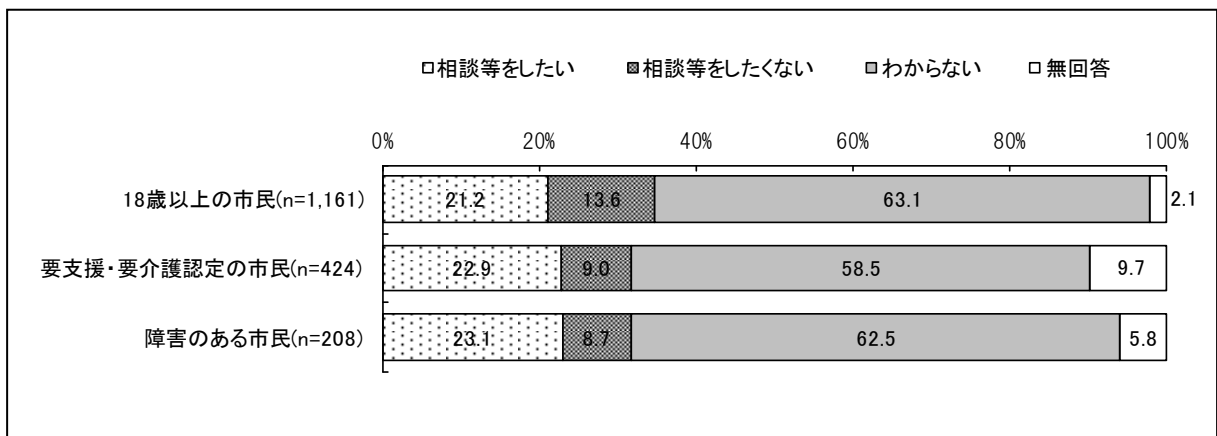
(1) あなたが住んでいる地区を担当している民生・児童委員をご存知ですか。

「職名も活動内容も知らない」が18歳以上の市民（30.5%）及び要支援・要介護認定を受けている市民（22.9%）で最も多く、「職名は聞いたことがあるが、活動内容までは知らない」が要支援・要介護認定を受けている市民（22.9%）は同数で、障害のある市民（27.9%）において最も多くなっています。



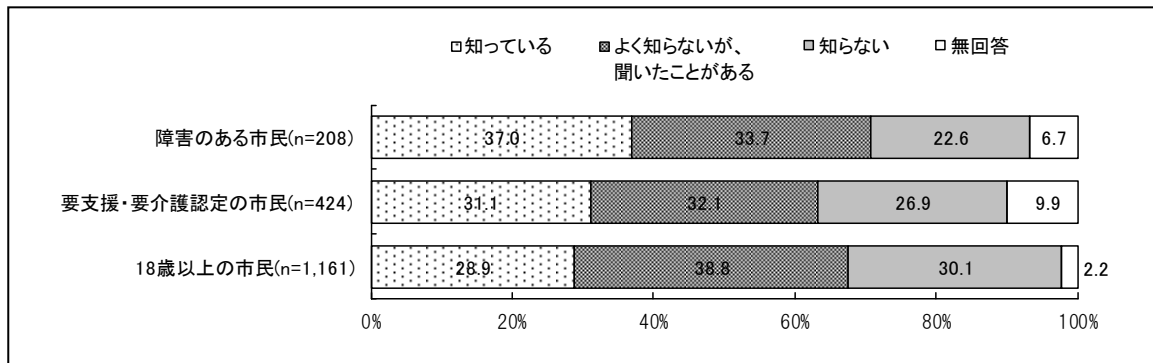
(2) 民生・児童委員に相談したいか

「わからない」が三者共通で最も多く、次いで「相談等をしたい」も三者共通となっています。



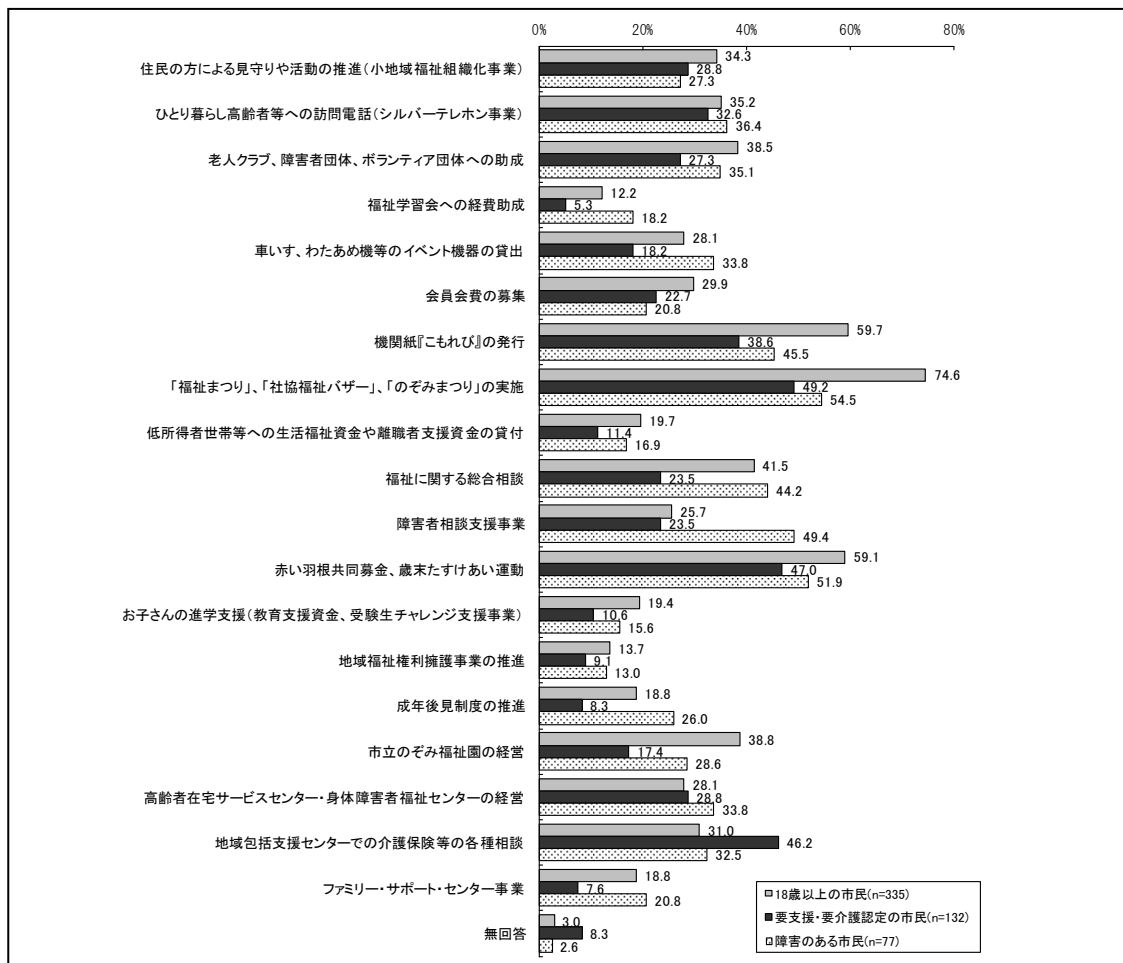
(3) 社会福祉協議会の認知状況

「よく知らないが、聞いたことがある」が三者共通で最も多く、次いで「知らない」が18歳以上の市民(30.1%)、「知っている」が要支援・要介護認定を受けている市民(31.1%)及び障害のある市民(37.0%)となっています。



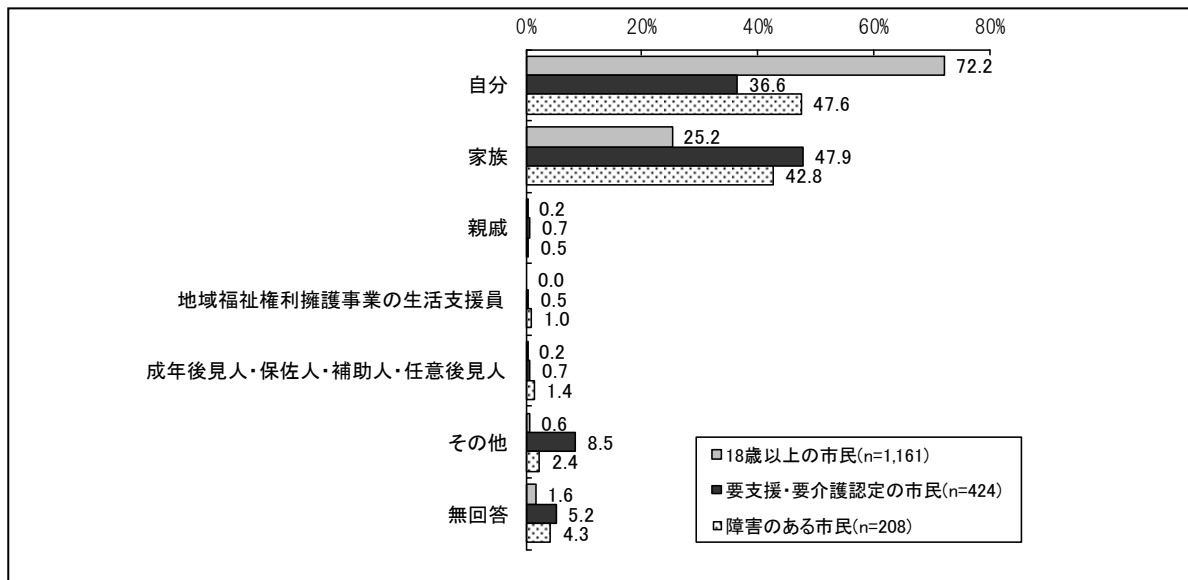
(4) 知っている社会福祉協議会の活動

「福祉まつり、社協福祉バザー、のぞみまつりの実施」が三者共通で最も多く、次いで、「機関紙『こもれび』の発行」が18歳以上の市民(59.7%)で、「赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動」が要支援・要介護認定を受けている市民(47.0%)及び障害のある市民(51.9%)となっています。



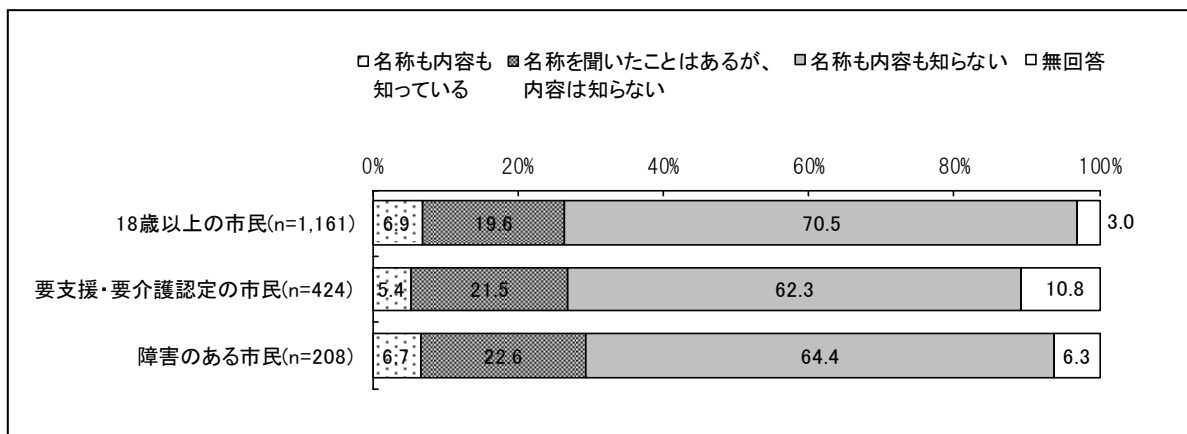
(5) 日常の金銭管理

「自分」が18歳以上の市民（72.2%）及び障害のある市民（47.6%）で、「家族」が要支援・要介護認定を受けている市民（47.9%）で最も多く、次いで「家族」が18歳以上の市民（25.2%）及び障害のある市民（42.8%）、「自分」要支援・要介護認定を受けている市民（36.6%）となっています。



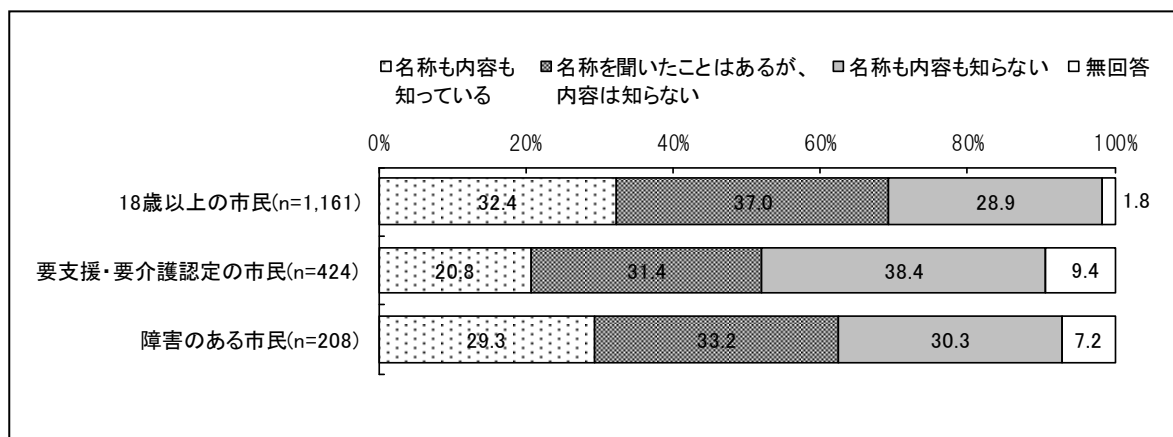
(6) 地域福祉権利擁護事業の認知状況

「名称も名前も知らない」が三者共通で最も多く、次いで「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」も三者共通となっています。



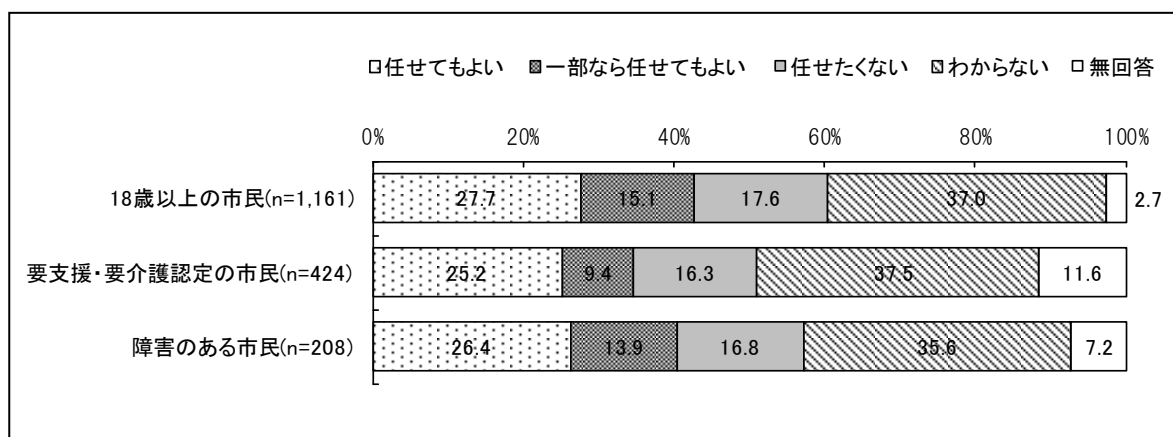
(7) 成年後見制度の認知状況

「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が18歳以上の市民（37.0%）及び障害のある市民（33.2%）で、「名称も名前も知らない」が要支援・要介護認定を受けている市民（38.4%）で最も多くなっています。



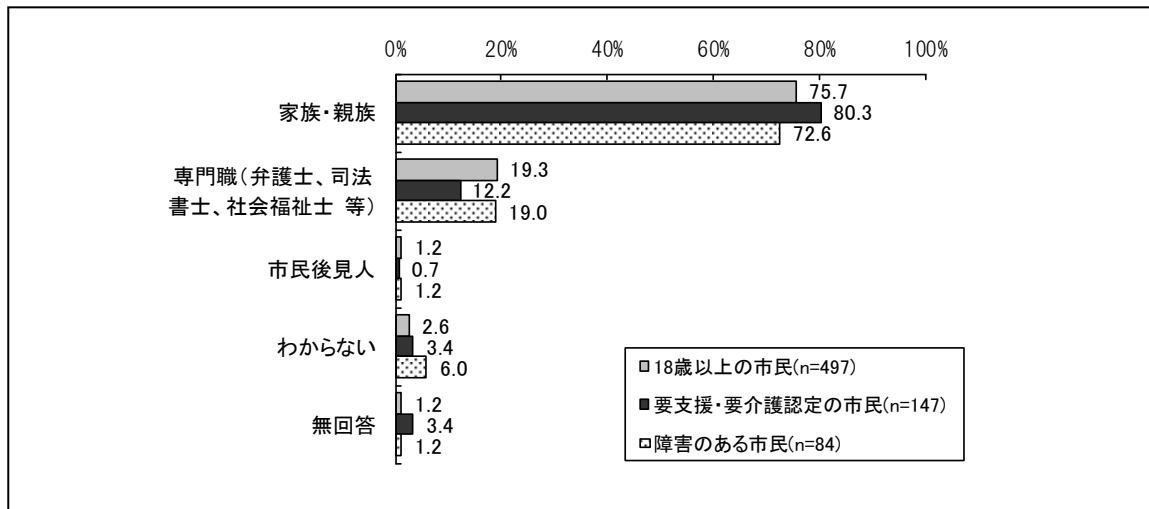
(8) 成年後見制度に財産管理等を任せること

「わからない」が三者共通で最も多く、次いで「任せてもよい」も三者共通で多くなっています。



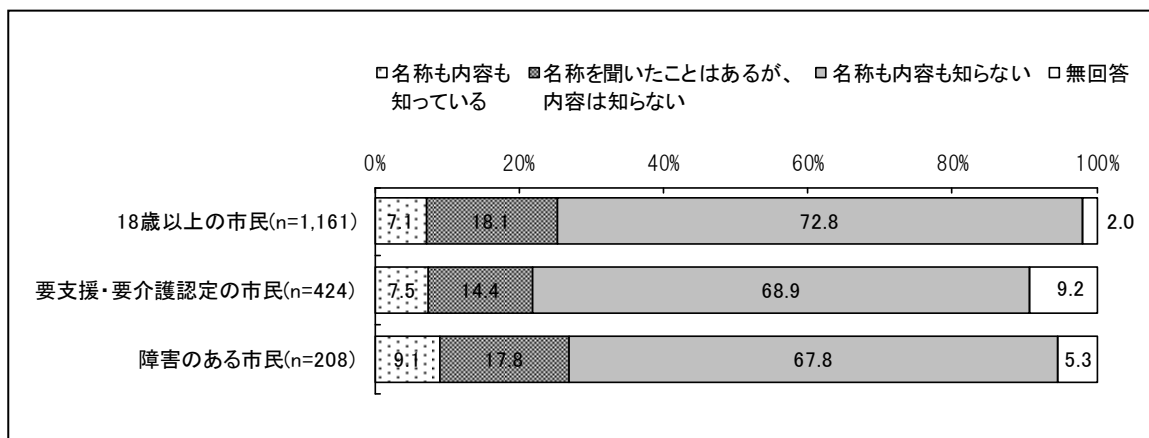
(9) 成年後見制度は誰に任せたいか

「家族・親族」が三者共通で最も多く、各全体の7割以上を占めています。



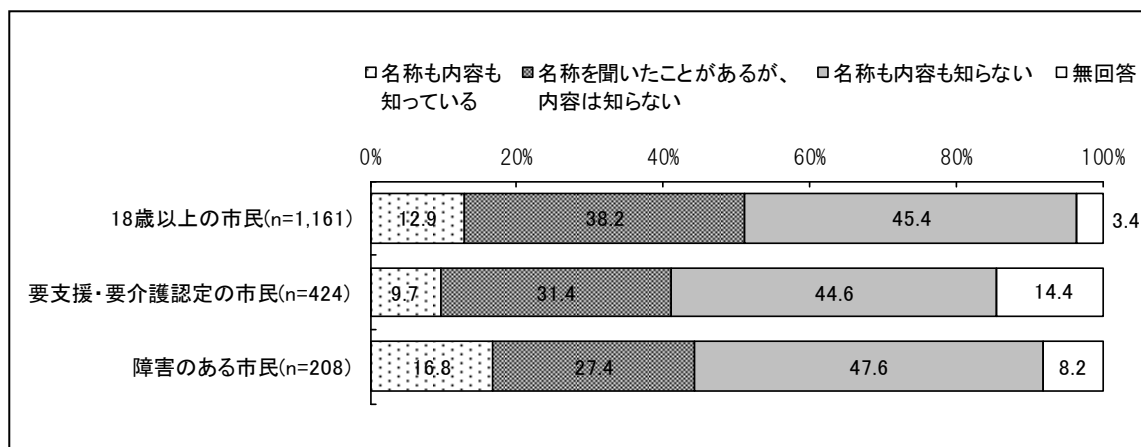
(10) 災害時要援護者名簿登録について

「名称も内容も知らない」が三者共通でもっとも多く、各全体の約7割前後を占めています。



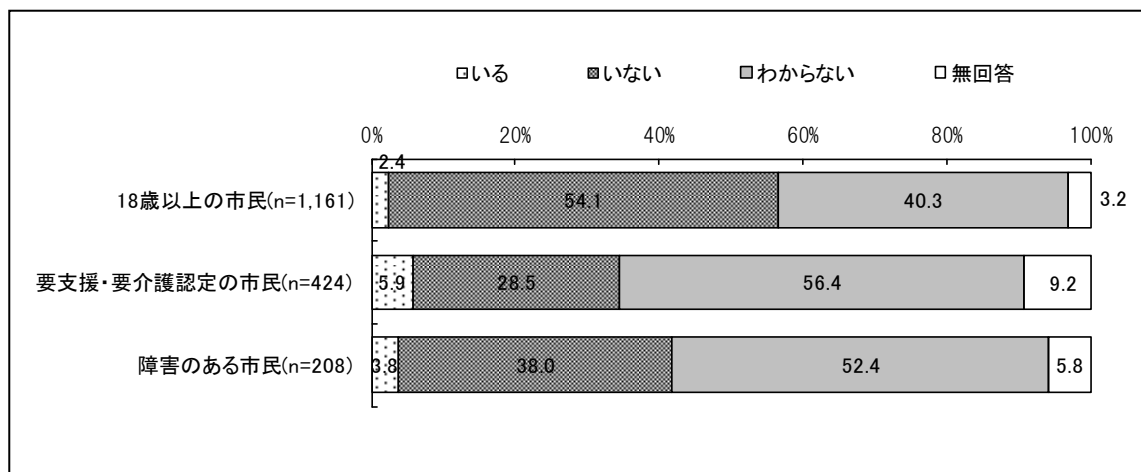
(1) 生活困窮者自立支援制度の認知状況

「名称も内容も知らない」が三者共通でもっとも多く、次いで「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」も三者共通となっています。



(2) 生活困窮者自立支援制度を利用したい方（自身またはまわりの方）

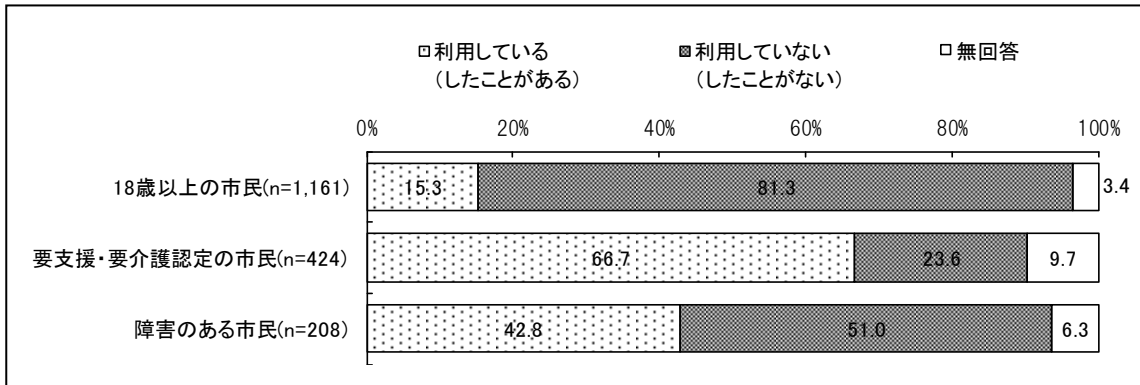
「いない」が18歳以上の市民（54.1%）で最も多く、「わからない」が要支援・要介護認定を受けている市民（56.4%）及び障害のある市民（52.4%）で最も多くなっています。



4 福祉サービスの利用状況について

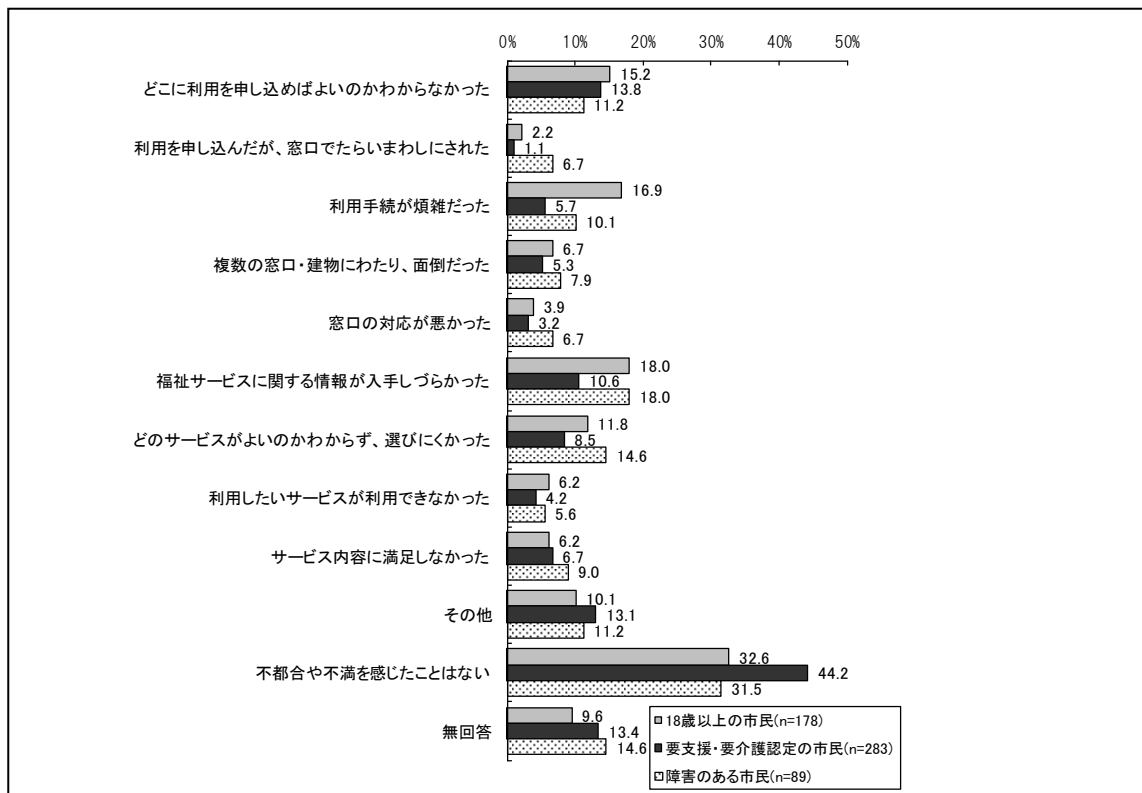
(1) 福祉サービスの利用状況

「使用していない」が18歳以上の市民（81.3%）及び障害のある市民（51.0%）で、「利用している」が要支援・要介護認定を受けている市民（66.7%）で最も多くなっています。



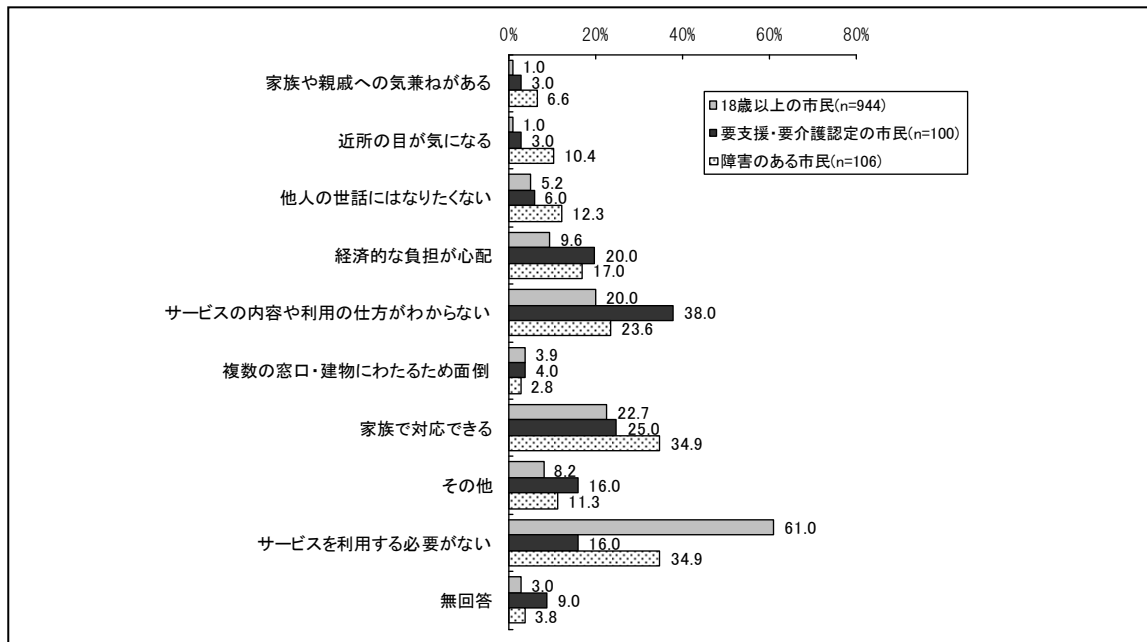
(2) 福祉サービスについての不満等

「不都合や不満を感じたことはない」が三者共通で最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が18歳以上の市民及び障害のある市民（同18.0%）、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が要支援・要介護認定を受けている市民（13.8%）となっています。



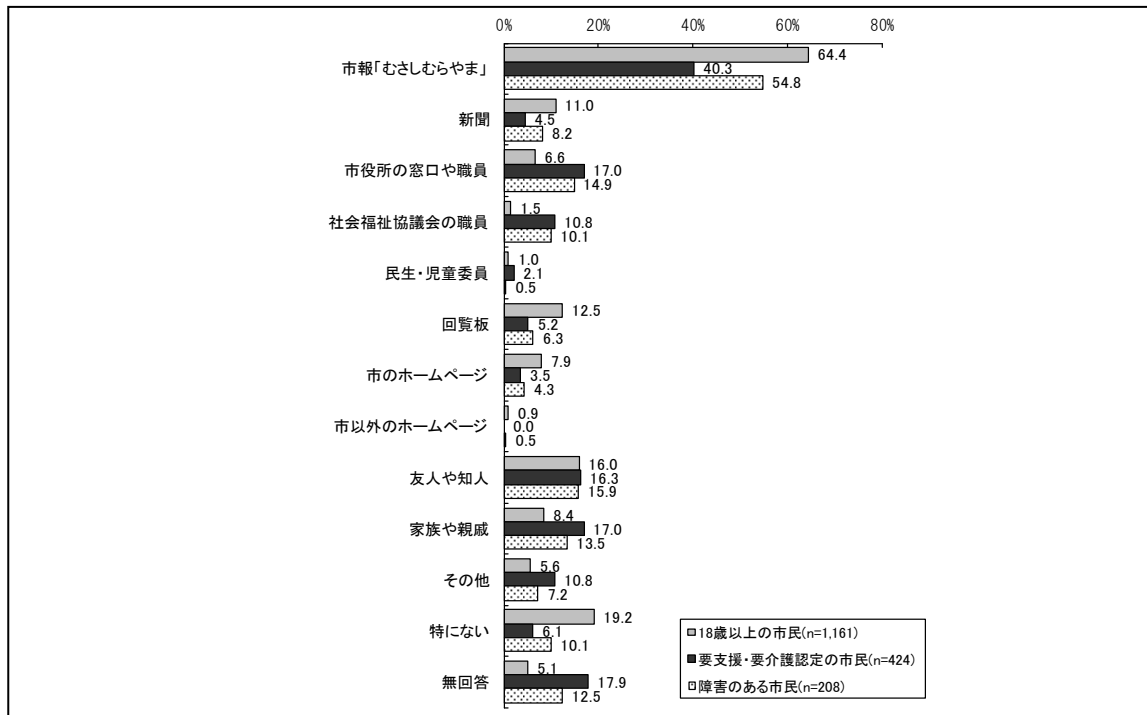
(3) 福祉サービスを利用しない理由

「サービスを利用する必要がない」が18歳以上の市民(61.0%)及び障害のある市民(34.9%)で、「家族で対応できる」が障害のある市民は同数で、「サービスの内容や利用の仕方がわからない」は要支援・要介護認定を受けている市民(38.0%)で最も多くなっています。



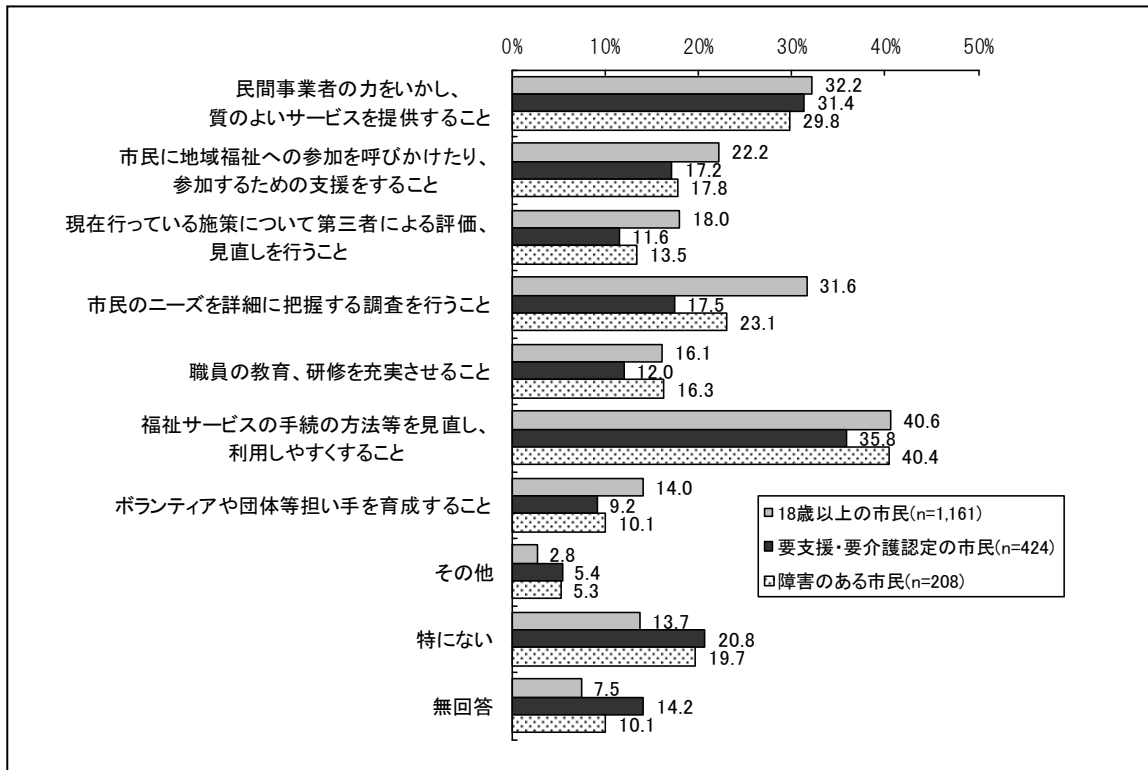
(4) 福祉サービスの情報入手先

「市報「むさしむらやま」」が三者共通で圧倒的に多く、次いで「特にない」が18歳以上の市民(19.2%)、「市役所の窓口や職員」及び「家族や親戚」が要支援・要介護認定を受けている市民(17.0%)、「友人や知人」障害のある市民(15.9%)となっています。



5 地域福祉施策の推進に当たり取り組むべきこと

「福祉サービスの手続の方法等を見直し、利用しやすくすること」が三者共通で最も多く、次いで「民間事業者の力をいかし、質のよいサービスを提供すること」も三者共通となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本視点

1 基本理念

地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家族など、時と場合によっては自立し安定した生活を送るために何らかの支援及びサービスの利用などを必要としている人がいます。小さな子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、全ての人が住み慣れた地域の中で、その人らしく自立して心豊かに生きていける、地域のみんなで共に生きるまちを目指すことが必要です。

そこで、上位計画である「武蔵村山市第四次長期総合計画」に掲げる施策の体系の一つが、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」であることなども踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉における市民・事業者・市の共通の目標とします。

だれもが身近な地域や家庭で

安心して暮らせる福祉のまち

2 基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

市民と事業者と市の協働 ～同じ方向を目指して～

地域には様々な人が暮らしていますが、一人一人が抱える生活課題は異なります。地域に暮らす人々が、自らが抱える生活課題や、地域の問題を解決するために行動することは、地域の福祉向上に向けた、大切な原動力になります。

しかし、地域の問題を解決するためには、市民・事業者・市が単独で活動を行うだけでは不十分であり、地域を構成する全ての人々が、それぞれの立場を大切にしながら、生活課題や地域の問題に対して、お互いに連携し、福祉活動を推進することが必要となります。

そこで、本計画を「市民と事業者と市の計画」として位置付け、地域を構成する全ての人々が、お互いの立場を理解し、同じ方向を目指して福祉活動を推進するための道しるべにし、本計画の「基本理念」である「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」の実現を三者の協働により目指します。

第2節 計画の基本目標と施策の体系

1 計画の基本目標

「基本理念」を踏まえ、本計画の基本目標は次の4つとし、市民等との役割分担と連携・協働のもと実現に努めていきます。

《基本目標1》 みんなが参加してつくる福祉のまちづくり

ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティアが活発な活動ができるよう、社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターを中核とした支援や、広報・意識啓発活動等を推進し、様々な地域福祉活動や交流を進めます。

また、コミュニティ活動の活性化を図るため、多様な活動主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。

《基本目標2》 みんなが連携・協働できるまちづくり

様々な相談ニーズに対応するため、地域の福祉を担う人材の確保や育成を行い、保健・医療と連携した総合的な福祉サービスの充実を図ります。

また、福祉サービスの受給者とサービス提供者を結びつける地域福祉コーディネーター等の機能の充実を図ります。

地域福祉を向上させるため、相談窓口の設置や情報提供、福祉教育・学習の推進を通し、福祉への理解促進に努めます。

《基本目標3》 安全・安心なまちづくり

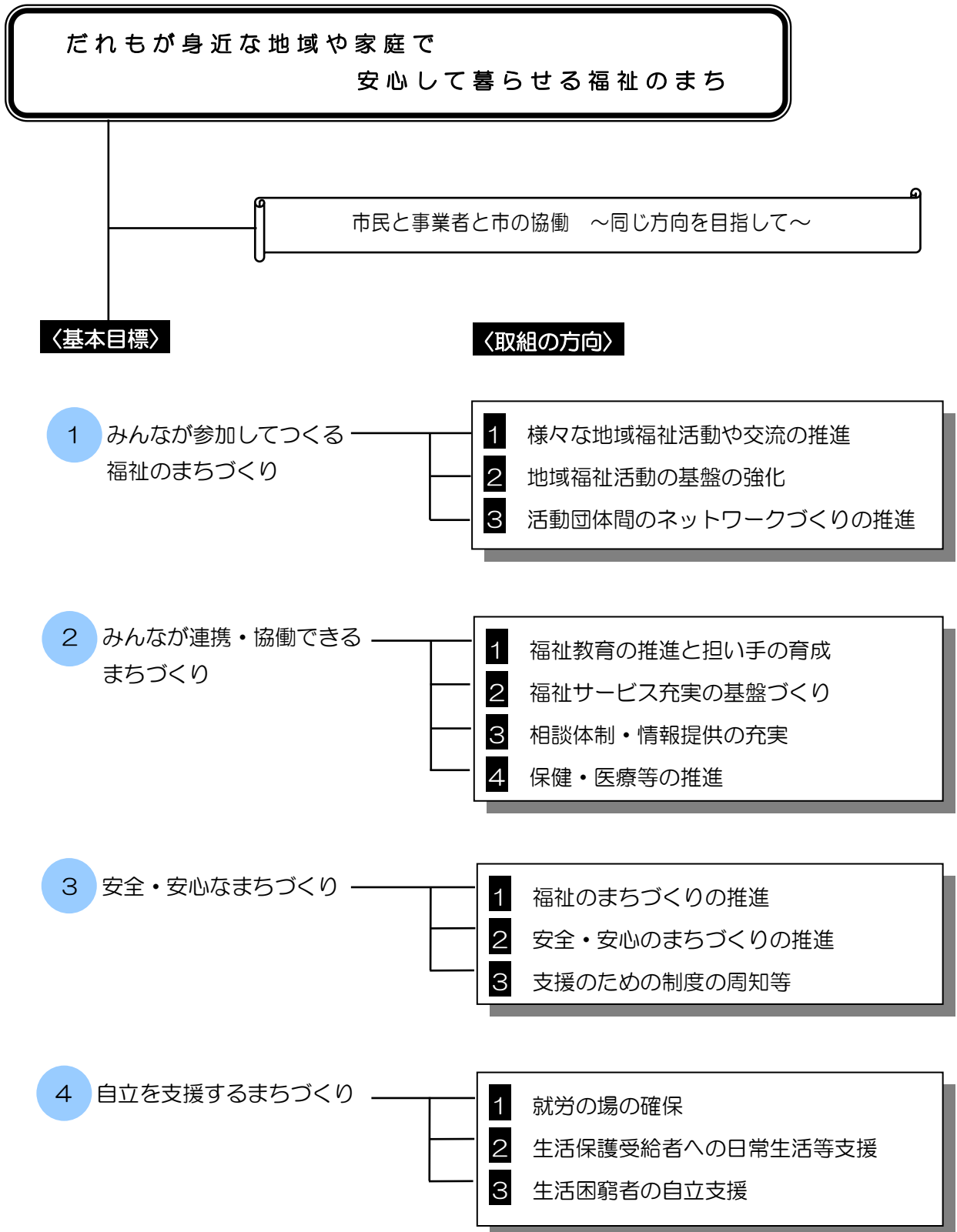
住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、公共的建築物・施設や、公共交通、住宅等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを進め、交通安全、防犯・防災対策の実施など、安全・安心とともに福祉に配慮したまちづくりを推進します。

また、避難行動要支援者への支援等を通じ、個人情報に配慮した地域コミュニティの中で福祉の充実に努めるとともに、必要な支援に応じた制度を周知するための広報システムや体制づくりを図ります。

《基本目標4》 自立を支援するまちづくり

地域におけるそれぞれの立場と責任を果たしながら、互いに支え合う地域づくりを進めるため、生活保護受給者や生活困窮に陥っている地域の人たちを把握するとともに、個々の適切なサービスと運用に努め、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら、生活困窮者の就労及び自立促進を支援していきます。

2 施策の体系



第3節 エリア設定の考え方と将来人口推計

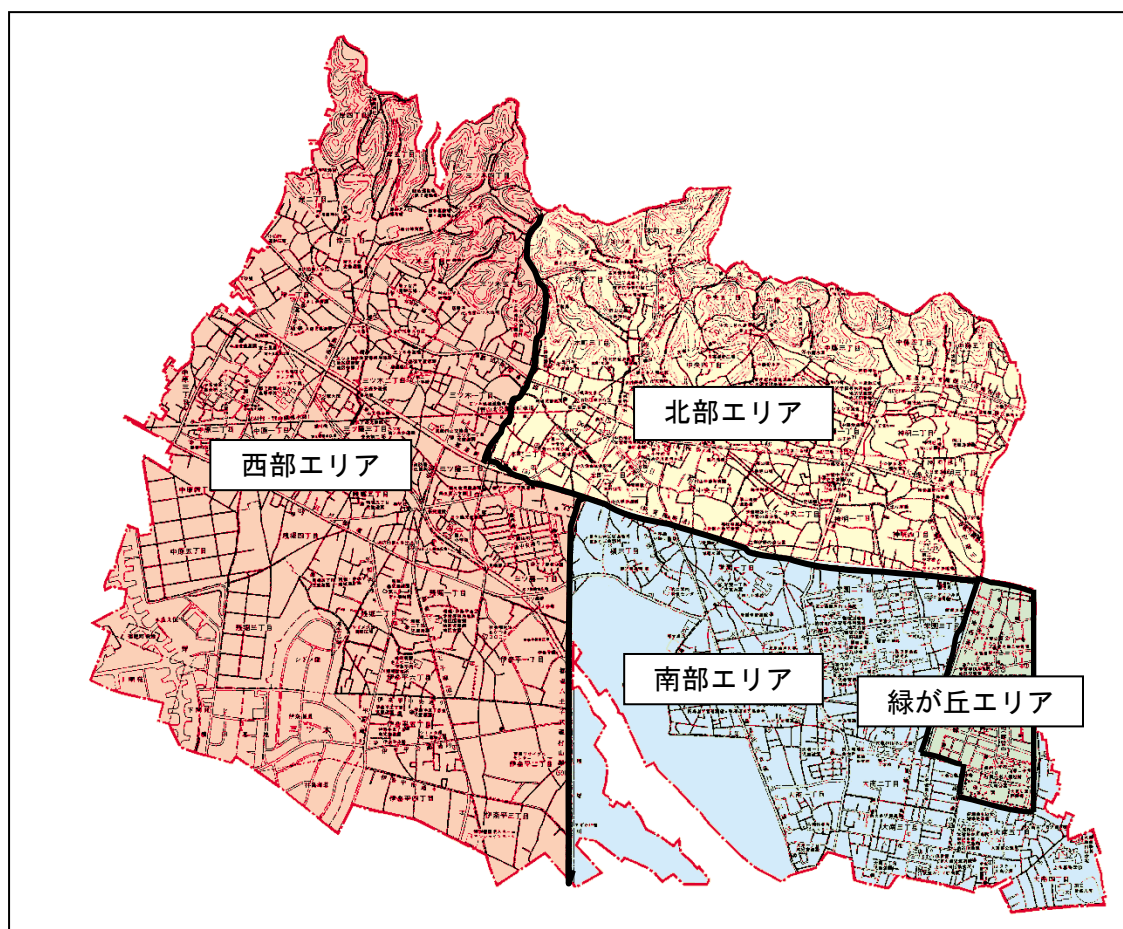
1 地域福祉エリアの新設定

本市では、平成6年2月に策定した「武蔵村山市老人保健福祉計画」で市内を4つのエリアに分けた「地域福祉エリア」を設定し、その後、平成18年3月に策定した「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」において、日常生活における行動範囲や生活環境条件等を考慮して、新たな「地域福祉エリア」を設定し、地域における保健・福祉サービスの提供体制の整備を行ってきました。

平成23年3月に策定した「第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」においても、従来のエリアを「地域福祉エリア」として設定しており、関係福祉施策との整合等を図るため、引き続き4つのエリアを「地域福祉エリア」として設定します。

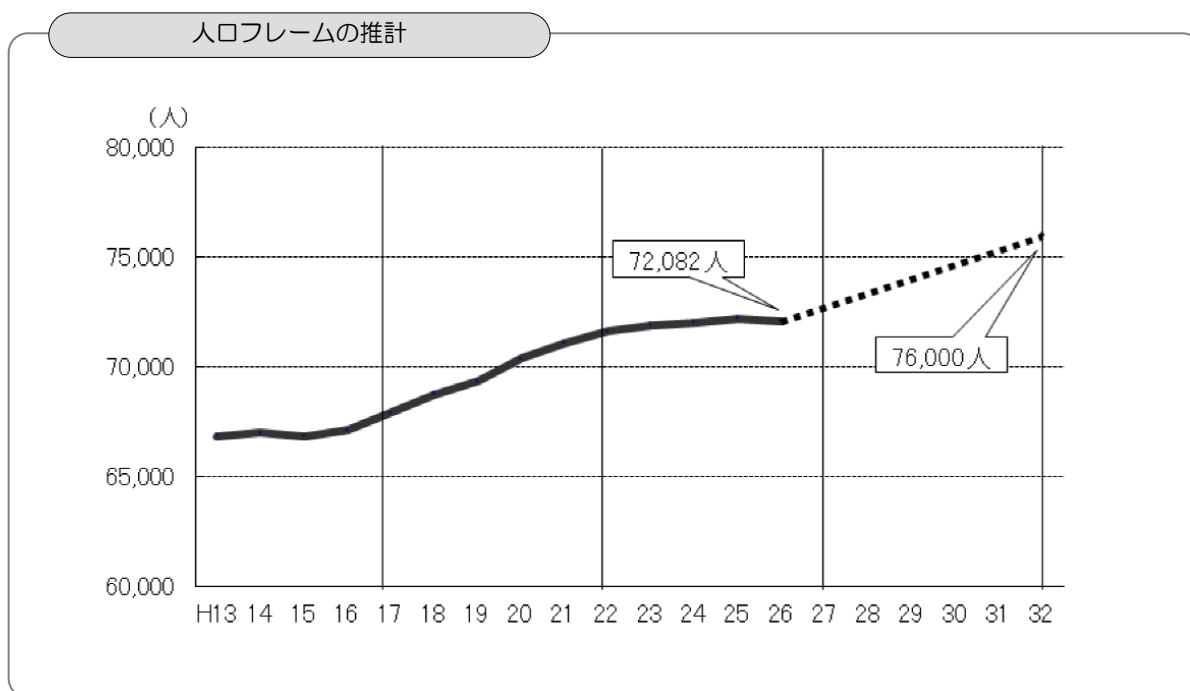
【地域福祉エリアに含まれる町名】

エリア名	町名
西部エリア	伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木（横田基地内）
北部エリア	神明、中央、中藤、本町
南部エリア	榎、大南、学園
緑が丘エリア	緑が丘



2 将来人口推計

平成 32 年 10 月 1 日の人口は約 76,000 人



備考：各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳

資料：武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画

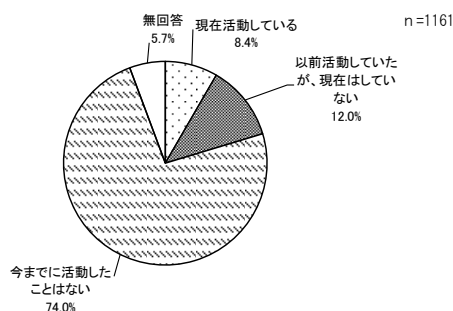
第4章 基本計画

第1節 みんなが参加してつくる福祉のまちづくり

■現況

身近な地域や家庭で安心して暮らしていくためには、自助や公助だけでなく、社会保険制度等により支え合う相互扶助の仕組みや地域の住民同士で助け合う共助が、福祉のまちづくりに必要となっています。

【ボランティア、NPO活動の経験】



市民への調査によると、地域の主な活動主体となっているボランティアやNPO活動の経験については、今まで活動したことがない市民と以前活動していたが現在していない市民を合わせ、9割近くが活動していない現状があります。

しかし、地域に期待され必要とされている活動が求められており、市民自らが地域貢献の充実感などを得られるとともに活動しやすい環境を整えていく必要があります。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

○ 目指す地域のすがた

- 1 様々な地域福祉活動や交流が活発に行われているまち

- 2 地域福祉活動団体*など自主的な活動が盛んに行われ、活動拠点の場や機会、活動のための情報等、活動環境が整備されており、支援を必要とする人と活動者を結び付けるコーディネート機能が充実していて、ボランティア団体・NPO法人のメンバーや個人ボランティアが活動しているまち

- 3 活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

1 様々な地域福祉活動や交流の推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 広報・啓発活動等の推進	主体的にまちづくりに関わっていかうとする市民の意識を更に高めるために、広報誌やホームページ、SNS*等を活用した広報・啓発活動を推進します。また、音声コード*、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉などに関する情報を提供していきます。	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(2) 地域における交流の場・機会の確保	高齢者が身近な小学校で児童や地域行事を通じて住民と交流し、また、障害のある人が地域住民とともにスポーツを楽しむ等、世代をこえ誰もが参加できるよう地域における福祉を中心とした様々な交流の場・機会の確保を図ります。	[健康福祉部全課]
(3) ボランティア活動への参画の支援	ボランティア・市民活動センターをボランティア・市民活動の総合拠点と位置付け、市民自らがサービスの担い手として積極的に地域と関わっていけるよう、福祉部門においては地域包括支援センターなど関係機関と連携し、市民の参画を更に推進していきます。	[協働推進課] [高齢福祉課]
(4) 市民の発想を生かす市政運営と自治会活動及び加入促進の支援	市民の自発的な活動に基づく提案・提言を市政運営に生かす場として、協働事業提案制度を実施し、市民との協働によるまちづくりを推進します。 また、自治会活動への各種補助金の交付などにより、自治会が自主的な活動により活性化が図れるよう、魅力ある自治会づくりを支援します。	[協働推進課]
(5) コミュニティ意識の醸成	コミュニティづくりを推進するため、市長を先頭に、職員がまちへ、現場へ積極的に出向く職員地域担当制の充実を図るとともに、ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実に努めます。	[協働推進課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	協働事業提案制度の提案団体数	5団体	10団体	協働推進課
	(内容) 市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案を市政運営に生かし、市民との協働によるまちづくりを推進する制度として、その提案する団体数の増加を目指します。			
充実	地域担当職員の派遣区域数	4区域	9区域	協働推進課
	(内容) 地域の課題等について検討し、自主的にコミュニティ活動の活性化を図る場としての地域みんなでまちづくり会議に、地域担当職員を派遣します。			



市民・活動団体にできることの検討

- 自分のまちの福祉関連情報に、“自分にも関係のあること”として興味を持って接する。
- 地域にある様々な生活課題・問題を各自が“自分自身の問題”として受け止め、その解決・改善のために何ができるのかを考える。
- 今まで培ってきた知識や経験をいかして、地域で活動する。
- 自治会に加入するなど、身近な人たちとの関係を築く。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 職場体験など、学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者などとのふれあいの機会をつくる。
- ボランティア休暇制度の導入など、社員等がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努める。

【コラム】 自助・共助・公助について

地域の課題に対しては、個人の取組や公的な支援だけでなく、地域の助け合いや支え合いが重要であり、「自助」、「共助」、「公助」の役割を適切に発揮し、重層的に組み合わせられることが問題を解決することにつながります。

「自助」とは、自立（自律）でもあり、生活する上で起きる諸問題を個人の努力や民間サービスの活用で解決すること。

「共助」は、年金・医療・介護などの社会保険制度が代表例であり、国民同士で支え合う相互扶助のしくみであり、地域の住民同士で助け合うことでもある。

「公助」とは、自助だけでは解決できない課題に対し、行政が税金を財源として行う福祉サービス。

自 助	共 助	公 助
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の努力 ・家族や民間のサービスを利用した問題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金・医療・介護保険をはじめとする社会保険制度 ・地域の住民同士で個人が解決できない問題を、助け合うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による福祉サービス

2 地域福祉活動の基盤の強化



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 福祉活動の場の提供	コミュニティ施設について、無休化などを推進するとともに、高齢者や障害のある人、子どもたちなど全ての地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度の導入などを推進し、適切な管理運営体制の確保に努めます。	[企画政策課] [地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [子ども育成課] [健康推進課]
(2) 福祉活動推進のための情報の提供	ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者など、様々な主体が地域福祉活動を行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。	[協働推進課] [健康福祉部全課]
(3) コーディネート機能の充実	地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼などサービスのコーディネートは今後も継続していきます。また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるような仕組みを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活を共に支えていきます。	[協働推進課] [健康福祉部全課]



市民・活動団体にできることの検討

- 各種のボランティア活動に積極的に参加する。
- 定年退職を迎えた人や高齢者の持つ能力・技術及び経験を地域で生かす。
- 地域の文化・芸術などを育みながら活動を活発化させるとともに、地域福祉の基盤強化への連携に生かしていく。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受入れ、連携に努める。
- 施設の空きスペースや未使用時の部屋などを、地域福祉活動団体に貸し出すなど、活動の場の提供に努める。

3 活動団体間のネットワークづくりの推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 地域福祉活動団体等への支援	活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや研修等への支援を行います。	[健康福祉部全課]
(2) 地域福祉活動団体間の連携強化の促進	ボランティア・市民活動センターを中心として、ボランティア団体や個人ボランティア、NPO法人等が連絡・調整を行い、お互いに協力し合うことにより、ボランティア・市民活動がより活発・効果的に行われるよう、連携の強化・促進を図り、更に地域福祉活動を推進します。	[協働推進課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	市民活動見本市（仮称）の開催	未実施	年1回	協働推進課
	(内容) 市民活動見本市（仮称）は、地域で活動する団体、NPO法人、企業等が出会い、活動を分かり合う場を設け、広く市民に活動をPRするために開催するもので、市民活動の活性化と理解を深める機会を提供します。			



市民・活動団体にできることの検討

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努める。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まで全ての人を対象とした行事を取り入れるなどして、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

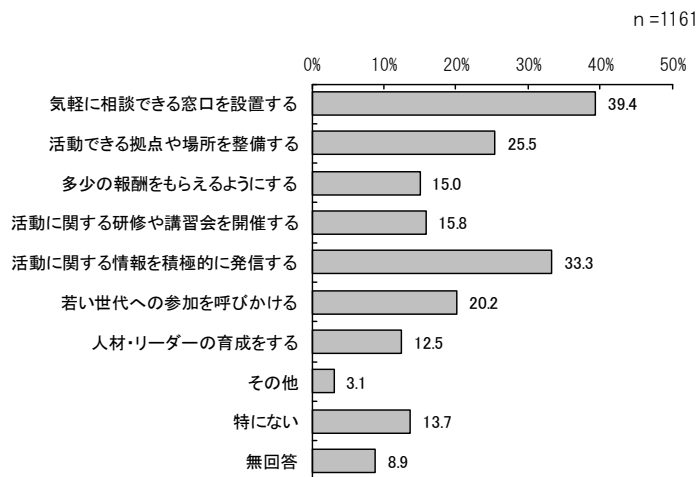
- 社内のボランティアサークルは、ボランティアセンターに登録し、積極的に他のサークルとの交流・連携に努める。

第2節 みんなが連携・協働できるまちづくり

■現況

地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、既存の活動団体が連携・協働することに加えて、福祉を担う人材の確保や育成、相談体制の整備や情報提供の充実が必要となっています。

【活動を広げていくために必要なこと】



市民への調査によると、今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについては、気軽に相談できる窓口を設置することが約4割を占めて最も多い回答となっています。

そのため、活動団体への支援も含めた多様な福祉ニーズの解決を図るための相談体制を整えていく必要があります。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

○ 目指す地域のすがた

- 1 福祉の担い手が育ち、きめ細やかな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実しているまち

- 2 福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整い、情報提供が充実しているまち

- 3 保健・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち

1 福祉教育の推進と担い手の育成



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 福祉教育・福祉学習の推進	<p>市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行ってノーマライゼーション*や「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう図ります。</p> <p>今後、副籍制度により特別支援学校と小中学校の児童・生徒が交流を図る中で、地域への理解と受け入れ等の交流も図り、次世代の人材育成を図れるよう支援します。</p> <p>また、成人に対しては、講座や啓発講演会を開催するなどして生涯学習の一環として福祉学習を推進します。さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援してその充実に図り、住民の意識の向上を図ります。</p>	[地域福祉課] [教育指導課] [文化振興課]
(2) 交流教育の推進	<p>児童・生徒が、高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター（市民総合センター内）等への訪問を行い、体験活動や講話を通して、子どもたちと高齢者や障害のある人との相互の交流を進めます。</p>	[教育指導課]
(3) 福祉人材の確保・養成	<p>地域におけるきめ細やかな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパーなどの福祉人材の確保を図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。</p>	[高齢福祉課] [障害福祉課]
(4) ボランティアの確保とNPO法人などの参画促進	<p>市民（地域住民）・事業者（所）・市の三者協働による地域福祉推進のため、ボランティア講座、ボランティアの人材育成などをボランティア・市民活動センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関が連携して実施し、福祉の担い手の確保を図ります。</p> <p>また、NPO法人等の設立支援・助言、人材養成支援などを行い、市民活動を促進する中で、地域福祉活動への参画も促進します。</p>	[協働推進課] [高齢福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	特別支援学校と市内小・中学校の交流	3校	5校	教育指導課
	(内容) 都立村山特別支援学校の児童・生徒と、市内小・中学校の児童・生徒が様々な体験活動を通して交流を進めます。			

【コラム】 副籍制度について

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、居住地域等の市立小学校・中学校に副次的な籍（副籍）をおいて、市立学校と直接的又は間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりを維持・継続することで、将来、地域との関わりを持つことを目的としています。

平成19年度から実施された制度で、これまで対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内などを配布するとともに、行事や学級活動、小学校における英語活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

今後、都立特別支援学校コーディネーターと副籍校の特別支援教育コーディネーター等を構成員とした連絡組織の設置を検討する等、副籍制度の充実を図る必要があります。

(参照：「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」より)



市民・活動団体にできることの検討

- 社会福祉協議会主催の行事に協力・参加するなど、積極的に交流するよう努める。
- 学校での福祉教育の経験などをいかし、地域において困っている人に気軽にちょっと手を貸すなど、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ボランティア・市民活動センターが主催する夏体験ボランティアなどに積極的に参加する。
- 団体の活動についての情報提供に努めるとともに、活動においてボランティアの受け入れ、連携に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 地域福祉の向上のため、社員等に研修を行うなど、意識の啓発に努める。
- 担い手などの人材育成に関わる講習を実施し、一般の人からの受講者を受け入れる。
- 市内中学生の職場体験などの依頼を積極的に受け入れる。

2 福祉サービス充実の基盤づくり



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) サービス提供基盤の整備	<p>福祉サービス事業者の市内への参入を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。</p> <p>特別養護老人ホームの待機者及び保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。</p> <p>また、障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備に努めます。</p>	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]
(2) 福祉サービスの提供	<p>介護保険制度に基づくサービスなど、高齢者や障害のある人のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。</p>	[高齢福祉課] [障害福祉課]
(3) 地域包括ケアシステムの体制整備	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。</p> <p>また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、地域包括支援センター等に、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備を図ります。</p>	[高齢福祉課]
(4) サービス情報提供の推進	<p>市報やホームページなどを活用し、福祉サービスの内容などの情報を積極的に提供します。</p>	[秘書広報課] [健康福祉部全課]
(5) サービス評価の促進	<p>福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。</p> <p>また、福祉サービス第三者評価制度*について広報・周知活動を行います。</p>	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子ども育成課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	医療・介護連携推進協議会(仮称)の設置	未設置	設置	高齢福祉課
	(内容) 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図るため、医療・介護連携推進協議会(仮称)を設置します。			
新規	生活支援コーディネーターの配置	—	4人	高齢福祉課
	(内容) 地域包括支援センター等に、地域ニーズの把握や、既存資源を活用しながらサービス開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備を図ります。			
充実	福祉サービス第三者評価への助成	8事業所	9事業所	高齢福祉課 障害福祉課 子ども育成課
	(内容) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、障害福祉サービス提供事業所及び保育所が行う福祉サービス第三者評価への助成を行います。			



市民・活動団体にできることの検討

- 利用者の視点でサービスの評価を行う。
- ボランティア団体やNPO法人に参加するなど、福祉サービスの充実に協力する。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市報やホームページなどを活用し、福祉サービスの内容などをわかりやすく積極的に情報を提供する。

【コラム】 地域のコーディネーターについて

地域における福祉サービスを十分に機能させるには、支援を必要とする人と支援者や支援活動団体を結びつけるコーディネート機能を充実させ、ボランティア団体・NPO法人等のメンバーや個人ボランティアが活発に活動できる環境をつくる必要があります。

このようなことから、住民の地域福祉活動を支援するため、一定の圏域に専門的なコーディネーターを配置することが求められています。

生活支援コーディネーター

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域での生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズに対応した多様なサービスを地域で整備していくことが必要です。

このような地域における環境整備においては、市町村が中心となって、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行うコーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、生活支援サービスの開発などを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図ることが求められています。

生活支援コーディネーターは、市町村が定める活動区域に配置され、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を行う役割を担っています。

本市では、地域包括支援センターに各1人を常勤配置することを事業目標としており、地域ニーズや既存資源を活用しながら生活支援体制の整備を図ります。

地域福祉コーディネーター

地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。

そのためには、地域における支援（生活支援コーディネーター等）との連携による課題やニーズの情報等を整理統括し、地域の資源（情報・人・場所など）をつないでいく機能が必要であり、地域での生活を支えるネットワークの中心となる役割が重要となり、そのようなコーディネーターとなる人材を「地域福祉コーディネーター」としています。

本市においても、その役割について人的配置の兼務を含め適正かつ機能的な配置や、普及育成等を推進していくことを検討しています。

3 相談体制・情報提供の充実



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 相談窓口の充実	日常生活におけるなやみごとは、各課に係る複合的なもの、制度の狭間にあるもの、対応する部署が不明確であるものなどがあり、こうした市民の多様な相談に積極的かつ総合的に対応するために「市民なやみごと相談窓口」を設置し、相談者の課題の解決に向けた支援を実施します。	[地域福祉課]
(2) 利用相談・苦情相談窓口の充実	福祉サービスの利用方法や手続の方法に関する専門的な相談や、利用している福祉サービスについての疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う「福祉総合相談窓口（社会福祉協議会内）」の利用の促進を図ります。	[地域福祉課]
(3) 情報提供の充実	地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター、障害者就労支援センター、精神障害者地域活動支援センター、子ども家庭支援センターなど専門性をいかした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者などの相談活動との連携を強化し、相談体制のネットワークの確立に努めます。	[健康福祉部全課]
(4) 相談員の資質向上のための支援	市職員及び民生・児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施する等、その資質の向上を支援します。 また、障害者差別解消法の施行に伴い職員対応要領を制定し、適切な対応を図れるよう努めます	[健康福祉部全課]
(5) わかりやすい情報提供の推進	声の広報の発行、また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアを活用し、アクセシビリティ*に配慮したホームページの作成、各種のパフレットなど多様な媒体によって、利用者の立場に立った福祉などに関する分かりやすい情報を提供していきます。	[秘書広報課] [健康福祉部全課]

(6) 保健福祉 総合センタ ーを活用し たサービス の提供	高齢者、障害のある人及び子育て家庭に関する福祉の総合的な連携の拠点である保健福祉総合センター（市民総合センター内）を活用して、地域住民一人一人の必要に対応したサービスの提供を図ります。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課]
--	--	--------------------------------

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	市民なやみごと相談窓口の設置	未設置	設置	地域福祉課
	(内容) 日常生活における多様な市民の相談に、積極的かつ総合的に対応できる「市民なやみごと相談窓口」の機能をさらに充実し、市民の抱える課題の解決に向けた支援を行います。			



市民・活動団体にできることの検討

- ボランティア、ピアカウンセラー*として、様々な相談活動に参加する。
- 地域の中で民生・児童委員などの相談員との連携に努める。
- 自治会の活動などを通じ、お互いの顔が見えるような情報提供を心がける。
- 朗読、翻訳、通訳などのサークル活動に参加するなど、障害のある人などへの情報提供を手助けする。
- 保健福祉総合センターで提供されているサービスを上手に利用し、住み慣れた地域での自立生活に役立てる。
- 各種団体の活動の場、活動拠点として、保健福祉総合センターを有効に活用してみる。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 各職員の相談スキルの向上
- 相談体制のネットワーク化への協力に努める。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者等を配置するなど、利用者からの苦情への積極的な対応に努める。

【コラム】 障害者差別解消法に係る職員対応要領の制定について

障害者差別解消法とは、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。(参照：内閣府)

本市では、平成28年4月1日から施行されることに伴い、市の職員が適切に対応できるよう、職員対応要領を制定します。

また、平成27年度末までに職員対応要領を制定、公表します。

4 保健・医療等の推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 成人保健事業の推進	市民が生活習慣病などを予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診や健康診査などの保健事業について、今後とも推進していきます。	[健康推進課]
(2) 母子保健事業の推進	母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、母子を対象とした様々な健康診査や健康相談などの保健事業について、今後とも充実していきます。	[健康推進課]
(3) 予防衛生事業の推進	市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診などの予防衛生事業について、今後とも充実していきます。 予防接種情報システム「あんしん子育て予防接種ナビ」を活用してもらい、安全確実に接種をしていただくよう努めます。	[健康推進課]
(4) 休日・休日準夜における急患診療の推進	日曜日、祝日等の休日や休日準夜（午後9時まで）における急病患者の診療について、今後とも実施します。	[健康推進課]
(5) 特定健康診査等の推進	40歳以上の国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度加入者などを対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善等を目的とする特定健康診査について、今後とも推進します。	[保険年金課] [健康推進課]
(6) 特定保健指導の推進	特定健康診査の受診結果に基づきメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者に対しては、保健師や管理栄養士による食事や運動などについての指導・助言を今後とも実施します。	[保険年金課] [健康推進課]
(7) 調整機能の充実	高齢者、障害のある人、子育て家庭などからの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できる仕組みを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置するなど、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [子ども育成課] [健康推進課]

(8) 市民健康づくり推進協議会	健康づくりに関する様々な施策を検討する場として、今後も継続的に市民健康づくり推進協議会を開催し、協議します。	[健康推進課]
(9) 健康づくり思想の普及・啓発	全ての市民に健康づくりの意識を定着させるため、今後とも健康教室を開催するほか、健康に関するイベントを実施して、健康づくり思想の普及・啓発を行います。	[健康推進課]
(10) 食育の取組	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。 また、市と市民が一体となった食育活動を推進するため、食育推進ネットワークの充実を図ります。	[健康推進課] [学校給食課]
(11) 自殺防止対策の取組	地域社会の問題でもある自殺の予防対策として、地域や職場などで相手の心身不調のサインに気づき、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパーの養成を促進します。	[健康推進課]
(12) 保健・福祉総合システムの整備と活用	保健・福祉総合システムの充実に努め、個人情報保護に細心の注意を払いながら、効果的な保健・福祉サービスの提供の実現を図ります。	[文書情報課] [健康福祉部全課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	各種がん検診の実施	7,823人	8,000人	健康推進課
	(内容) 各種がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。			
充実	乳幼児・産婦健康診査の実施	(受診率) 91%	(受診率) 100%	健康推進課
	(内容) 各種健康診査を行い、乳幼児の健全育成等に努めます。			

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	予防接種・結核検診の実施	22,969人	24,000人	健康推進課
	(内容) 予防接種や結核検診を実施し、市民の健康を守ります。			
充実	特定健康診査の実施	(受診率) 46.9%	(受診率) 60%	保険年金課 健康推進課
	(内容) 生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することを目的とした健康診査を行います。			
充実	特定保健指導の実施	(実施率) 17.2%	(実施率) 60%	保険年金課 健康推進課
	(内容) メタボリックシンドローム等の該当者に対して、食事や運動などについて、保健師や管理栄養士による指導・助言を行います。			
充実	ヘルシースリム教室の利用促進	30人	60人	健康推進課
	(内容) メタボリックシンドロームの予防を目的に生活習慣の改善のヒントを伝える健康教室の利用を促進し、参加者を増やします。			
充実	骨粗しょう症予防教室の利用促進	55人	60人	健康推進課
	(内容) 骨粗しょう症の正しい知識を身に付け、日常生活の工夫を図る健康教室の利用を促進し、参加者を増やします。			
充実	ゲートキーパーの養成数	94人	280人	健康推進課
	(内容) 悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、見守り、支援するゲートキーパー（市職員）を養成し、自殺防止に取り組みます。			



市民・活動団体にできることの検討

- 健康診査、がん検診や人間ドックなどを積極的に受診し、自分の健康状態を自分でチェックする。
- 市が公募する委員会等に積極的に参加する。
- 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な限り伸ばす。



市内の事業者(所)にできることの検討

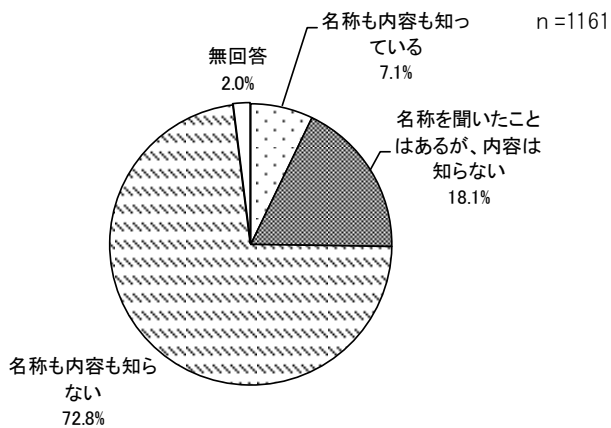
- 職場での定期健康診断の実施に努める。
- 市などの行政機関等との情報交換、連携に努める。
- 市などの行政機関等と連携し、市民の健康づくりに協力する。

第3節 安全・安心なまちづくり

■現況

住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らしていくためには、防犯・防災対策の実施だけではなく、公共施設等のバリアフリー化の促進等の福祉に配慮したまちづくりが必要となっています。

【災害時要援護者名簿登録について】



市民への調査によると、地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動内容については、災害が起きた時の対応が最も多い回答となっている一方で、災害時要援護者名簿登録制度の認知度は1割を下回っています。

そのため、誰もが安心して地域で生活を送ることができるように、避難行動要支援者に対する支援策を整備することが喫緊の課題となっています。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

○ 目指す地域のすがた

- 1 バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、住民の誰もが安心・快適に外出することができるまち
- 2 災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられ、安心して生活することができるまち
- 3 判断能力が十分でない人が必要に応じて成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を適切に利用し、住み慣れた地域の中で安心・快適に暮らしていけるまち

1 福祉のまちづくりの推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成	「東京都福祉のまちづくり条例」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」などに基づいて、公共的建築物や道路・公園などの公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障害の有無や年齢等に関わらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。	[環境課] [都市計画課] [道路下水道課] [施設課]
(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進	市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ先崎間の延伸について、引き続き東京都に要請していきます。 また、市民がバスを便利に利用できるよう、市内循環バスへのノンステップバスの導入を進めていきます。 さらに、交通不便地域への対応として、市内循環バスを補完する新たな公共交通である乗合タクシー「むらタク」の一層の活用を図っていきます。	[都市計画課]
(3) 放置自転車対策等の推進	放置自転車クリーンキャンペーンや違反広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や立て看板等をなくし、だれもが通行しやすくなるよう努めます。	[道路下水道課]
(4) 外出を支援する仕組みの充実	高齢者や障害のある人等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティアの育成や組織づくりへの支援等に努めます。	[協働推進課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(5) 都営村山団地の整備の促進	都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある人に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請していきます。	[都市計画課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	ノンステップバスの導入促進	6台	11台	都市計画課
	(内容) 市内循環バスへのノンステップバス導入を促進し、バリアフリー化を行います。			



市民・活動団体にできることの検討

- 地域住民の視点からバリアフリーなどに関する点検・評価をする。
- 外出支援ボランティア活動に参加すること。また、周りの人にも参加を呼びかける。
- 障害のある人が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所に置く。
- 視覚障害者用誘導ブロックの上に自転車等を置くのをやめる。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 所有施設・設備のバリアフリー化に努める。
- スロープを設置するなど、高齢者や障害のある人が利用しやすい店舗づくりに努める。

2 安全・安心のまちづくりの推進



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 情報提供サービスの推進	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、登録者数（犯罪情報、災害情報、市政情報）の増加促進及び即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。	[秘書広報課]
(2) 参加・体験型交通安全教育の実施	自転車の正しい乗り方について指導する自転車運転者講習会や、体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト）の開催により、市民への交通安全意識の啓発に努めます。また、市内における夏期交通防犯映画会を継続し、正しい知識の普及・啓発に努めます。	[防災安全課]
(3) 自主防犯組織*の育成支援	安全・安心のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成するなど、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。	[防災安全課]
(4) 自主防災組織の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守る。」という共助意識の醸成や災害時における市民（地域住民）・事業者（所）・市が一体となった地域ぐるみでの防災行動力を向上させるため、災害対策用資器材等の助成を強化するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	[防災安全課]
(5) 避難行動要支援者対策の推進	平成27年3月に策定した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）に基づき、個別計画を策定していきます。関係組織との協力体制を整え、避難行動要支援者一人一人の個別計画を策定することで、緊急時等の安全・迅速な支援を推進します。また、制度の内容について広く認知していただけるよう、引き続き広報活動も行っていきます。	[防災安全課] [地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(6) 地域の見守り活動の推進	自治会圏域等の身近な地域で、一人暮らしや認知症の高齢者等の見守りが必要な市民に、定期的な声掛けや見守りなどの“地域の見守り活動”を住民や民生・児童委員、ボランティア等と連携・協働のもと推進します。今後さらに、身近な地域で活動をしている組織・団体等がネットワーク化を図り、実情に即した活動となるよう支援します。	[協働推進課] [地域福祉課] [高齢福祉課] [教育総務課]

(7) 市民に対する犯罪被害の防止対策の推進	<p>市民、特に高齢者や障害のある人など、詐欺・窃盗、消費者トラブル等の被害から守るため、引き続き情報提供・啓発活動に努めます。</p> <p>また、トラブル解決のための適切な助言、消費者相談の充実を図ります。</p>	<p>[協働推進課] [高齢福祉課] [障害福祉課]</p>
------------------------	---	--

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	<p>情報提供サービス登録者数 (犯罪情報、災害情報、市政情報)</p> <p>(内容) 電子メールで犯罪、災害、市政情報を配信する情報提供サービスについて、即時性の向上に努め、配信内容を充実させるとともに、登録者数の増加を促進し、安全・安心の情報を拡大します。</p>	延べ3,439人	延べ6,000人	秘書広報課
	<p>自転車運転者講習会の実施</p> <p>(内容) 自転車の正しい乗り方が学べる講習会を開催し、交通安全意識を啓発します。</p>	15回	18回	防災安全課
充実	<p>夏期交通防犯映画会の実施</p> <p>(内容) 子どもたちが夏休みを安全に過ごせるように、交通マナーに対する正しい知識及び犯罪に遭わないための防犯意識の啓発を図るため、交通防犯映画会を実施します。</p>	12回	15回	防災安全課
	<p>自主防犯組織の結成促進と育成支援</p> <p>(内容) 自主防犯組織の結成を促進し、育成を支援します。</p>	12団体	15団体	防災安全課
充実	<p>自主防災組織の結成促進と育成支援</p> <p>(内容) 自主防災組織の結成を促進し、育成を支援します。</p>	29団体	33団体	防災安全課

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	避難行動要支援者個別計画の策定	—	(登録者数) 1,500人	地域福祉課
	<p>(内容)</p> <p>災害時に自ら避難することが困難な方への支援を実効性のあるものにするために平成27年3月に策定した全体計画に基づき、個別計画を策定します。</p> <p>いざという時、地域にお住まいの方全員が、ご自身と家族の安全を確保したうえで、近くに住む避難行動要支援者の支援を行えるよう、日頃から意識しておくことが必要です。</p>			
新規	避難支援等関係者会議の設置	未設置	設置	地域福祉課
	<p>(内容)</p> <p>避難行動要支援者の支援者による協議など、個別計画策定に向けた会議を地域に設置し、災害時などのいざという時の支援体制、地域のつながりを形成します。</p>			



市民・活動団体にできることの検討

- 道路や歩道への自転車等の放置をやめること。また、高齢者や障害のある人などの通行に配慮し、やさしい運転マナーに努める。
- 交通安全教室などに積極的に参加するよう努め、安全・安心のまちづくりの意識を高める。
- 自主防災組織などが行う防災訓練に参加する。
- 総合防災訓練等に参加した若い世代が、習得した知識などを地域の防災活動に生かし、防災意識を高めることで災害時に備える。
- 自治会、老人クラブや子ども会など、様々な地域活動に積極的に参加する。
- 自治会を中心に一人暮らしの高齢者や障害のある人などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行う。
- 高齢者見守りネットワーク事業の地域見守り協力員となって地域の高齢者の見守りを行う。
- 一人暮らしの高齢者などに対し、積極的に挨拶・声かけを励行する。
- 高齢者の散歩の機会などを活用し、住民自身による地域パトロール活動を行うよう心がける。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市などの行政機関等と災害時の連携・協力を努める。
- 不審者に関する情報等の提供に努める。
- 緊急時には、市などの行政機関等と連携し、要配慮者の支援に協力する。

【コラム】 避難行動要支援者対策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合は約6割、障害のある人の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍でした。(『平成26年度版 消防白書』より)

このことを踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行われるよう、同年8月に従来の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に改定しました。

※避難行動要支援者とは、高齢者や障害のある人で、災害発生時に自力で避難することが難しく、周りの人の支援を必要とする人のことを言います。

本市では、国の方針を受け、避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）及び避難行動要支援者名簿を作成しました。今後、個人情報保護に留意しながら消防署や自治会、民生・児童委員協議会などの関係組織との協力体制を整え、避難行動要支援者一人一人の個別計画を策定していきます。また、名簿に関しては定期的な訪問等を通して見直し、更新を行います。

本市には、高齢者や障害のある人で、災害時に支援を必要としている方が、平成27年4月時点で約2300人います。

いざという時、これら避難行動要支援者を守るためには、地域の人々の支援が不可欠であるため、それぞれ自分自身が支援することを考えることが重要です。

避難行動要支援者に関することは

地域福祉課 避難行動要支援者計画担当へ

TEL 042-565-1111 (内線201)

3 支援のための制度の周知等



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 成年後見制度の周知・運用	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成を行います。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(2) 権利擁護事業の充実	成年後見制度の専門相談及び判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助を行う「権利擁護センター（仮称）＊」を設置し、利用の促進を図ります。	[地域福祉課]
(3) 権利行使の支援	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などが地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課]
(4) 虐待防止ネットワークの充実	子どもへの虐待増加に対応するため、子ども家庭支援センターが主体となる要保護児童対策地域協議会＊などの虐待防止ネットワーク事業の推進・充実や相談体制の強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。 また、高齢者や障害のある人に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センター＊と協力して、自宅訪問を行うなど、虐待の早期発見・防止に努めます。	[高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課]
(5) 配偶者等からの暴力の防止等による被害者への支援等	配偶者等からの暴力の実態等に関する市民等の理解を深めるため、DV相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、市報やホームページなど多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。 また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。	[協働推進課] [子育て支援課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	権利擁護センター（仮称）の設置	未設置	設置	地域福祉課
	（内容） 成年後見制度に関する専門的な相談や、福祉サービスの利用に関する相談と苦情対応などを行う権利擁護センター（仮称）を設置し、利用の促進を図ります。			
新規	DVに関する庁内連携組織の設置	未設置	設置	子育て支援課
	（内容） 相談や関係窓口で対応する職員が、それぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。			



市民・活動団体にできることの検討

- 一人一人が権利擁護の意識を高める。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がける。
- あらゆる虐待を認識したときや疑いのある場合は対応機関に通報し、その義務についても周知する。



市内の事業者(所)にできることの検討

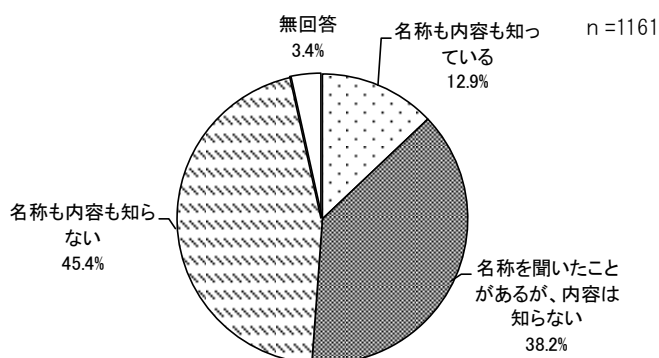
- 市などの行政機関等と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努める。
- 積極的な施設見学等オープンな施設とするとともに、地域との交流を推進し、虐待等の抑制となる環境づくりを図る。

第4節 自立を支援するまちづくり

■現況

地域の誰もが働くことのできる環境づくりを進めるためには、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら、就労の支援や自立促進を図っていくことが必要となっています。

【生活困窮者自立支援制度の認知状況】



市民への調査によると、日常生活の中で日ごろ困っていること、悩みを感じていることについては、将来の生活についての不安が最も多い回答となっている一方で、生活困窮者自立支援制度の認知度は、2割を下回っています。

そのため、生活困窮者の把握に努めるとともに、市民のなやみごとに対する相談体制の強化及び就労等を支援することが課題となっています。

(参照：「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書 平成27年3月」より)

○ 目指す地域のすがた

- 1 様々な年齢や立場の人全てが、身近な地域で就労することができるまち
- 2 生活保護制度の適正な運用が図られ、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービスをより安心して受けることができるまち
- 3 関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立が促進されるまち

1 就労の場の確保



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内 容	所管課
(1) 就労の場の確保	<p>市の窓口や、市内関係機関できめ細やかな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプを持ち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、東京しごと財団、障害者就労支援センターなどと緊密に連携し就労の場の確保に努めます。</p> <p>さらに、シルバー人材センター活動の充実を図りながら、高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。</p>	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [生活福祉課]
(2) 働くことができる環境づくり	<p>高齢者、障害のある人、ひとり親家庭の母親など、地域のだれもが働くことができる環境づくりを進めます。</p>	[地域福祉課] [高齢福祉課] [障害福祉課] [子育て支援課] [子ども育成課] [生活福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
充実	就労移行支援事業利用者数	16人/年	18人以上/年	障害福祉課
	(内容) 障害者就労支援センター等により、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができよう就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進を図ります。			
充実	母子自立支援・婦人相談員の設置	2人	3人	子育て支援課
	(内容) ひとり親家庭に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動を支援する母子自立支援・婦人相談員を増員します。			



市民・活動団体にできることの検討

- 自分の住んでいる地域や身近に働くことができず困っている人がいたら、相談窓口や就労の場等、情報収集を図るとともにそれぞれが可能な範囲で本人や周囲の関係者に情報提供する。
- 積極的に対応する機関に相談する等、自立促進を支援することで、誰もが住みやすい環境に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 高齢者や障害のある人、ひとり親家庭の母親などを積極的に雇用するよう努める。

2 生活保護受給者への日常生活等支援



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 給付制度の適正な運用	地区担当員（ケースワーカー）の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、その実情に応じた生活保護費の適正な給付に努めます。	[生活福祉課]
(2) 医療扶助の抑制	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進、社会的入院者の退院促進等を実施して、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。	[生活福祉課]
(3) 生活の相談・指導の実施	生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。	[生活福祉課]
(4) 就労の促進	生活保護被保護者就労支援促進事業により、就労支援員を配置し、ハローワークとの連携を強化して、就労の促進に努めます。	[生活福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
	就労支援	(その他世帯率) 14.9%	(その他世帯率) 10.0%	生活福祉課
充実	(内容) 生活保護世帯のうち、主に失業により保護を開始した18歳から65歳までの稼働能力のある者を含む世帯については、その働ける者の就職を支援することにより保護脱却の可能性が高く、就労可能な生活保護受給者に対する就労支援を積極的に行い、その他世帯（働ける者がいる世帯）の割合の減少に努めます。			



市民・活動団体にできることの検討

- 見守りを必要とする人たちへの共助に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 生活保護受給者に対する就労支援・生活支援等について、行政機関等との情報連携に努める。

3 生活困窮者の自立支援



市が行うこと

【主な取組】

取組名	内容	所管課
(1) 自立に向けた相談支援	生活困窮者の様々な相談に一元的に対応し、的確な評価・分析に基づいた自立支援計画を策定する等して、関係機関との調整等を行い生活困窮者の自立を支援します。 また、学習支援などの任意事業については、市民のニーズを踏まえ、実施していきます。	[地域福祉課]
(2) 自立に向けた就労等支援	就労支援員による就労意欲の喚起、キャリアコンサルティング業務、履歴書の作成指導等、就労に向けた支援を実施します。 また、ハローワーク等での就労に向けた活動をすること等を条件に、住居確保給付金を支給する等、生活困窮者の自立を支援します。	[地域福祉課]
(3) 一般就労に向けた支援	就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を事業者に委託して実施します。 また、就労準備支援事業利用以降も就労することが困難な場合は、支援を実施する事業者をあっせんすることにより、引き続き就労を支援します。	[地域福祉課]
(4) 進学支援	中学3年生・高校3年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行うチャレンジ支援貸付事業を継続的に実施し、生活困窮の家庭を支援します。	[地域福祉課]

【主な事業目標】

区分	事業名	平成26年度 現在	平成32年度 目標	所管課
新規	市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】	未設置	設置	地域福祉課
	(内容) 生活困窮者を含めた多様な市民の相談に、積極的かつ総合的に対応できる「市民なやみごと相談窓口」において、市民の抱える課題の解決に向けた支援を行います。			



市民・活動団体にできることの検討

○身近な地域に、生活困窮者又はその条件に近い存在に気付いた時、その世帯への制度の周知や関係機関への情報提供により、地域の連携を深め助け合うこと。



市内の事業者(所)にできることの検討

○ハローワークなどから情報を収集し、国などの制度を理解して積極的に雇用するよう努める。

【コラム】 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度の主な対象者は、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者となります。

生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることが期待されています。

平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度が始まり、全国に生活困窮者に対する相談窓口が設置されました。(自立相談支援事業の窓口)

相談窓口では、生活困窮者の把握と本人の置かれている状況や環境、並びに生活困窮に陥った背景・要因を分析、対応すべき課題を捉えて解決の方向を見定めていくことを基本とし、他の専門機関と連携しながら、寄り添い型の支援を行うこととなっています。

- 自立相談支援事業：あなただけの支援プランを作ります。
- 住居確保給付金の支給：家賃相当額を支給します。
- 就労準備支援事業：社会、就労への第一歩。
- 家計相談支援事業：家計の立て直しをアドバイス。
- 就労訓練事業：柔軟な働き方による就労の場の提供。
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援：子どもの明るい未来をサポート。
- 一時生活支援事業：住居のない方に衣食住を提供します。 (参照：厚生労働省 HP)

第5章 計画の推進と進行管理

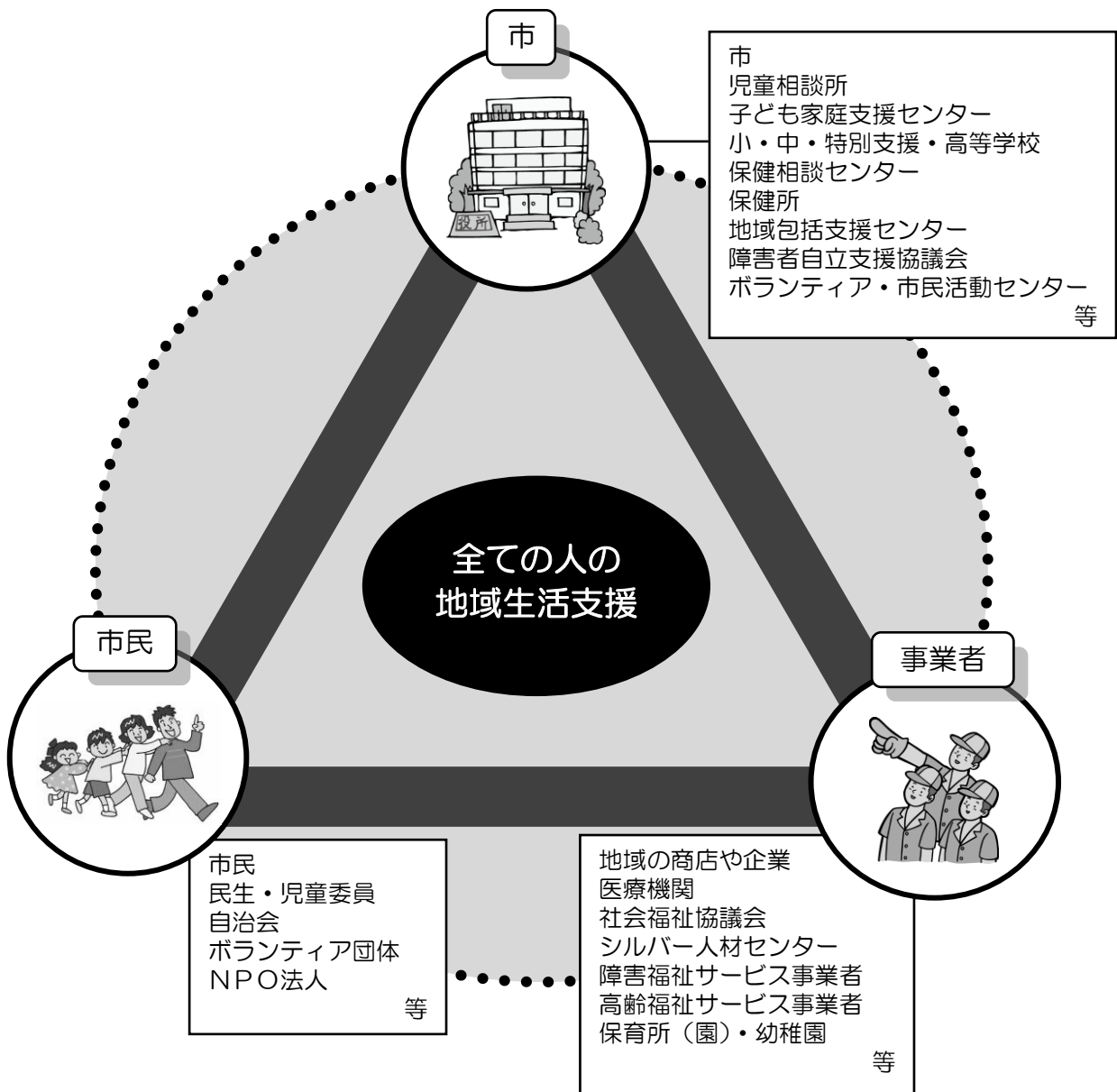
第1節 計画推進の体制

1 推進体制の考え方 — 適切な役割分担による計画の推進 —

本計画を推進するに当たっては、市民・事業者・市の連携・協働が不可欠です。

そこで、「市民活動団体との協働に関する指針」（平成18年1月）に基づき、地域においてそれぞれが主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体が共に連携・協働の視点で取組を行っていくことが求められます。

[連携・協働のイメージ図]



2 期待される役割 — 具体的な推進内容 —

(1) 市の役割

市は、本計画に定める施策・事業を実行し、地域福祉の推進に努めます。

市民（地域住民）、事業者（所）の地域福祉に関する活動について自発性・自主性を尊重するとともに、自主的・積極的に地域福祉活動に参加できるよう、参加しやすい機会や分かりやすい情報の提供など必要な支援を実施します。また、地域で発見される生活課題について、情報の共有と問題解決のためのコーディネーターの配置や活動の場や機会などの環境整備に努めます。

そのほか、公的な福祉サービスでの対応が必要な場合には、早急に福祉サービスを提供するとともに、行政の縦割りをなくし、横断的な解決を図ります。

(2) 市民・活動団体の役割

市民（地域住民）一人一人が地域福祉についての理解を深めるとともに、地域を構成する一員であることを認識することが大切です。身近な場所で自分にできることは何かを考え、個人として、ボランティア団体やNPO法人等のメンバーとして、自主的・積極的な地域福祉活動を実践し、助け合いながら、地域福祉を実現していくことが期待されます。

(3) 事業者（所）の役割

福祉サービスの提供者として、市民（地域住民）の多様なニーズに応えるとともに、サービスの質の向上に努め、地域のネットワークなどを通じて他のサービスと連携し総合的なサービス提供の実現を図っていくことが求められます。

また、地域の商店や企業などが、地域福祉についての理解を深め、地域社会の一員として活動していくことが期待されます。

※ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図る中心的な団体」として位置付けられており、住民主体の活動を支援していくという重要な役割を担っています。

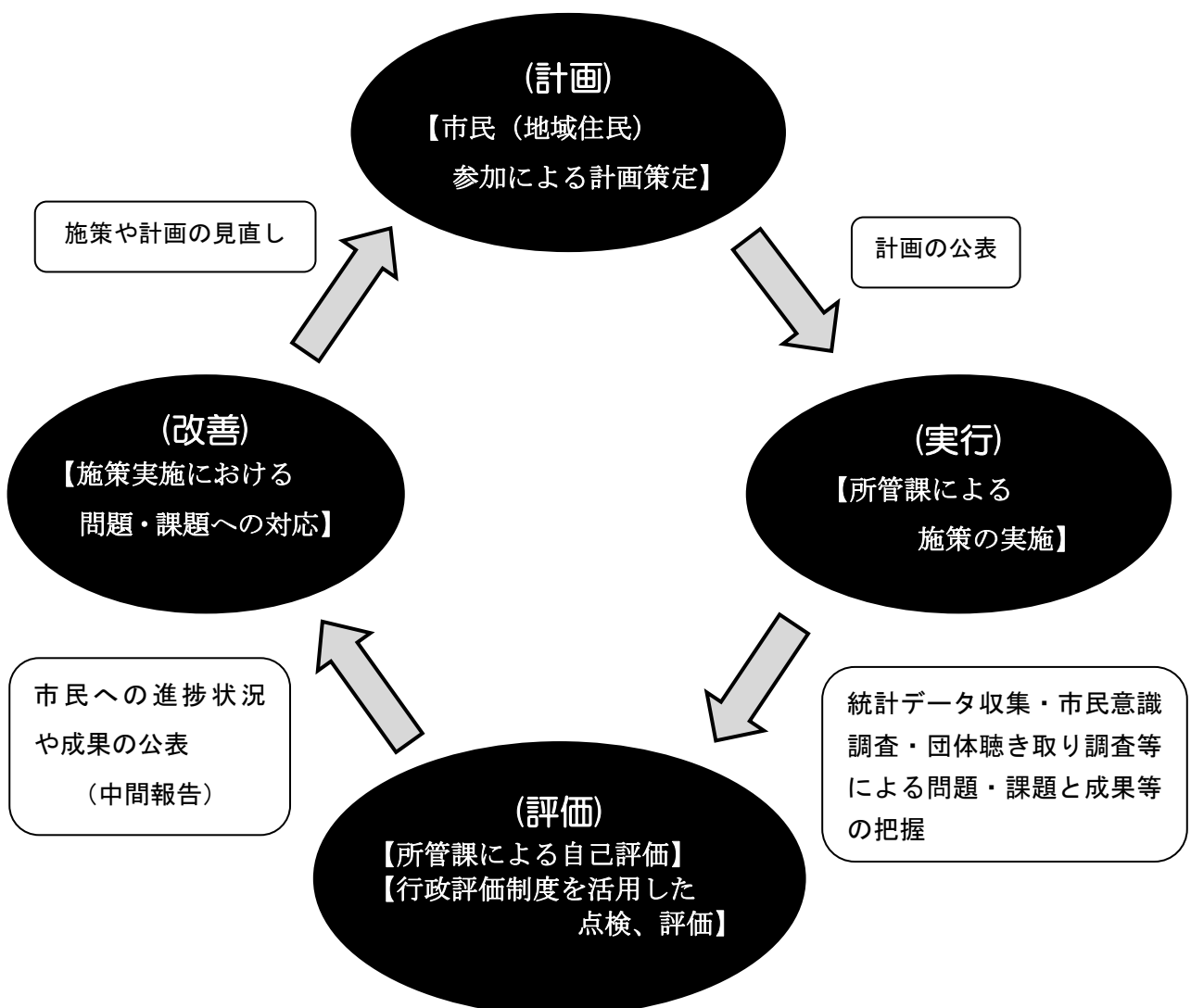
また、地域福祉を推進するため、社会福祉協議会がコーディネート役となって、地域の人と人、関係団体、関係機関などを結び、地域での「共に支え合う」活動の実践につなげ、互いがそれぞれの多様性を認め合う豊かな福祉コミュニティへと発展させていくことなどの役割も担っています。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理と評価

本計画を実効性あるものとして推進するため、行政評価制度*を活用するとともに、計画の進捗状況を確認・評価し、市民に中間報告を公表し、必要に応じて改善を図っていきます。

【進行管理のイメージ】



(1) 所管課による自己評価

本計画の各施策・事業について、所管課が自己評価・フォローを行いながら、計画に基づく事業の実施に努めます。

(2) 行政評価制度を活用した点検及び評価

本市では、市民の視点に立った成果志向の行政運営、透明性の高い行政運営を実現するために、行政評価委員会を設置して事務事業の効果を事後に分析・検証する「行政評価制度」を導入しており、福祉部門を含む市の事業について行政評価を実施しています。本計画の各施策・事業について行政評価制度を活用した点検及び評価を行うとともに、課題について検討し、その結果を次の事業展開に反映させていきます。

(3) 市民への公表

進行管理の機会にあわせて、本計画についての進捗状況を取りまとめ、ホームページを通じて市民へ公表していきます。

資料編

1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

平成27年3月3日
武蔵村山市
訓令(乙)第8号

(設置)

第1条 武蔵村山市における社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画を武蔵村山市の地域事情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、地域福祉計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員15人をもって組織する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 学識経験者 | 1人 |
| (2) 地域福祉関係者 | 3人 |
| (3) 福祉・教育施設関係者 | 5人 |
| (4) 関係市民団体等の代表者 | 4人 |
| (5) 公募による市民 | 2人 |

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置く。

2 座長は、前条第1号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

	氏名	所属団体等	選出区分
座長	河津 英彦	淑徳大学 教育学部 教授	学識経験者
副座長	長田 文男	武蔵村山市民生・児童委員協議会 会長	地域福祉関係者
委員	野崎 利明	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会	地域福祉関係者
委員	吉 富 広	武蔵村山市ボランティア・市民活動センター センター長	地域福祉関係者
委員	栗原 隆寛	社会福祉法人村山福社会 伊奈平苑 副施設長	福祉・教育施設関係者
委員	高 橋 毅	社会福祉法人あかつきコロニー 常務理事	福祉・教育施設関係者
委員	小谷 義広	社会福祉法人鶴風会東京小児療育病院 通所課長	福祉・教育施設関係者
委員	堀越 千草	社会福祉法人武蔵村山育成会 ひまわり保育園 園長	福祉・教育施設関係者
委員	若杉 哲文	東京都立村山特別支援学校 校長	福祉・教育施設関係者
委員	佐藤 秀夫	武蔵村山市自治会連合会 会長	関係市民団体等の代表者
委員	加藤 政幸	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター 理事	関係市民団体等の代表者
委員	藤崎 由美子	NPO法人シニアメイトサービス 理事	関係市民団体等の代表者
委員	木下 幸子	介護予防リーダー会 代表者	関係市民団体等の代表者
委員	大平 義弘	一般市民	公募による市民
委員	小川 隆之	一般市民	公募による市民

2 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会

(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

〔平成27年3月3日
武蔵村山市
訓令(乙)第7号〕

(設置)

第1条 武蔵村山市における社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の素案を作成し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人をもって組織する。

2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、企画財務部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部子育て支援課長、同部子ども育成課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、都市整備部都市計画課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。
一部改正(平成27年5月20日武蔵村山市訓令(乙)第133号)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び健康福祉部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月20日武蔵村山市訓令(乙)第133号)

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	職 名
委員長	登坂 正美	健康福祉部長
副委員長	高尾 典之	健康福祉部高齢・障害担当部長
委員	田代 篤	健康福祉部子ども家庭担当部長 (平成27年5月19日まで)
委員	神子 武己	企画財務部企画政策課長
委員	鈴木 浩	総務部防災安全課長
委員	三條 博美	協働推進部協働推進課長
委員	諸星 裕	健康福祉部高齢福祉課長
委員	川島 一利	健康福祉部障害福祉課長
委員	小林 真	健康福祉部子育て支援課長 (平成27年5月20日から)
委員	乙幡 康司	健康福祉部子ども育成課長
委員	増田 宗之	健康福祉部生活福祉課長
委員	宮沢 聖和	健康福祉部健康推進課長
委員	雨宮 則和	都市整備部都市計画課長
委員	松下 君江	教育部教育総務課長

3 計画策定までの経過

日 程	事 項
平成 26 年 12 月 1 日～ 平成 26 年 12 月 24 日	<p>武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査</p> <p>18歳以上の市民 対 象 数 3,000 件 有効回答数 1,161 件 (38.7%)</p> <p>要支援・要介護認定を受けている市民 対 象 数 1,000 件 有効回答数 424 件 (42.4%)</p> <p>障害のある市民 対 象 数 500 件 有効回答数 208 件 (41.6%)</p> <p>ボランティア団体等 対 象 数 88 団体 有効回答数 45 団体 (51.1%)</p>
平成 27 年 2 月 4 日	<p>グループインタビュー</p> <p>ボランティア団体等 対 象 数 12 団体</p>
平成 27 年 4 月 28 日	<p>◇第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 議 題</p> <p>(1) 計画の根拠法令と位置付けについて (2) 第四次地域福祉計画構成（案）について (3) 第四次地域福祉計画の素案について (4) その他</p>
平成 27 年 4 月 30 日	<p>○第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 議 題</p> <p>(1) 副座長の互選について (2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等 について (3) 計画の根拠法令と位置付けについて (4) 第四次地域福祉計画構成（案）について (5) 第四次地域福祉計画の素案について (6) その他</p>
平成 27 年 5 月 22 日	<p>◇第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項</p> <p>(1) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について (2) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (3) 第 1 回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について (4) 第 1 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (5) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について (2) その他</p>

平成 27 年 5 月 28 日	<p>○第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について</p> <p>(2) 第 1 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について</p> <p>(3) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について</p> <p>(2) その他</p>
平成 27 年 6 月 22 日	<p>◇第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について</p> <p>(2) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について</p> <p>(3) 第 2 回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について</p> <p>(4) 第 2 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について</p> <p>(5) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について</p> <p>(2) その他</p>
平成 27 年 6 月 25 日	<p>○第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について</p> <p>(2) 第 2 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について</p> <p>(3) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について</p> <p>(2) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について</p> <p>(3) その他</p>
平成 27 年 8 月 3 日	<p>◇第 4 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について</p> <p>(2) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について</p> <p>(3) 第 3 回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について</p> <p>(4) 第 3 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について</p> <p>(5) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について</p> <p>(2) その他</p>

平成 27 年 8 月 6 日	<p>○第 4 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 報告事項</p> <p>(1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (2) 第 3 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について (2) その他</p>
平成 27 年 9 月 11 日	<p>◇第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項</p> <p>(1) 第 4 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について (2) 第 4 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (3) 第 4 回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について (4) 第 4 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (5) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 5 章）の検討について (2) その他</p>
平成 27 年 9 月 15 日	<p>○第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 報告事項</p> <p>(1) 第 4 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (2) 第 4 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 5 章）の検討について (2) その他</p>
平成 27 年 10 月 19 日	<p>◇第 6 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項</p> <p>(1) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について (2) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (3) 第 5 回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について (4) 第 5 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (5) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 第四次地域福祉計画（素案）の検討について (2) その他</p>
平成 27 年 10 月 22 日	<p>○第 6 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 報告事項</p> <p>(1) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (2) 第 5 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他</p> <p>議 題</p> <p>(1) 第四次地域福祉計画（素案）の検討について (2) その他</p>

資料編

平成 27 年 11 月〇〇日 (予定)	◇第 7 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催
平成 27 年 11 月〇〇日 (予定)	○武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会による武蔵村山市第四次地域福祉計画(素案)の市長への報告
平成 27 年 12 月 1 日～ 平成 27 年 12 月 31 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 12 月〇〇日 (予定)	第四次地域福祉計画市民説明会 ・ 第四次地域福祉計画(素案)の説明 ・ 意見交換

4 用語の説明（50音順）

ア行

◆アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。また、様々な製品や建物やサービスへのアクセスしやすさ等、どの程度利用しやすいか対応性の度合いを示す言葉でもある。

◆SNS（エス エヌ エス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略であり、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。

各社がサービス行っており、代表的なものとして、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）Mixi（ミクシイ）などがある。

市では、平成24年10月から公式Facebookページの運用を開始している。

◆NPO法人（特定非営利活動法人）

営利を目的とせず、市民が主体となって社会貢献活動を行う法人格を持った民間組織。Non Profit Organizationの日本語訳。

◆音声コード

印刷物に掲載された縦横約2センチの「コード」。専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字などで出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報を持つため、大量の情報を掲載することができる。

カ行

◆外出支援ボランティア

一般の交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障害のある人に対し、外出の際など車の運転などにより、送迎や付き添いを協力するボランティア。

◆行政評価制度

行政評価制度とは、行政が市民に提供しているさまざまなサービスについて、成果を客観的に評価して、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させることで、行政サービスの継続的な向上を図る仕組み。

市では、市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換、透明性の高い行政運営の実現等を目的に、平成14年度からこの制度を試行・導入している。

◆権利擁護センター（仮称）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力の不十分な人の権利擁護についての相談や成年後見制度の専門的な相談、福祉サービスの利用援助を行う。

◆子育てセンター

子ども家庭支援センター（次項）と連携を図り、地域の子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。）を支援するため、保育所の子育てに関する経験、知識等を活用し、子育てについての相談等を実施する。

◆子ども家庭支援センター

福祉、保健、医療等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供、地域の組織化等を行う中で子どもと家庭に関する支援ネットワークを中心となって構築する。

サ行

◆自主防災組織

主に自治会を母体として、地域の住民が自主的に協力・連帯して防災活動を行う組織（ボランティア団体）のこと。

平常時には、防災訓練の実施、防災施設の点検、防災資器材等の整備など災害予防活動を行い、地震や台風などの災害発生時には、住民と一致団結して消火活動、避難誘導、救助・救護活動などの災害対応活動に当たり被害を最小限に抑えるなど、地域全体の安全のための活動を行う。

◆自主防犯組織

「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、地域で防犯活動を自主的に取り組んでいる組織（ボランティア団体）のこと。

自治会などの地域住民による団体や、子どもの保護者の団体などによって組織され、自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などを行う。

◆障害者地域自立生活支援センター

地域における障害者の自立生活を支援するため、身近な地域において在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等総合的なサービス提供を行う。

◆スクールソーシャルワーカー

問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携によって問題の改善及び軽減を図る者。

◆生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちにあらかじめ後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「補助」「保佐」の3類型に分かれる。

タ行

◆地域福祉活動団体

営利を目的としないという前提のもと、地域の福祉向上のために、自主的に活動を行う市民団体。

◆地域包括支援センター

地域包括ケアを実現するため、その中核機関として、介護保険法に新たに規定された施設。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員が配置され、地域支援事業の介護予防事業や要支援者についての介護予防サービスに関する介護予防ケアマネジメント業務、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務並びに高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担い、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う。

ナ行

◆ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人が、地域社会の中で、他の人々と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。

ハ行

◆バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

◆ピアカウンセラー

同じ悩みや障害をもつ人の相談に乗り、仲間として親しく話し合いながら情報提供やその活用法をアドバイスする人であり、悩みや障害をその人自身が克服できるように援助を行う。

◆避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

◆避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者（前項）を支援するために、自治体が作成する名簿。

市では、避難行動要支援者のうち、関係者への情報提供に同意した人達の名簿を警察署、消防署、民生・児童委員等に配布し、いざというときの安否確認や救援活動に役立てている。

◆福祉サービス第三者評価制度

福祉サービス利用者が適切なサービスを選ぶことを支援することを目的とした制度であり、事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の中立的な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。

◆ボランティア・市民活動センター

誰もが暮らしやすい社会の実現に向けたボランティア・市民活動を行っている人たちや、これから行おうとしている人たちを応援しています。

「人材育成」「活動拠点」「資金」「情報」「ネットワーク」など、さまざまな側面から市民活動をサポートします。

マ 行

◆民生・児童委員

民生委員は、児童福祉法の規定に基づき児童委員を兼ね、担当区域の高齢者や障害のある人などの住民を把握し、福祉に関するさまざまな相談に応じ、市などの行政機関への橋渡しを行う。

児童委員は、児童、妊産婦、母子家庭等の生活実態を把握し、必要に応じて相談を受け、児童の健全育成、子育て支援等を行う。

ヤ 行

◆ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

◆要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。

第四次地域福祉計画策定スケジュール(修正)

資料 3

	策定懇談会(市民)		策定委員会(庁内)		事務局・コンサル
4月 上旬					素案作成
中旬					↓
下旬	第1回(4/30)	・委員委嘱 ・概要・趣旨説明	第1回(4/28)	・概要・趣旨説明	↓
5月 上旬					↓
中旬			第2回(5/22)	・第1章～第3章	↓
下旬	第2回(5/28)	・第1章～第3章 ・意見集約			↓
6月 上旬					↓
中旬			第3回(6/22)	・修正検討 ・第4章	↓
下旬	第3回(6/25)	・第1章～第3章 ・第4章 ・意見集約			↓
7月 上旬					↓
中旬					↓
下旬					↓
8月 上旬	第4回(8/6)	・第4章 ・意見集約	第4回(8/3)	・修正検討 ・第4章	↓
中旬					↓
下旬					↓
9月 上旬			第5回(9/11)	・修正検討 ・第1章～第5章	↓
中旬	第5回(9/15)	・第1章～第5章 ・意見集約			↓
下旬					↓
10月 上旬					↓
中旬	第6回(10/22)	・第一次素案決定	第6回(10/19)	・第一次素案作成	↓
下旬					↓
11月 上旬		市長報告			市報掲載依頼(11/15日号)
中旬	解 散		第7回	・第二次素案決定	↓
下旬				・調整会議 ↓	↓
12月 上旬				・市長決裁	市報・パブコム・市民説明会
中旬					(12/1～12/31)
下旬					↓
1月 上旬					↓
中旬			第8回	・意見反映 ・原案決定	↓
下旬					↓
2月 上旬					市議会全員協議会
中旬				・調整会議(※大幅な修正がある場合)	原案修正
下旬					庁議
3月 上旬				・市長決裁	印刷
中旬					↓
下旬					製本

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本視点

1 基本理念

地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家族など、時と場合によっては自立し安定した生活を送るために何らかの支援及びサービスの利用などを必要としている人がいます。小さな子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、全ての人が住み慣れた地域の中で、その人らしく自立して心豊かに生きていける、地域のみんなで共に生きるまちを目指すことが必要です。

そこで、上位計画である「武蔵村山市第四次長期総合計画」に掲げる施策の体系の一つが、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」であることなども踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉における市民・事業者・市の共通の目標とします。

だれもが身近な地域や家庭で

安心して暮らせる福祉のまち

2 基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

市民と事業者と市の協働 ～同じ方向を目指して～

地域には様々な人が暮らしていますが、一人一人が抱える生活課題は異なります。地域に暮らす人々が、自らが抱える生活課題や、地域の問題を解決するために行動することは、地域の福祉向上に向けた、大切な原動力になります。

しかし、地域の問題を解決するためには、市民・事業者・市が単独で活動を行うだけでは不十分であり、地域を構成する全ての人々が、それぞれの立場を大切にしながら、生活課題や地域の問題に対して、お互いに連携し、福祉活動を推進することが必要となります。

そこで、本計画を「市民と事業者と市の計画」として位置付け、地域を構成する全ての人々が、お互いの立場を理解し、同じ方向を目指して福祉活動を推進するための道しるべにし、本計画の「基本理念」である「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」の実現を三者の協働により目指します。

第2節 計画の基本目標と施策の体系

1 計画の基本目標

「基本理念」を踏まえ、本計画の基本目標は次の4つとし、市民等との役割分担と連携・協働のもと実現に努めていきます。

《基本目標1》 みんなが参加してつくる地域福祉のまちづくり

ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティアが活発な活動ができるよう、社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターを中核とした支援や、広報・意識啓発活動等を推進し、様々な地域福祉活動や交流を進めます。

また、コミュニティ活動の活性化を図るため、多様な活動主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。

《基本目標2》 福祉施策を総合的に進めるまちづくり

様々な相談ニーズに対応するため、地域の福祉を担う人材の確保や育成を行い、保健・医療と連携した総合的な福祉サービスの充実を図ります。

また、福祉サービスの受給者とサービス提供者を結びつける地域福祉コーディネーター等の機能の充実を図ります。

地域福祉を向上させるため、相談窓口の設置や情報提供、福祉教育・学習の推進を通し、福祉への理解促進に努めます。

《基本目標3》 安全・安心なまちづくり

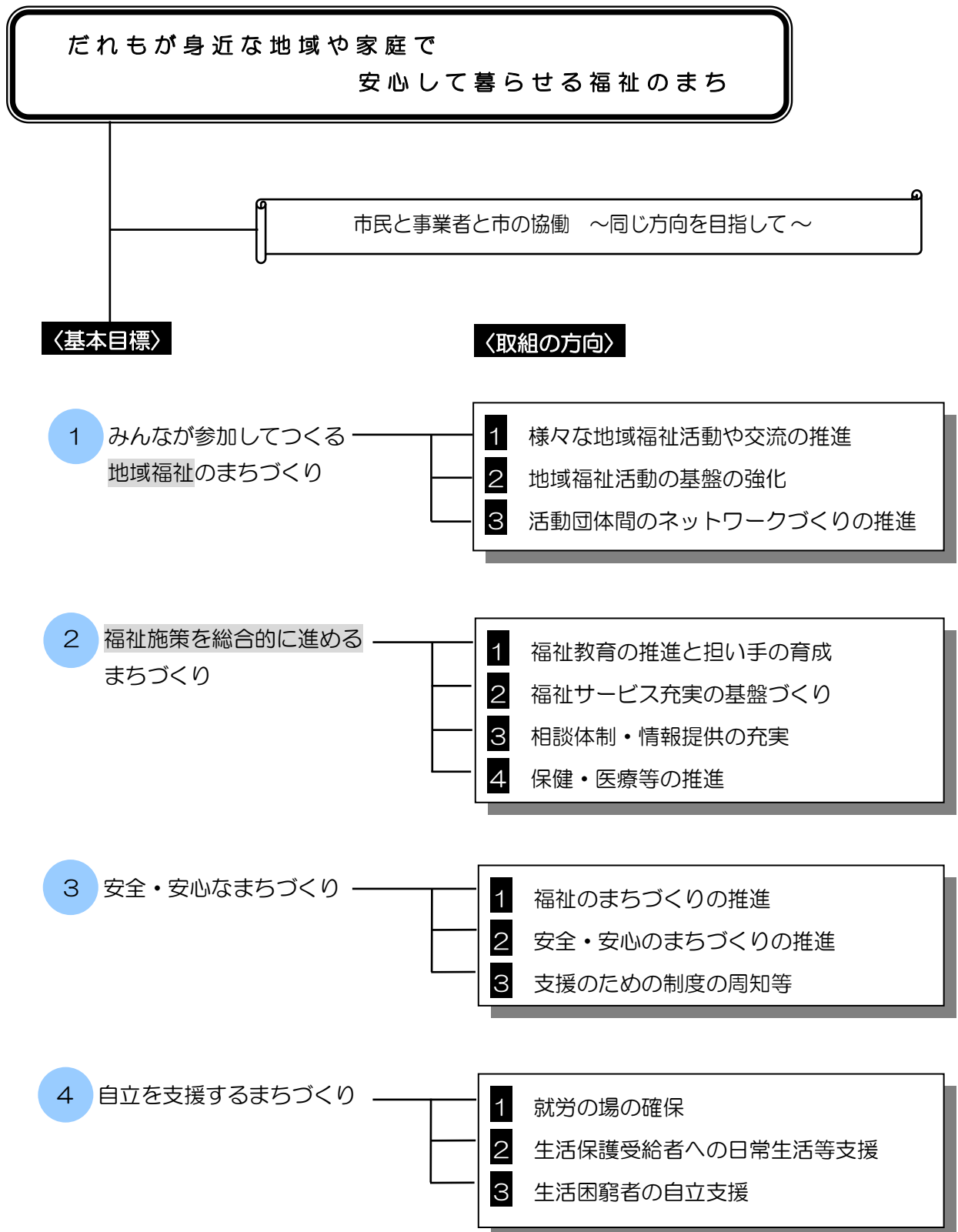
住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、公共的建築物・施設や、公共交通、住宅等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを進め、交通安全、防犯・防災対策の実施など、安全・安心とともに福祉に配慮したまちづくりを推進します。

また、避難行動要支援者への支援等を通じ、個人情報に配慮した地域コミュニティの中で福祉の充実に努めるとともに、必要な支援に応じた制度を周知するための広報システムや体制づくりを図ります。

《基本目標4》 自立を支援するまちづくり

地域におけるそれぞれの立場と責任を果たしながら、互いに支え合う地域づくりを進めるため、生活保護受給者や生活困窮に陥っている地域の人たちを把握するとともに、個々の適切なサービスと運用に努め、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら、生活困窮者の就労及び自立促進を支援していきます。

2 施策の体系



第5章 計画の推進と進行管理

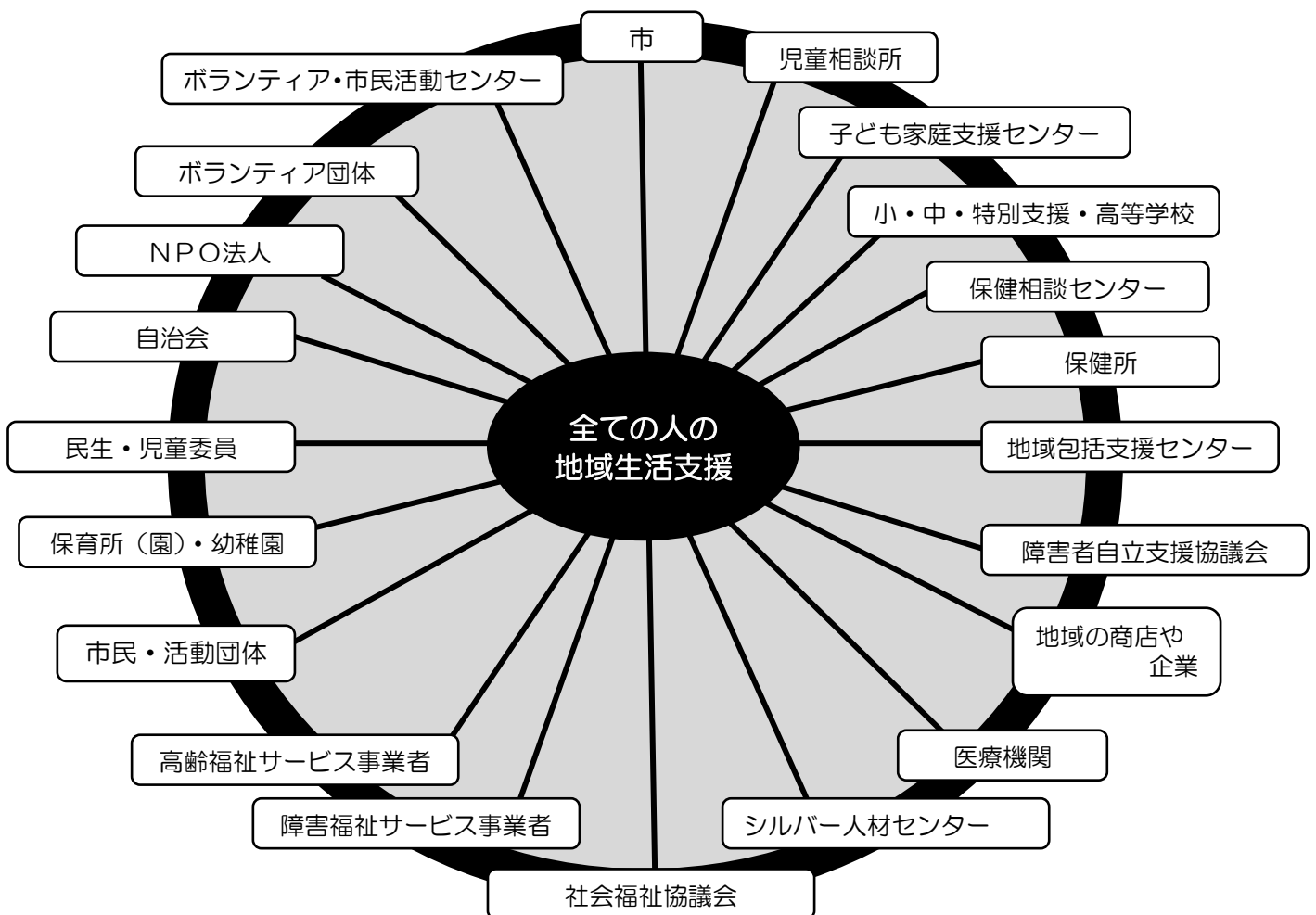
第1節 計画推進の体制

1 推進体制の考え方 — 適切な役割分担による計画の推進 —

本計画を推進するに当たっては、市民・事業者・市の連携・協働が不可欠です。

そこで、「市民活動団体との協働に関する指針」（平成18年1月）に基づき、地域においてそれぞれが主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体が共に連携・協働の視点で取組を行っていくことが求められます。

[連携・協働のイメージ図]



2 期待される役割 — 具体的な推進内容 —

(1) 市民・活動団体の役割

市民（地域住民）一人一人が地域福祉についての理解を深めるとともに、地域を構成する一員であることを認識することが大切です。身近な場所で自分にできることは何かを考え、個人として、ボランティア団体やNPO法人等のメンバーとして、自主的・積極的な地域福祉活動を実践し、助け合いながら、地域福祉を実現していくことが期待されます。

(2) 事業者（所）の役割

福祉サービスの提供者として、市民（地域住民）の多様なニーズに応えるとともに、サービスの質の向上に努め、地域のネットワークなどを通じて他のサービスと連携し総合的なサービス提供の実現を図っていくことが求められます。

また、地域の商店や企業などが、地域福祉についての理解を深め、地域社会の一員として活動していくことが期待されます。

(3) 市の役割

市は、本計画に定める施策・事業を実行し、地域福祉の推進に努めます。

市民（地域住民）、事業者（所）の地域福祉に関する活動について自発性・自主性を尊重するとともに、自主的・積極的に地域福祉活動に参加できるよう、参加しやすい機会や分かりやすい情報の提供など必要な支援を実施します。また、地域で発見される生活課題について、情報の共有と問題解決のためのコーディネーターの配置や活動の場や機会などの環境整備に努めます。

そのほか、公的な福祉サービスでの対応が必要な場合には、早急に福祉サービスを提供するとともに、行政の縦割りをなくし、横断的な解決を図ります。

※ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図る中心的な団体」として位置付けられており、住民主体の活動を支援していくという重要な役割を担っています。

また、地域福祉を推進するため、社会福祉協議会がコーディネート役となって、地域の人と人、関係団体、関係機関などを結び、地域での「共に支え合う」活動の実践につなげ、互いがそれぞれの多様性を認め合う豊かな福祉コミュニティへと発展させていくことなどの役割も担っています。